

# 全 員 協 議 会

令和2年9月29日（火）

本会議終了後

議場

## 〔出席議員〕

川神議長、佐々木副議長

三浦議員、沖田議員、西川議員、村武議員、川上議員、柳楽議員、串崎議員、小川議員、野藤議員、上野議員、飛野議員、笹田議員、布施議員、岡本議員、芦谷議員、永見議員、道下議員、田畑議員、西田議員、澁谷議員、西村議員、牛尾議員

## 〔執行部〕

市 長、副市長、金城自治区長、旭自治区長、弥栄自治区長、三隅自治区長、教育長、総務部長、地域政策部長、健康福祉部長、産業経済部長、弥栄支所長、教育部長

## 〔事務局〕

局長、次長、議事係長

---

## 議 題

### 1 執行部報告事項

- (1) 浜田市国土強靱化地域計画の策定について (地域政策部)
- (2) 浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会検討結果報告書について (地域政策部)
- (3) 山陰浜田港公設市場の開設までのスケジュールについて (産業経済部)
- (4) 弥栄サービスステーションの支援の状況について (弥栄支所)
- (5) 歴史文化保存展示施設専門検討委員会の検討状況について (教育委員会)
- (6) その他
  - ア 令和2年国勢調査に係る「かたり調査」の発生について (総務部)
  - イ 浜田市における新型コロナウイルス感染症患者の発生について (健康福祉部)

### 2 陳情審査結果について

### 3 その他

- (1) 議案における各自の表決結果の記載について  
(配信先) 議案等資料→令和2年9月定例会議→表決結果
- (2) 全員協議会室等のエアコン設置工事日程について
- (3) 島根県市議会議長会主催 議員研修会について  
(WEB研修) 10月22日（木） 午後1時30分～3時30分 議場にて
- (4) 個人一般質問・会派代表質問通告書の公開について
- (5) その他

## 浜田市国土強靱化地域計画の策定について

(政策企画課)

### 計画の概要

#### (1) 背景

平成23年の東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。

国土強靱化計画とは、自然災害の種類や規模に関わらず、災害発生時に想定される「起きてはならない最悪の事態」を回避するための「平時」に必要な施策について、脆弱性評価に基づき、今後の取組方針をまとめたものであり、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、各自治体における早期の計画策定が求められている。

#### (2) 国による策定促進

現在、国土強靱化の取組を一層促進させるため、補助金・交付金に対し、以下の措置がされることとなっている。

【対象】 地方公共団体等が実施する国土強靱化に関する補助金・交付金事業

【措置】 (令和3年度の想定)

**要件化**・・・計画に基づき実施される取組又は明記された事業であることを交付要件とする「要件化」を検討

**重点化**・・・計画に明記された事業に対して「重点配分」「優先採択」等

**配慮**・・・計画に基づき実施される取組に対して「一定程度配慮」

#### (3) 県内の策定状況…令和2年8月1日現在

策定済み 松江市他8市町

策定中 浜田市他9市町村 (令和2年9月中には策定済となる予定)

---

---

# 浜田市国土強靱化地域計画

---

---

令和2年9月

島根県 浜田市

## 目 次

<b>第 1 基本的考え方</b> .....	<b>1 ~ 3</b>
1 計画策定の趣旨   2 計画の位置づけ   3 計画期間   4 計画の推進	
5 基本目標と事前に備えるべき目標	
(1) 基本目標（4 項目）	
(2) 基本目標を達成するための事前に備えるべき目標（8 項目）	
6 国土強靱化に取り組むにあたっての基本的な方針	
<b>第 2 地域特性</b> .....	<b>4 ~ 7</b>
1 地形・地質           2 気象           3 人口           4 道路	
5 公共交通           6 港湾・漁港   7 その他	
<b>第 3 災害の想定</b> .....	<b>8 ~ 9</b>
1 風水害           2 地震           3 津波           4 雪害	
<b>第 4 脆弱性評価</b> .....	<b>10 ~ 11</b>
1 脆弱性評価の実施	
2 「起きてはならない最悪の事態」の設定	
3 脆弱性評価の結果	
<b>第 5 施策分野と推進方針</b> .....	<b>12 ~ 29</b>
1 施策分野の設定 .....	12
2 施策分野ごとの推進方針 .....	13
(1) 行政機能 .....	13
(2) 住宅・都市・土地利用 .....	15
(3) 保健医療・福祉、教育 .....	17
(4) エネルギー、ライフライン .....	20
(5) 情報通信、情報伝達 .....	21
(6) 交通・物流 .....	21
(7) 経済産業 .....	23
(8) 国土保全 .....	24
(9) 環境 .....	25
(10) 横断的分野（避難訓練・防災組織・防災教育） .....	26
(11) 横断的分野（老朽化対策） .....	28
<b>別紙 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価</b> .....	<b>30 ~ 54</b>

# 第1 基本的考え方

## 1 計画策定の趣旨

---

本市では、これまで幾度となく豪雨災害に見舞われており、昭和の時代には4度（S33年、S47年、S58年、S63年）、平成の時代には2度（H25年、H29年）にわたって甚大な被害を受けた。

また、平成23年に発生した東日本大震災をはじめ、近年は、全国各地でこれまでに経験したことのない災害が発生しており、まさに災害の脅威に直面し続けなければならない事態となっている。

このことから、本市では「第2次浜田市総合振興計画」の施策大綱に「災害に強いまちづくりの推進」を掲げ、過去の災害を教訓に防災対策を進めつつ、各種施策に取り組んでいる。

今後、更なる災害が発生した場合に、行政と市民が結束して対応し、生命・財産が守られるよう事前の備えを進めるとともに、持続可能で強靱な地域づくりを進めるために「浜田市国土強靱化地域計画」（以下、「本計画」という。）を策定する。

## 2 計画の位置づけ

---

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）第13条に基づき策定する計画であり、「国土強靱化基本計画」や「島根県国土強靱化計画」と調和するとともに、「第2次浜田市総合振興計画」と整合を図りつつ、「浜田市地域防災計画」をはじめとする本市各種計画の指針となるものである。

## 3 計画期間

---

本計画の推進期間は、令和2年度から令和7年度までの概ね6年間とする。ただし、施策の進捗状況や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直すこととする。

## 4 計画の推進

---

第2次浜田市総合振興計画や浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略等、市の他計画との連携を図るとともに、国・県の強靱化計画と調和をとり、PDCAサイクルによる評価・検証を繰り返しながら計画を推進する。

また、庁内横断的な体制のもと、施策の着実な推進を図るものとする。

## 5 基本目標と事前に備えるべき目標

---

### (1) 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な損害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- ④ 迅速な復旧復興を図ること

### (2) 基本目標を達成するための事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

## 6 国土強靱化に取り組むにあたっての基本的な方針

---

### (1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 強靱性を損なう本質的原因が何かをあらゆる面から吟味しつつ取り組む
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自立・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持つ
- ④ あらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する

### (2) 適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策（防災施設整備、耐震化、代替施設の確保等）とソフト対策（訓練、防災教育等）を適切に組み合わせ効果的に施策を推進する
- ② 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、県、市町村、民間が適切に連携及び役割分担し、強靱化に資する適切な対策を講ずる
- ③ 平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する

### (3) 効率的な施策の推進

- ① 人口減少等による需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえる
- ② 既存の社会資本を有効活用し、民間資金の積極的な活用を図る
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する

### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能の向上と、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮した施策を講ずる
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する

## 第2 地域特性

### 1 地形・地質

#### (1) 地形

本市は、島根県西部の日本海を望む位置にあり、東は江津市と邑南町、西は益田市、南は広島県に隣接している。

市の大部分は、丘陵地や山地で、中国山地が日本海まで迫っており、また、切り立ったリアス式地形と砂丘海岸の織り成す海岸線は、優れた自然環境と天然の良港をもたらしている。

市には、下府川、浜田川、周布川、三隅川等の主要河川が流れており、水質源に恵まれ、河川の下流域には平地を形成して市街地や農地が展開されている。全体として、まとまった平地は少ないが、豊かな自然を有し、多面的機能をもつ中山間地域に恵まれ、国土及び環境の保全や地下水の涵養等に大きな役割を果たしている。

総面積は690.68 km<sup>2</sup>と、島根県内で2番目の広さを有し、島根県の総面積6,708.27 km<sup>2</sup>の10.3%を占めている。

#### (2) 地質

本市における表層付近の地質は、古生代（1億9000万年より前）から第四紀（200万年前から現在まで）の堆積物で構成されており、その分布は島根県地質図に示すとおりである。

特色として市の北東部から南西部にかけて帯状に古生代の変成岩類が分布し、この古生代層を東西に分断するように、中生代の火山岩類や深成岩類、新第三紀の火山岩類が分布している。

また、本市の浜田川の北東部には、新第三紀中新世から鮮新世に堆積した唐鐘累層や都野津累層（礫・砂・泥）が分布し、丘陵地を構成している。

このように、市の大半は古生代及び中生代、新第三紀の堆積物で構成され、第四紀の堆積物は、長浜町の南部で確認される、霞石玄武岩や国分寺層と呼ばれる古砂丘堆積物、完新世（1万年前～現在に形成された地層）の堆積物で構成されている。

これらの堆積物は、海岸部付近や下府川、浜田川、周布川に沿って分布しているが、特に軟弱な完新世堆積物は、海岸に近い谷底平野や海岸平野で確認され、その地層構成は20から30m程度の泥層の上に液状化しやすい砂を載せている。

国分町や久代町の海岸付近には砂丘が発達し、粒径が均一な砂で構成されている。

このように、本市の大半は新第三紀よりも古い堆積物で構成されている。

このため、降雨雪などの影響を受けやすく、たえず風化浸食作用が起こっており、崩壊しやすい急傾斜地をつくる山地と、保水力の極めて乏しい土地に、風水害が起こりやすい地理的条件下にあるといえる。



本市の地質構造は、1872年の浜田地震（M7.1）の際には、豊ヶ浦付近の海岸（波食棚）が広く隆起するなどの地殻変動が見られたことから、この沖合に活断層が分布するとも考えられている。隆起地域は、長浜町海岸部～黒川町～国分町にかけての地域で、黒川町と長沢町にかけ引いた線より北西側は、沈降している。

## 2 気象

本市の気候は、対馬暖流の影響で比較的温暖であり、冬季の積雪は、中山間地域を除き少なく、自然環境や居住条件に恵まれた地域である。

### ■ 平均値（年・月ごとの値）

要素	降水量 (mm)	気温（℃）			風向・風速（m/s）	
	合計	平均	最高	最低	平均	最多風向
統計期間	1981 ～2010年	1981 ～2010年	1981 ～2010年	1981 ～2010年	1981 ～2010年	1990 ～2010年
資料年数	30	30	30	30	30	21
1月	101.3	6.0	9.2	2.8	4.7	西
2月	85.1	6.2	9.9	2.6	4.4	東北東
3月	122.4	8.7	12.9	4.3	4.1	東北東
4月	116.5	13.3	17.8	8.7	3.8	東北東
5月	144.9	17.4	21.8	13.1	3.2	東北東
6月	197.3	21.1	25.0	17.7	2.9	東北東
7月	276.5	25.2	28.6	22.3	3.2	南西
8月	122.7	26.5	30.4	23.2	2.9	東北東
9月	180.8	22.6	26.6	19.1	3.1	東北東
10月	103.0	17.4	21.9	13.3	3.4	東北東
11月	109.0	12.8	17.0	8.9	3.9	東北東
12月	104.4	8.6	12.0	5.2	4.7	西
年	1663.8	15.5	19.4	11.8	3.7	東北東

（松江地方気象台 浜田気象観測所）

### 3 人口

本市の人口は、過去 2 回の国勢調査結果の推移では減少傾向にあり、人口分布においては、旧浜田市に集中している。

高齢化率においては、各自治区とも全国有数の高齢化の進んだ島根県の高齢化率を上回っており、特に中山間地域における高齢者への配慮が必要となる。

自治区	H27 年国勢調査結果		H22 年国勢調査結果		増 減		
	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口増減 (人)	増減率 (%)	世帯増減 (世帯)
浜 田	41,777	18,399	43,905	18,584	▲ 2,128	▲ 4.8	▲ 185
金 城	4,426	1,641	4,622	1,704	▲ 196	▲ 4.2	▲ 63
旭	4,243	1,215	4,888	1,314	▲ 645	▲ 13.2	▲ 99
弥 栄	1,343	531	1,494	591	▲ 151	▲ 10.1	▲ 60
三 隅	6,316	2,712	6,804	2,779	▲ 488	▲ 7.2	▲ 67
合 計	58,105	24,498	61,713	24,972	▲ 3,608	▲ 5.8	▲ 474

（資料：国勢調査）

### 4 道路

本市の道路網は、東西には国道 9 号が走り、南北には浜田自動車道、国道 186 号、主要地方道、一般県道が走っており、更には国道と県道を補完した生活の支えとなる市道によって構成されている。

これらの道路網は、災害時における避難及び救援物資の輸送等で大きな役割を果たすものである。

### 5 公共交通（鉄道、バス路線等）

本市の公共交通は、東西に JR 山陰本線が貫いており、8 つの駅（久代、下府、浜田、西浜田、周布、折居、三保三隅、岡見）がある。このうち、浜田駅と三保三隅駅は特急列車の停車駅であり、広域の東西公共交通の拠点ともなっている。

バスは、民間バス事業者による路線バスと市営バスが運行されており、JR 浜田駅を中心として、地域の生活拠点を結ぶ市内路線と、江津市・益田市への東西を結ぶ路線、更には広島・大阪方面を結ぶ路線が運行されている。

また、路線バスや市営バスがカバーできない地域には、予約型乗合タクシーを導入

するなど、公共交通の移動手段の確保に努めている。

## 6 港湾・漁港

---

本市には重要港湾の浜田港と三隅港がある。さらに特定第3種漁港の浜田漁港と第2種が2港、第1種が5港ある。

これらの施設は、各種災害時には輸送手段等において期待されるものと考えられる。

## 7 その他

---

### (1) 火力発電所

浜田市三隅町には、中国電力三隅発電所が立地している。

### (2) ダム

市内には7基のダムが立地し、治水と発電に重要な役割を果たしている。

特に水害時の洪水調整機能をはじめ、あらゆる災害において重要な施設であることから、関係機関において情報を共有する必要がある。

浜田川 … 浜田ダム、第二浜田ダム  
周布川 … 周布川ダム、大長見ダム、長見ダム  
三隅川 … 木都賀ダム、御部ダム

### 第3 災害の想定

本計画では、本市の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件及び過去の災害発生状況を考慮し、以下の大規模自然災害を想定する。

#### 1 風水害

次の昭和 58 年 7 月の山陰豪雨と、平成 3 年 9 月の台風 19 号を想定災害とする。

想定災害	山陰豪雨 (昭和 58 年 7 月 20 日～23 日)	台風 19 号 (平成 3 年 9 月 27 日～28 日)
気象概況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○時間最大雨量 91.0 mm (浜田) 23 日 1 時 40 分</li> <li>○日最大雨量 331.5 mm (浜田) 23 日</li> <li>○総降水量の最大値 521.5 mm (浜田) 19 日 21 時 20 分から 23 日 15 時 20 分まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○最大瞬間風速・風向 56.5m/s (松江) WSW</li> <li>○最大風速・風向 28.5m/s (松江) W</li> <li>○総降水量の最大値 43.0 mm (西郷)</li> </ul>

#### 2 地震

島根県地震・津波被害想定調査報告書に基づき、浜田市で最も大きな影響を及ぼすとされる「弥栄断層を震源とする地震」を想定災害とする。この地震では、マグニチュード 7.6、震度 6 強、浜田市街地を中心に液状化被害が予測される。



### 3 津波

島根県が公表した津波浸水想定及び島根県地震・津波被害想定調査報告書に基づき、浜田市に影響のある3つの海域地震を対象として以下のとおり想定する。

想定地震名	地震の規模 (MJ)	津波到達 代表地点	津波最高 水位 (m)	最大波 到達時間 (分)
青森県西方沖合(F24)断層地震	8.4	折居漁港	1.87	255
島根県西方沖合(F57)断層地震	8.2	折居漁港	4.85	40
浜田市沖合断層地震	7.3	浜田港	1.68	15

### 4 雪害

昭和38年豪雪と同規模の雪害で、降雪・雪霰のため車両の立ち往生が生ずるような規模の雪害、又は交通機関が途絶し、山間地域が孤立する程度の雪害を想定する。

[昭和38年豪雪の状況]

昭和38年豪雪では、昭和37年12月30日から翌年2月6日までの39日間にわたり降雪が続き、記録的な豪雪となった。

島根県内の被害状況は次のとおり。

・人的被害	死者33人、負傷者53人
・住家被害	全壊204棟、半壊455棟、一部損壊1,094棟
・非住家被害	全壊555棟、半壊433棟
・罹災者	2,237人(577世帯)

## 第4 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の実施

現行の浜田市地域防災計画における予防計画を踏まえ、その他、国土強靱化に資する施策を含めて対象施策を洗い出し、次に示す「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）ごとに脆弱性の評価を行った。

### 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）は、「事前に備えるべき目標」ごとに検討し、次のとおり 31 項目を設定した。

#### ■ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標	番号	起きてはならない最悪の事態
1 直接死を最大限防ぐ。	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1	行政機能の機能不全
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断や防災無線等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

5 経済活動を機能不全に陥らせない。	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3	海上輸送の機能停止による海外貿易への甚大な影響
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	7-4	農地・森林等の被害による国土の荒廃
	7-5	有害物質の大規模拡散・流出
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

### 3 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価」については、別紙（30頁以降）に示すとおりで、これを踏まえて推進方針を「第5 施策分野と推進方針」において示すこととする。

なお、その推進方針に基づいて本計画の推進期間中（令和2年度から令和7年度まで）に実施する事業の一覧は別に示すこととし、その内容は浜田市中期財政計画を踏まえて見直すこととする。

## 第5 施策分野と推進方針

### 1 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を回避するため、次のとおり施策分野を設定した。

#### ■施策分野

(1) 行政機能	(1)-1	防災活動体制の強化
	(1)-2	消防、救急救助体制の整備、火災予防
	(1)-3	行政機能の維持
	(1)-4	防災施設等の整備、建築物の災害予防
(2) 住宅・都市・土地利用	(2)-1	建築物の災害予防
	(2)-2	応急仮設住宅、危険度判定
	(2)-3	都市づくり・土地利用
	(2)-4	危険物施設の安全化
(3) 保健医療・福祉、教育	(3)-1	保健・医療救護体制の強化
	(3)-2	要配慮者等の対策
	(3)-3	災害予防
(4) エネルギー、ライフライン	(4)-1	エネルギー対策
	(4)-2	ライフライン施設の安全化
(5) 情報通信、情報伝達	(5)-1	情報伝達体制の整備
(6) 交通・物流	(6)-1	交通施設の安全化、輸送路の整備等
	(6)-2	物資調達、輸送体制の整備
(7) 経済産業	(7)-1	企業における防災対策等
	(7)-2	帰宅困難者対策
	(7)-3	農林水産基盤の強化
(8) 国土保全	(8)-1	河川、海岸の災害防止
	(8)-2	土砂災害等の災害防止
(9) 環境	(9)-1	生活環境に関する施設等の安全化
(10) 横断的分野 (避難訓練・防災組織・ 防災教育)	(10)-1	防災組織等の活動環境の整備
	(10)-2	防災教育、人材育成
(11) 横断的分野 (老朽化対策)		



## 2 施策分野ごとの推進方針

「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ) ごとの脆弱性評価を踏まえ、施策分野ごとの推進方針を次のとおりとする。

### (1) 行政機能

(1)-1 防災活動体制の強化	
推進方針	担当課
○避難所の確保、環境整備 ・地域住民に災害種類における地域の危険性を把握してもらうことに努め、災害種類全てに避難可能な避難所の整備を検討する。	防災安全課
○備蓄物資の充実、受援拠点の整備 ・あらゆる状況に対応できるよう十分な備蓄物資の整備に努める。また、これらの物資を管理し、かつ、国や他自治体等からのプッシュ型支援物資の受領及び配送拠点となる備蓄倉庫の整備を検討する。	防災安全課
○避難所のエネルギー確保 ・避難所の多くを学校の体育館としているため、冷暖房機器の整備や教室の利用など、有事の際の対応を検討するとともに、非常用発電機等のレンタルが可能な団体との協定を進める。	防災安全課

(1)-2 消防、救急救助体制の整備、火災予防	
推進方針	担当課
○災害用臨時ヘリポートの選定、整備 ・臨時ヘリポートの有効性を検討し、ヘリポートを含む防災総合拠点の整備と活用できる体制づくりを進める。 ・公民館のグラウンドに、夜間でも離着陸できる機器の整備やアスファルト整備等を検討する。	防災安全課 生涯学習課
○出火防止 ・大規模災害時における火災の発生や延焼拡大を防止するため、通電火災等の啓発活動や消防訓練を行う。また住宅用火災警報器や消火器等の設置を促す。	予防課
○消防施設等の充実強化 ・消防力の充実を図るため、必要な施設等の整備を推進する。	警防課
○消防車両等の充実強化 ・複雑で多様化かつ大規模化する災害に対応するため、必要な消防車両や資機材の整備を推進する。	警防課

○消防水利の充実強化 ・消火栓や防火水槽の適切な維持管理や整備を推進し、更なる充足率の向上に努める。	警防課
○消防団施設、車両等の充実強化 ・地域防災力の充実を図るため、各消防団と緊密に連携し、必要な施設や車両等の整備を推進する。	警防課
○消防・防災ヘリポートの整備 ・施設の維持を図るとともに、外部からの支援に対応できる24時間使用可能なヘリ接地帯の整備を検討する。	警防課
○まちかど救急ステーションの充実強化 ・まちかど救急ステーションの充実を図り、質を維持し、事業を継続する。	警防課
○高機能消防指令センターの維持管理及び整備 ・令和6年の施設更新及びそれに向けた定期点検や必要な部品の交換等を実施する。	通信指令課
○通信施設代替ルートの確保 ・消防本部以外にも緊急通報回線を整備して冗長性を持たせ、消防本部が被災した場合においても緊急通信を可能にする。	通信指令課

(1)-3 行政機能の維持	
推進方針	担当課
○重要データの遠隔バックアップ ・災害時に業務システムの重要データの消失を防止し、行政機能の早期復旧を図るため、バックアップ用のデータを遠隔地に保存する対策を推進する。	総務課
○ICT部門における業務継続計画（ICT-BCP）の策定と運用 ・大規模災害時においても業務を継続することができるよう、各システムの業務継続計画の策定を推進し、業務継続に必要な体制を整備する。	総務課
○業務システムのサービス利用 ・大規模災害時においても各業務システムを継続稼働させ、データ消失を防止できるよう、災害に影響を受けないサービス利用や基盤の整備を推進する。	総務課
○行政ネットワーク等の整備 ・大規模災害時においても行政ネットワークが使用できるようになるため、通信回線やネットワークの二重化等の対策を推進する。	総務課
○業務継続性の確保 ・実際の災害時を想定し、より有効な業務継続計画（BCP）の見直しを進める。また、BCP拠点の整備を進める。	防災安全課

(1)-4 防災施設等の整備、建築物の災害予防	
推進方針	担当課
○本庁舎及び支所庁舎の災害予防、耐震性の確保等 ・災害予防、バリアフリー化等を検討する。	行財政改革推進課 各支所防災自治課
○公共施設等の建築物の災害予防、耐震性の確保等 ・適宜、公共施設の災害予防、耐震性の確保等を推進する。	各施設所管課
○公共施設の適正化 ・公共施設等総合管理計画に基づき、施設の適正な配置を推進する。	行財政改革推進課 各施設所管課
○消防施設等の充実強化【再掲】 ・消防力の充実を図るため、必要な施設等の整備を推進する。	警防課
○消防車両等の充実強化【再掲】 ・複雑で多様化かつ大規模化する災害に対応するため、必要な消防車両や資機材の整備を推進する。	警防課
○消防水利の充実強化【再掲】 ・消火栓や防火水槽の適切な維持管理や整備を推進し、更なる充足率の向上に努める。	警防課
○消防団施設、車両等の充実強化【再掲】 ・地域防災力の充実を図るため、各消防団と緊密に連携し、必要な施設や車両等の整備を推進する。	警防課
○高機能消防指令センターの維持管理及び整備【再掲】 ・令和6年の施設更新及びそれに向けた定期点検や必要な部品の交換等を実施する。	通信指令課
○通信施設代替ルート確保【再掲】 ・消防本部以外にも緊急通報回線を整備して冗長性を持たせ、消防本部が被災した場合においても緊急通信を可能にする。	通信指令課

## (2) 住宅・都市・土地利用

(2)-1 建築物の災害予防	
推進方針	担当課
○造成地の地震被害予防対策 ・大規模盛土造成地マップや現地調査の結果を公表することにより、宅地所有者等の自主的な災害予防の取組を促進する。	建設企画課
○宅地裏の自然災害防止対策 ・国県事業の採択にならない自然災害の危険箇所について対策を講じ、災害リスクの軽減を図る。	建設整備課

○イエローゾーン、レッドゾーンの周知 ・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）や土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）について周知を図る。	維持管理課
○危険区域の住宅の補強、移転の促進 ・土砂災害特別警戒区域等にある住宅を対象に、補強補助や移転補助等の支援を行う。	維持管理課 建築住宅課
○木造住宅の耐震化対策 ・旧耐震基準の木造住宅を対象に、耐震改修補助や解体補助等の支援を行う。	建築住宅課
○危険空き家の除却の促進 ・空き家の実態調査を行い、危険空き家の除却に対し支援を行う。所有者不存在の危険空き家については略式代執行を行う。	建築住宅課
○危険なブロック塀等の除却の促進 ・通学路沿いの危険なブロック塀等に対し、除却補助の支援を行う。	建築住宅課
○吹付けアスベストの除去の促進 ・吹付けアスベストの除去等に必要な支援を検討する。	建築住宅課
○市営住宅の老朽化対策と更新等 ・公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した市営住宅の維持管理や更新等を進める。	建築住宅課

(2)-2 応急仮設住宅、危険度判定	
推進方針	担当課
○罹災証明書の発行体制の確保 ・家屋調査を実施するスキルを持つ職員の確保・育成に努めるとともに、他自治体等との協力体制の構築を図る。	防災安全課
○応急仮設住宅の供給 ・避難者の被災状況を踏まえ、応急仮設住宅を建設し、避難者に供給する。	建築住宅課
○被災宅地等の危険度判定の実施 ・被災した宅地や建築物の危険度判定を円滑に行うため、県や関係機関との連携体制を維持する。	維持管理課 建築住宅課

(2)-3 都市づくり・土地利用	
推進方針	担当課
○大規模災害を考慮した都市づくり ・防災都市づくりを推進するため、都市計画マスタープランの見直しを行う。	建設企画課

○土地利用の適正化 ・都市計画法に基づいた適正かつ安全な土地利用について、市民への誘導規制を促進する。	建設企画課
○避難路となる道路の充実 ・避難路となる道路の改良を行う。	建設整備課
○残土処理場の確保 ・常設の残土処理場を確保するとともに、工事間流用を促進する。	建設整備課
○公園等防災空間の確保 ・災害時の避難場所を確保するため、都市公園等の計画的な配置、耐震化・バリアフリー化、公園施設長寿命化計画に基づく適切な維持管理を行う。	維持管理課
○地籍調査事業の推進 ・迅速な復旧・復興を図るために、地籍調査事業を推進する。	地籍調査課

(2)-4 危険物施設の安全化	
推進方針	担当課
○消防法に定める危険物施設の予防対策 ・各事業者には計画的な保安教育や訓練の実施を促し、災害対応の強化を図るとともに、消防法に基づく定期点検、立入検査等により危険物施設の実態把握、指導及び普及啓発を引き続き推進する。	予防課
○火薬類施設の予防対策 ・各事業者には計画的な保安教育や訓練の実施を促し、災害対応の強化を図るとともに、火薬類取締法に基づく立入検査等により火薬類申請事業所の実態把握、指導及び普及啓発を引き続き推進する。	予防課

### (3) 保健医療・福祉、教育

(3)-1 保健・医療救護体制の強化	
推進方針	担当課
○市民等への啓発 ・円滑な医療体制を確保するため、平時からの備えを行い、また、適切な受診行動が取れるよう、災害時の医療救護所や診療所、救急病院の役割について啓発を行う。さらに、透析患者や医療機器使用者等に対して、本人やその家族が災害への備えを行うよう、関係医療機関と連携した啓発を行う。	防災安全課 健康医療対策課

<p>○災害時医療体制の確保（人材関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療に携わる人材の育成に努める。</li> <li>・大規模災害時における医療体制の確保のため、災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、災害時小児周産期リエゾンを円滑に受け入れられるよう関係機関と連携を図る。</li> </ul>	健康医療対策課
<p>○医薬品等の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救護に必要となる医薬品、医療用資機材の備蓄を確保するとともに、供給に関する協定を締結するなど、医薬品等の手配準備を進める。</li> </ul>	健康医療対策課
<p>○避難所における感染予防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種による感染予防が可能な疫病については、引き続き、予防接種法に基づく感染予防を図る。</li> <li>・集団感染のおそれのある疫病について、日頃から知識と予防の啓発を図る。また、感染予防や健康管理等のために必要な機材、消耗品等の確保に努める。</li> </ul>	健康医療対策課
<p>○被災者の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃からの健康管理（かかりつけ医による健康管理、薬の管理等）や心の健康管理に努める普及啓発を行う。</li> <li>・平時から関係機関と連携し、高齢者や障がい者等の被災時の健康管理体制を構築する。</li> <li>・災害時に保健師等の支援の受け入れができるよう、関係機関と連携しておく。</li> </ul>	健康医療対策課
<p>○妊婦や乳児とその同居家族を優先して受け入れる避難所の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度供用開始予定の子育て世代包括支援センターを妊婦や乳児とその同居家族を優先して受け入れる避難所として指定する。</li> </ul>	防災安全課 子育て支援課

(3)-2 要配慮者等の対策	
推進方針	担当課
<p>○避難行動要支援者等支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員、児童委員、自主防災組織等と十分に連携し、要支援者に対する支援の充実を図る。</li> </ul>	防災安全課 地域福祉課
<p>○要配慮者利用施設の避難確保計画の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難確保計画が災害時に有効に働く内容であるか、施設ごとに検証を進めるよう支援する。</li> </ul>	防災安全課

(3)-3 災害予防	
推進方針	担当課
○社会福祉施設の耐震性の確保 ・社会福祉施設について、耐震化の促進を図る。	地域福祉課
○社会福祉施設の災害予防・避難計画の策定 ・様々な災害を想定した訓練の実施について、指導・要請を行う。	地域福祉課
○幼稚園の災害予防・避難計画の策定 ・様々な災害を想定した訓練の実施について、指導・要請を行う。	子育て支援課
○学校の耐震性の確保と老朽化対策 ・平成30年度に策定した学校施設長寿命化計画や、今後策定する学校統合計画を踏まえ、必要に応じて大規模改修を行う。	教育総務課
○学校における災害対応 ・災害時に児童生徒を保護者へ引き渡すまでの間、学校で安全を確保するため、非常用電源や備蓄食料の確保などの体制整備を推進する。	学校教育課
○公民館、図書館、体育館の災害予防、耐震性の確保、老朽化対策 ・公民館、図書館、体育館の長寿命化計画を策定し、災害予防、耐震化、老朽化対策等を推進する。	生涯学習課
○社会教育における防災教育の推進 ・小中学校と地域との連携を図り、計画的に防災教育を行うことで、地域も子どもも防災意識を高める。 ・地域の防災訓練を含めた各種イベント行事において子どもとの関わりをもって顔見知りになり、地域の防災力を上げる。	生涯学習課
○美術館、文化会館、資料館等の文化施設の災害予防、耐震性の確保、老朽化対策 ・各施設の長寿命化計画を策定し、災害予防、耐震化、老朽化対策等を推進し、必要に応じて大規模改修を行う。	文化振興課
○文化財に関する災害予防 ・所有者及び関係機関と連携し、文化財の現状把握に努める。 また、将来的に市全体の文化財保存活用地域計画を策定し、文化財の保存方針を検討する。	文化振興課

#### (4) エネルギー、ライフライン

(4)-1 エネルギー対策	
推進方針	担当課
○避難所のエネルギー確保【再掲】 ・避難所の多くを学校の体育館としているため、冷暖房機器の整備や教室の利用など、有事の際の対応を検討するとともに、非常用発電機等のレンタルが可能な団体との協定を進める。	防災安全課
○災害時医療体制の確保（エネルギー関係） ・災害拠点病院等における自家発電設備や蓄電池等の非常用電源の導入を促進する。	健康医療対策課
○無電柱化の推進 ・国道9号等の緊急輸送道路の無電柱化を推進する。	建設企画課
○公民館、体育館の避難所の整備 ・公民館、体育館の冷暖房設備についてエネルギーに関する補助金等を活用し、計画的な整備を図る。トイレ他施設のバリアフリーについては、社会教育施設長寿命化計画を策定して対応する。	生涯学習課

(4)-2 ライフライン施設の安全化	
推進方針	担当課
○水道施設の安全化 ・水道施設等の被害の軽減、迅速な復旧を図るため、耐震化・更新計画（アセットマネジメント）による施設の更新を行う。 ・災害時に水道事業者間の相互応援を支援するため、平時から日本水道協会等の関係機関との連携強化を図る。 ・水道施設等の災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう、県及び関係機関が行う防災訓練に参加する等、平時から災害対策諸施策を積極的に推進する。 ・災害に備え、平時から協定事業者等と情報共有を図り、復旧用資機材や給水車・給水機材等の整備状況の把握に努める。 ・災害時における受水団体ほか関係機関との連絡方法について、NTT回線以外の代替方法についても検討する。	工務課
○ガス施設の安全化 ・各事業者計画的な保安教育や訓練の実施を促し、災害対応の強化を図るとともに、高圧ガス保安法に基づく保安検査や立入検査等により、高圧ガス施設の実態把握、指導及び普及啓発を引き続き推進する。	予防課



## (5) 情報通信、情報伝達

(5)-1 情報伝達体制の整備	
推進方針	担当課
○市民への的確な情報伝達体制の構築と整備 ・比較検討を行い、設備等の更新及び新設を進める。	防災安全課
○公衆無線 LAN の整備 ・各避難所や主要公共施設等に、災害に対応した公衆無線 LAN を整備する。	政策企画課
○ケーブルテレビネットワークの光回線化 ・市内ケーブルテレビ回線（同軸ケーブル）を光回線に改修する。	政策企画課
○地域における要配慮者対策（外国人対策） ・外国人住民に多言語等（やさしい日本語）による防災情報提供及び災害情報伝達をするため、情報発信体制を整備する。	定住関係人口推進課
○無電柱化の推進【再掲】 ・国道 9 号等の緊急輸送道路の無電柱化を推進する。	建設企画課
○公民館の防災機能の確保 ・公民館を地域の防災拠点と位置付け、情報機器の整備（テレビ会議システム、衛星通信機器含む）や耐震化を推進するとともに、備蓄物資や資機材の整備をはじめ配慮を要する施設としても機能の強化を図る。	生涯学習課

## (6) 交通・物流

(6)-1 交通施設の安全化、輸送路の整備等	
推進方針	担当課
○防災空間の確保・交通施設の安全化 ・災害時の避難路や輸送路として、農道、林道の整備及び農林道の橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を進める。	農林振興課
○道路寸断への対応 ・災害時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集・提供や関係機関との連絡体制を強化する。	農林振興課 維持管理課
○交通規制の実施責任者、実施体制の整備 ・災害時に、道路管理者の責務として、市管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。	農林振興課 維持管理課
○輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定 ・漁船等による救援物資等の輸送手段を確保するため、緊急時の連絡体制等について関係機関と連携を図る。	水産振興課

○緊急輸送道路の整備 ・緊急輸送道路の軸となる山陰道をはじめ、緊急輸送道路の整備を促進する。	建設企画課
○無電柱化の推進【再掲】 ・国道9号等の緊急輸送道路の無電柱化を推進する。	建設企画課
○除雪効率を上げるための道路幅員等の確保 ・除雪が必要な路線について、道路幅員を確保することにより、大型機械による効率的な除雪作業を行う。	建設整備課
○幹線道路の迂回路線の改良 ・迂回路となる市道の改良を行う。	建設整備課
○道路の災害防除事業の推進 ・危険度が高く、交通分断の影響が大きい箇所を優先し、災害防除を推進する。	建設整備課 維持管理課
○橋梁・トンネル等道路施設の長寿命化 ・橋梁やトンネル等道路施設の安全性を確保するため、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、個別計画の策定とその実行により長寿命化対策を進める。	維持管理課
○除雪体制の充実 ・年度ごとに除雪計画を策定し、除雪体制を充実させて迅速な対応を行う。	維持管理課
○通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化 ・緊急輸送道路沿いの通行障害既存耐震不適格建築物に対し、耐震改修補助や解体補助等の支援を行う。	建築住宅課
○狭あい道路の解消 ・幅員4.0m未満である建築基準法第42条第2項の市道を対象に、後退部分に係る工作物等の撤去や移設を行う場合について支援を行う。	建築住宅課

(6)-2 物資調達、輸送体制の整備	
推進方針	担当課
○災害用臨時ヘリポートの選定、整備【再掲】 ・臨時ヘリポートの有効性を検討し、ヘリポートを含む防災総合拠点の整備と活用できる体制づくりを進める。 ・公民館のグラウンドに、夜間でも離着陸できる機器の整備やアスファルト整備等を検討する。	防災安全課 生涯学習課
○公共交通機関の状況把握、連絡調整のための体制の整備 ・災害発生後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧に向けた連絡調整を行うため、平時から関係機関との情報収集・共有などの連携体制を強化する。	まちづくり推進課

<p>○港湾機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常時における海上輸送ネットワークの確保を図る。</li> <li>・港湾 BCP（業務継続計画）の策定を推進する。</li> <li>・海上輸送拠点としての浜田港等の機能強化を推進する。</li> </ul>	産業振興課
<p>○消防・防災ヘリポートの整備【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の維持を図るとともに、外部からの支援に対応できる 24 時間使用可能なヘリ接地帯の整備を検討する。</li> </ul>	警防課

## (7) 経済産業

(7)-1 企業における防災対策等	
推進方針	担当課
<p>○事業所における防災力の向上等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内事業者の職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災力向上の促進を図る。</li> <li>・地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等への積極的な参加について啓発を図る。</li> </ul>	防災安全課 商工労働課
<p>○企業（事業所）における防災体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内事業者における防災組織の整備を促進するため、関係機関の協力体制の確立に努める。</li> </ul>	防災安全課 商工労働課
<p>○企業（事業所）における事業継続の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内事業者の業務継続計画（BCP）の策定を促進するため、普及啓発活動や情報提供を推進する。</li> </ul>	防災安全課 商工労働課

(7)-2 帰宅困難者対策	
推進方針	担当課
<p>○国内外観光客等の帰宅困難者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館やホテル等の協力体制のもと、観光客を一定期間事業所内に留めおくことができるよう協定を締結するとともに、帰宅困難者に支給する必要な物資の備蓄を行う。</li> </ul>	防災安全課 観光交流課
<p>○国内外観光客等の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館やホテル等に対して、帰宅困難者対策、安否確認手段について協定を締結し、その内容を平時から積極的に広報する。</li> </ul>	防災安全課 観光交流課

(7)-3 農林水産基盤の強化	
推進方針	担当課
<p>○農業基盤施設の安全化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用排水施設などの機能診断調査を適切に行い、計画的・効率的に老朽化対策と機能保全対策を推進する。</li> <li>・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池については、抜本的な改修や減災対策を推進する。また、防災重点ため池として特に監視点検が必要な箇所については、ハザードマップ等を作成して周知を図る。</li> </ul>	農林振興課
<p>○地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄地の発生を防ぐとともに、土砂防止機能や洪水防止機能といった農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくために、地域が共同で行う保全活動に対し、交付金などによる支援を行う。</li> </ul>	農林振興課
<p>○農林水産公共施設の老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産公共施設の安全性を確保するため、公共施設等総合管理計画に基づき、各施設の個別計画の策定とその実行により老朽化対策を進める。</li> </ul>	農林振興課 水産振興課
<p>○食料生産基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料の安定供給に資する農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を推進する。</li> </ul>	農林振興課
<p>○漁業施設災害の防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業施設の管理者に対する防災対策の実施及び船舶の所有者に対する安全な港への避難や係留方法の点検・補強などの安全対策を指導する。</li> <li>・機能保全計画に基づき、漁港施設の老朽化対策を計画的・効率的に推進する。</li> </ul>	水産振興課

## (8) 国土保全

(8)-1 河川、海岸の災害防止	
推進方針	担当課
<p>○波浪・浸食・高潮災害の防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・波浪等による被害を防止するため、既存の海岸保全施設の老朽化点検を実施し、改修等を計画的に推進する。</li> </ul>	水産振興課
<p>○市街地等の浸水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川、都市下水路、公共排水路、調整池等の適切な維持管理を行い、改修や老朽化対策を計画的に進める。</li> </ul>	建設整備課 維持管理課

(8)-2 土砂災害等の災害防止	
推進方針	担当課
<p>○土砂災害の防止、公共土木施設の安全化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山地災害の防災・減災を図るため、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせる総合的に実施する。老朽化した治山施設（地すべり防止施設含む）については、計画的に補修や更新等の長寿命化対策を実施する。</li> <li>・山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり防止区域及び地すべり危険地区について周知を図る。</li> <li>・地域住民の協力を得て、地すべり区域等を把握するための各種調査を実施し、地すべり防止区域の指定を推進するとともに、重要度に応じて順次、防止工事を実施する。</li> </ul>	<p>農林振興課 建設企画課</p>
<p>○農地等の保全の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・圃場などの農業基盤の整備や、UI ターン者も含めた農業の担い手の育成、遊休農地の活用等により農地の保全に努める。</li> </ul>	<p>農林振興課</p>
<p>○森林整備及び森林保全の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の有する土砂災害の防止、洪水の緩和、大気浄化などの公益的機能を発揮させるため、人工林や里山林の保全・育成、公的関与による森林整備の推進、災害に強い森林づくりの推進等により、健全な森林の育成・保全に取り組む。</li> </ul>	<p>農林振興課</p>
<p>○宅地裏の自然災害防止対策【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国県事業の採択にならない自然災害の危険箇所について対策を講じ、災害リスクの軽減を図る。</li> </ul>	<p>建設整備課</p>
<p>○イエローゾーン、レッドゾーンの周知【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）や土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）について周知を図る。</li> </ul>	<p>維持管理課</p>
<p>○危険区域の住宅の補強、移転の促進【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害特別警戒区域等にある住宅を対象に、補強補助や移転補助等の支援を行う。</li> </ul>	<p>維持管理課 建築住宅課</p>

## (9) 環境

(9)-1 生活環境に関する施設等の安全化	
推進方針	担当課
<p>○し尿処理施設の安全化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時にし尿を適正かつ速やかに処理できるようにするため、近隣の市町村や業界団体との連携などによるし尿処理の仕組みづくりを促進する。</li> </ul>	<p>環境課</p>

<p>○廃棄物処理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理計画の策定を検討する。</li> <li>・災害時に廃棄物を適正かつ速やかに処理できるようにするため、近隣の市町村や業界団体との連携などによる廃棄物処理の仕組みづくりを促進する。</li> </ul>	環境課
<p>○下水道施設の安全化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の公衆衛生を確保するため、下水道施設の耐震化や、策定済みの長寿命化個別計画等に基づく老朽化対策を計画的に実施する。</li> <li>・災害時における汚水処理機能の早期復旧を図るため、下水道BCP（業務継続計画）を活用した訓練を実施し、必要に応じて見直しを行う。</li> </ul>	下水道課

#### (10) 横断的分野（避難訓練・防災組織・防災教育）

(10)-1 防災組織等の活動環境の整備	
推進方針	担当課
<p>○自主防災組織率の向上と育成強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、出前講座の積極的な開催や資機材の購入補助等により、自主防災組織の組織率向上と地域防災の核となるリーダーの育成、防災力の強化を図る。</li> </ul>	防災安全課
<p>○支援協定締結団体との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協定の締結内容等について精査を行うとともに、新たな締結団体の確保に努める。</li> </ul>	防災安全課
<p>○災害ボランティアの活動環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本赤十字社島根県支部や社会福祉協議会等と連携して、災害ボランティアコーディネーターの育成を推進するとともに、平時からの情報収集や活動体制の構築を促進する。</li> <li>・災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるようにするため、平時から関係機関との連携、地域住民への普及啓発等、災害ボランティア活動環境の整備を図る。</li> </ul>	地域福祉課
<p>○地域の防災拠点機能の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な施設については耐震化を図るため、地域づくり振興事業により支援する。</li> </ul>	まちづくり推進課
<p>○地域コミュニティの活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における地域住民や地域コミュニティの対応能力向上のため、地域活動の促進を行うとともに、地区まちづくり推進委員会の設立を促進する。</li> </ul>	まちづくり推進課

(10)-2 防災教育、人材育成	
推進方針	担当課
<p>○市職員及び市民への防災教育、意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員体制を見直すとともに、訓練等による職員の防災意識の向上及び市の防災機能の強化を図る。</li> <li>・避難訓練により地域住民の防災意識の向上を図り、災害時に備える。</li> </ul>	防災安全課
<p>○ハザードマップの改訂・周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じてハザードマップを改訂するとともに、ハザードマップを活用して市民の防災意識の更なる向上に努める。</li> </ul>	防災安全課
<p>○自助による非常用持出品の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難生活に困らない程度の最低1日分の各種物資を非常用持出品として用意しておくことの必要性について、出前講座等で啓発する。</li> </ul>	防災安全課
<p>○要配慮者利用施設の避難確保計画の策定【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難確保計画が災害時に有効に働く内容であるか、施設ごとに検証を進めるよう支援する。</li> </ul>	防災安全課
<p>○海拔表示板による意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置済みの海拔表示板の維持管理を行うとともに、次期海拔表示板の設置場所や効果的な表示内容を検討する。</li> </ul>	防災安全課
<p>○市民等への啓発【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な医療体制を確保するため、平時からの備えを行い、また、適切な受診行動が取れるよう、災害時の医療救護所や診療所、救急病院の役割について啓発を行う。さらに、透析患者や医療機器使用者等に対して、本人やその家族が災害への備えを行うよう、関係医療機関と連携した啓発を行う。</li> </ul>	防災安全課 健康医療対策課
<p>○人権尊重の視点に基づく防災教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における人権への配慮に関する啓発活動に取り組む。</li> </ul>	人権同和教育啓発センター
<p>○社会福祉施設の災害予防・避難計画の策定【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な災害を想定した訓練の実施について、指導・要請を行う。</li> </ul>	地域福祉課
<p>○幼稚園の災害予防・避難計画の策定【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な災害を想定した訓練の実施について、指導・要請を行う。</li> </ul>	子育て支援課
<p>○学校における災害対応【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に児童生徒を保護者へ引き渡すまでの間、学校で安全を確保するため、非常用電源や備蓄食料の確保などの体制整備を推進する。</li> </ul>	学校教育課

<p>○社会教育における防災教育の推進【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校と地域との連携を図り、計画的に防災教育を行うことで、地域も子どもも防災意識を高める。</li> <li>・地域の防災訓練を含めた各種イベント行事において子どもとの関わりをもって顔見知りになり、地域の防災力を上げる。</li> </ul>	生涯学習課
<p>○避難訓練の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の自主防災組織や事業所等における避難訓練の支援を行う。</li> </ul>	予防課

### (11) 横断的分野（老朽化対策）

推進方針	担当課
<p>○地域の防災拠点機能の確保【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な施設については耐震化を図るため、地域づくり振興事業により支援する。</li> </ul>	まちづくり推進課
<p>○農林水産公共施設の老朽化対策【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産公共施設の安全性を確保するため、公共施設等総合管理計画に基づき、各施設の個別計画の策定とその実行により老朽化対策を進める。</li> </ul>	農林振興課 水産振興課
<p>○漁業施設災害の防止対策【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業施設の管理者に対する防災対策の実施及び船舶の所有者に対する安全な港への避難や係留方法の点検・補強などの安全対策を指導する。</li> <li>・機能保全計画に基づき、漁港施設の老朽化対策を計画的・効率的に推進する。</li> </ul>	水産振興課
<p>○橋梁・トンネル等道路施設の長寿命化【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・橋梁やトンネル等道路施設の安全性を確保するため、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、個別計画の策定とその実行により長寿命化対策を進める。</li> </ul>	維持管理課
<p>○市営住宅の老朽化対策と更新等【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した市営住宅の維持管理や更新等を進める。</li> </ul>	建築住宅課
<p>○学校の耐震性の確保と老朽化対策【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度に策定した学校施設長寿命化計画や、今後策定する学校統合計画を踏まえ、必要に応じて大規模改修を行う。</li> </ul>	教育総務課
<p>○公民館、図書館、体育館の災害予防、耐震性の確保、老朽化対策【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館、図書館、体育館の長寿命化計画を策定し、災害予防、耐震化、老朽化対策等を推進する。</li> </ul>	生涯学習課



<p>○美術館、文化会館、資料館等の文化施設の災害予防、耐震性の確保、老朽化対策【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設の長寿命化計画を策定し、災害予防、耐震化、老朽化対策等を推進し、必要に応じて大規模改修を行う。</li> </ul>	文化振興課
<p>○消防施設等の充実強化【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防力の充実を図るため、必要な施設等の整備を推進する。</li> </ul>	警防課
<p>○消防水利の充実強化【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火栓や防火水槽の適切な維持管理や整備を推進し、更なる充足率の向上に努める。</li> </ul>	警防課
<p>○消防団施設、車両等の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災力の充実を図るため、各消防団と緊密に連携し、必要な施設や車両等の整備を推進する。</li> </ul>	警防課

1 直接死を最大限防ぐ。

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

- 自主防災組織率の向上と育成強化
  - ・地域の防災力を高めるため、自主防災組織率の向上を図る必要がある。(防災安全課)
- 市職員及び市民への防災教育、意識啓発
  - ・市職員数が減少しているが、今までと同等以上の災害対応を行う必要がある。(防災安全課)
  - ・防災意識の向上と、有事を想定した訓練により、災害に備える必要がある。(防災安全課)
- 避難行動要支援者等支援体制の構築
  - ・避難行動要支援者名簿システムにおける要支援者等の情報を充実させるとともに、民生委員、児童委員、自主防災組織と十分に連携した支援を行う必要がある。(防災安全課、地域福祉課)
- ハザードマップの改訂・周知
  - ・暮らしている地域が防災上どのような状況にあるのか、十分に市民に認識されていないため、ハザードマップを活用した周知を行い、防災意識の向上と有事の際の適切な避難行動を促す必要がある。(防災安全課)
- 市民への的確な情報伝達体制の構築と整備
  - ・5つの自治区の防災行政無線を統一し、停電時でも使用可能な放送受信設備及びメール、アプリ等を利用した通信設備といった複数の伝達手段を確保し、それをワンオペレーションで行える体制を整備していく必要がある。(防災安全課)
- 要配慮者利用施設の避難確保計画の検証
  - ・避難確保計画について、より有効な計画となるよう、要配慮者利用施設と連携して検討を進める必要がある。(防災安全課)
- 本庁舎及び支所庁舎の災害予防、耐震性の確保等
  - ・利用者の安全確保、防災拠点機能の確保のため、施設のバリアフリー化、耐震性確保等に取り組む必要がある。(行財政改革推進課、各支所防災自治課)
- 公共施設等の建築物の災害予防、耐震性の確保等
  - ・利用者の安全確保、防災拠点機能の確保のため、施設のバリアフリー化、耐震性確保等に取り組む必要がある。(各施設所管課)
- 公共施設の適正化
  - ・公共施設の効率的な配置による維持コストの削減を図るとともに、適切な維持管理や老朽化対策を行う必要がある。(行財政改革推進課、各施設所管課)
- 地域の防災拠点機能の確保
  - ・地域における防災拠点としての機能を確保し、要配慮者等への支援を充実させるため、集会所や避難所など、地域防災拠点施設の整備・耐震性の確保が必要である。(まちづくり推進課)
- 社会福祉施設の耐震性の確保
  - ・社会福祉施設の耐震性の確保は、倒壊や天井落下を防ぎ、利用者の安全を確保するとともに、避難場所を確保するなど、災害発生後の応急対応や復興の負担を軽減する効果があることから、早急に進める必要がある。(地域福祉課)

- 防災空間の確保・交通施設の安全化
  - ・災害時の避難路や輸送路として、農道、林道の整備や農林道の橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を進める必要がある。(農林振興課)
- 交通規制の実施責任者、実施体制の整備
  - ・道路の損壊等の発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。(農林振興課、維持管理課)
- 大規模災害を考慮した都市づくり
  - ・大規模災害に対応した都市づくりを進める必要がある。(建設企画課)
- 土地利用の適正化
  - ・災害リスクの小さい区域への立地誘導など、安全な土地利用を推進する必要がある。(建設企画課)
- 避難路となる道路の充実
  - ・幅員狭小や一方通行等により、避難路としての機能が十分でない道路がある。(建設整備課)
- 橋梁・トンネル等道路施設の長寿命化
  - ・架設から 30 年を経過した橋梁や古いトンネル等が多く存在するため、今後も修繕を要する施設が増える見込みであり、長寿命化等の老朽化対策が必要である。(維持管理課)
- 公園等防災空間の確保
  - ・都市公園等は災害時における避難先、避難路あるいは救助活動の拠点として重要であるため、施設の耐震化やバリアフリー化、適切な維持管理を行う必要がある。(維持管理課)
- 被災宅地等の危険度判定の実施
  - ・地震により被災した宅地や建築物の危険性を判定し、余震等による二次被害を防ぐため、被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士の体制を維持する必要がある。(維持管理課、建築住宅課)
- 木造住宅の耐震化対策
  - ・旧耐震基準の木造住宅が地震で倒壊した場合、周辺に被害が発生するおそれがあるため、耐震化を促進する必要がある。(建築住宅課)
- 通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化
  - ・緊急輸送道路沿いの旧耐震基準の建築物が地震で倒壊した場合、緊急輸送道路を閉塞するおそれがあるため、耐震化を促進する必要がある。(建築住宅課)
- 危険空き家の除却の促進
  - ・危険空き家が倒壊した場合、周辺に被害が発生するおそれがあるため、除却を促進する必要がある。(建築住宅課)
- 危険なブロック塀等の除却の促進
  - ・ブロック塀等が地震で倒壊した場合、児童等に被害が出るおそれがあるため、除却を促進する必要がある。(建築住宅課)
- 市営住宅の老朽化対策と更新等
  - ・市営住宅の安全性を確保するため、施設の長寿命化や建替えを計画的に進める必要がある。(建築住宅課)
- 学校の耐震性の確保と老朽化対策
  - ・昭和 56 年の耐震基準の改正前に建てられた校舎は、耐震性の確保が必要であり、老朽化が進む校舎は、長寿命化等の対策が必要である。(教育総務課)

- 公民館、図書館、体育館の災害予防、耐震性の確保、老朽化対策
  - ・公民館、図書館、体育館の中には耐震性が確保できていないものもあり、災害の種類によっては使用できない可能性がある。(生涯学習課)
- 美術館、文化会館、資料館等の文化施設の災害予防、耐震性の確保、老朽化対策
  - ・美術館、文化会館等は建築から20年以上、資料館等は建築から40～60年以上経過したものが多いため、耐震性の確保、老朽化対策が必要である。(文化振興課)
- 文化財に関する災害予防
  - ・市内の指定文化財は98件、登録文化財は2件あり、災害時の状況把握に長時間を要するため、所有者との連携を図る必要がある。(文化振興課)
- 消防車両等の充実強化
  - ・複雑、多様化かつ大規模化する災害に対応する各種資機材を早期に整備する必要がある。(警防課)
- 消防水利の充実強化
  - ・消火栓や防火水槽の維持管理、老朽化した消火栓や防火水槽を補修する必要がある。(警防課)
- 消防団施設、車両等の充実強化
  - ・ポンプ車庫等の消防団施設、車両、資機材が老朽化しており、計画的に更新する必要がある。(警防課)
- まちかど救急ステーションの充実強化
  - ・災害時における共助の一助となるように、救命講習を通して知識の積み重ねを行う必要がある。(警防課)

## 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- 自主防災組織率の向上と育成強化【再掲】
  - ・地域の防災力を高めるため、自主防災組織率の向上を図る必要がある。(防災安全課)
- 市職員及び市民への防災教育、意識啓発【再掲】
  - ・市職員数が減少しているが、今までと同等以上の災害対応を行う必要がある。(防災安全課)
  - ・防災意識の向上と、有事を想定した訓練により、災害に備える必要がある。(防災安全課)
- 避難行動要支援者等支援体制の構築【再掲】
  - ・避難行動要支援者名簿システムにおける要支援者等の情報を充実させるとともに、民生委員、児童委員、自主防災組織と十分に連携した支援を行う必要がある。(防災安全課、地域福祉課)
- ハザードマップの改訂・周知【再掲】
  - ・暮らしている地域が防災上どのような状況にあるのか、十分に市民に認識されていないため、ハザードマップを活用した周知を行い、防災意識の向上と有事の際の適切な避難行動を促す必要がある。(防災安全課)
- 市民への的確な情報伝達体制の構築と整備【再掲】
  - ・5つの自治区の防災行政無線を統一し、停電時でも使用可能な放送受信設備及びメール、アプリ等を利用した通信設備といった複数の伝達手段を確保し、それをワンオペレーションで行える体制を整備していく必要がある。(防災安全課)

- 要配慮者利用施設の避難確保計画の検証【再掲】
  - ・避難確保計画について、より有効な計画となるよう、要配慮者利用施設と連携して検討を進める必要がある。(防災安全課)
- 避難路となる道路の充実【再掲】
  - ・幅員狭小や一方通行等により、避難路としての機能が十分でない道路がある。(建設整備課)
- 市営住宅の老朽化対策と更新等【再掲】
  - ・市営住宅の安全性を確保するため、施設の長寿命化や建替えを計画的に進める必要がある。(建築住宅課)
- 狭あい道路の解消
  - ・幅員 4.0m 未満である建築基準法第 42 条第 2 項の市道は、緊急車両の通行が困難で災害時に救助の妨げとなるため、狭あい市道の拡幅を促進する必要がある。(建築住宅課)
- 公民館、図書館、体育館の災害予防、耐震性の確保、老朽化対策【再掲】
  - ・公民館、図書館、体育館の中には耐震性が確保できていないものもあり、災害の種類によっては使用できない可能性がある。(生涯学習課)
- 美術館、文化会館、資料館等の文化施設の災害予防、耐震性の確保、老朽化対策【再掲】
  - ・美術館、文化会館等は建築から 20 年以上、資料館等は建築から 40～60 年以上経過したものが多いため、耐震性の確保、老朽化対策が必要である。(文化振興課)
- 文化財に関する災害予防【再掲】
  - ・市内の指定文化財は 98 件、登録文化財は 2 件あり、災害時の状況把握に長時間を要するため、所有者との連携を図る必要がある。(文化振興課)
- 出火防止
  - ・大規模災害時には広範囲にわたる長時間停電の発生が懸念される。再通電時には電気機器又は電気配線からの火災が発生するおそれがある。(予防課)
- 避難訓練の支援
  - ・大規模災害時には被災建物等からの逃げ遅れが多数発生するおそれがある。(予防課)
- 消防車両等の充実強化【再掲】
  - ・複雑で多様化かつ大規模化する災害に対応できる各種資機材について、早期に整備する必要がある。(警防課)
- 消防団施設、車両等の充実強化【再掲】
  - ・ポンプ車庫等の消防団施設、車両、資機材が老朽化しており、計画的に更新する必要がある。(警防課)
- まちかど救急ステーションの充実強化【再掲】
  - ・災害時における共助の一助となるように、救命講習を通して知識の積み重ねを行う必要がある。(警防課)

### 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

- 自主防災組織率の向上と育成強化【再掲】
  - ・地域の防災力を高めるため、自主防災組織率の向上を図る必要がある。(防災安全課)

- 市職員及び市民への防災教育、意識啓発【再掲】
  - ・市職員数が減少しているが、今までと同等以上の災害対応を行う必要がある。(防災安全課)
  - ・防災意識の向上と、有事を想定した訓練により、災害に備える必要がある。(防災安全課)
- 避難行動要支援者等支援体制の構築【再掲】
  - ・避難行動要支援者名簿システムにおける要支援者等の情報を充実させるとともに、民生委員、児童委員、自主防災組織と十分に連携した支援を行う必要がある。(防災安全課、地域福祉課)
- ハザードマップの改訂・周知【再掲】
  - ・暮らしている地域が防災上どのような状況にあるのか、十分に市民に認識されていないため、ハザードマップを活用した周知を行い、防災意識の向上と有事の際の適切な避難行動を促す必要がある。(防災安全課)
- 市民への的確な情報伝達体制の構築と整備【再掲】
  - ・5つの自治区の防災行政無線を統一し、停電時でも使用可能な放送受信設備及びメール、アプリ等を利用した通信設備といった複数の伝達手段を確保し、それをワンオペレーションで行える体制を整備していく必要がある。(防災安全課)
- 要配慮者利用施設の避難確保計画の検証【再掲】
  - ・避難確保計画について、より有効な計画となるよう、要配慮者利用施設と連携して検討を進める必要がある。(防災安全課)
- 海拔表示板による意識啓発
  - ・適切な場所に海拔表示板の設置を進めることで、津波の危険性について意識啓発をする必要がある。(防災安全課)
- 波浪・浸食・高潮災害の防止対策
  - ・沿岸部では、冬季風浪や台風時の浸食、波浪、高潮や津波等の被害が生じやすいため、海岸保全施設の適切な維持管理を行う必要がある。(水産振興課)
- 避難路となる道路の充実【再掲】
  - ・幅員狭小や一方通行等により、避難路としての機能が十分でない道路がある。(建設整備課)
- 学校における災害対応
  - ・災害時に児童生徒を保護者へ引き渡すまでの間、学校で安全を確保できる体制整備が必要である。(学校教育課)
- 社会教育における防災教育の推進
  - ・地域と小中学校やそこに住む子どもとの関わりが薄れていく中、防災を通して学校と地域の連携を図る。(生涯学習課)
- 消防車両等の充実強化【再掲】
  - ・複雑で多様化かつ大規模化する災害に対応できる各種資機材について、早期に整備する必要がある。(警防課)
- 消防団施設、車両等の充実強化【再掲】
  - ・ポンプ車庫等の消防団施設、車両、資機材が老朽化しており、計画的に更新する必要がある。(警防課)
- まちかど救急ステーションの充実強化【再掲】
  - ・災害時における共助の一助となるように、救命講習を通して知識の積み重ねを行う必要がある。(警防課)

#### 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- 自主防災組織率の向上と育成強化【再掲】
  - ・地域の防災力を高めるため、自主防災組織率の向上を図る必要がある。(防災安全課)
- 市職員及び市民への防災教育、意識啓発【再掲】
  - ・市職員数が減少しているが、今までと同等以上の災害対応を行う必要がある。(防災安全課)
  - ・防災意識の向上と、有事を想定した訓練により、災害に備える必要がある。(防災安全課)
- 避難行動要支援者等支援体制の構築【再掲】
  - ・避難行動要支援者名簿システムにおける要支援者等の情報を充実させるとともに、民生委員、児童委員、自主防災組織と十分に連携した支援を行う必要がある。(防災安全課、地域福祉課)
- ハザードマップの改訂・周知【再掲】
  - ・暮らしている地域が防災上どのような状況にあるのか、十分に市民に認識されていないため、ハザードマップを活用した周知を行い、防災意識の向上と有事の際の適切な避難行動を促す必要がある。(防災安全課)
- 市民への的確な情報伝達体制の構築と整備【再掲】
  - ・5つの自治区の防災行政無線を統一し、停電時でも使用可能な放送受信設備及びメール、アプリ等を利用した通信設備といった複数の伝達手段を確保し、それをワンオペレーションで行える体制を整備していく必要がある。(防災安全課)
- 要配慮者利用施設の避難確保計画の検証【再掲】
  - ・避難確保計画について、より有効な計画となるよう、要配慮者利用施設と連携して検討を進める必要がある。(防災安全課)
- 農業基盤施設の安全化
  - ・農地や農業用施設の冠水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。安全性に不安のある老朽化した農業用ため池は、災害等により決壊するおそれがあるため、整備補強を進める必要がある。(農林振興課)
- 市街地等の浸水対策
  - ・浸水を防ぐため、河川、都市下水路、公共排水路、調整池等を適切に管理する必要がある。(建設整備課、維持管理課)
- 学校における災害対応【再掲】
  - ・災害時に児童生徒を保護者へ引き渡すまでの間、学校で安全を確保ができる体制整備が必要である。(学校教育課)
- 社会教育における防災教育の推進【再掲】
  - ・地域と小中学校やそこに住む子どもとの関わりが薄れていく中、防災を通して学校と地域の連携を図る。(生涯学習課)
- 消防車両等の充実強化【再掲】
  - ・複雑で多様化かつ大規模化する災害に対応できる各種資機材について、早期に整備する必要がある。(警防課)
- 消防団施設、車両等の充実強化【再掲】
  - ・ポンプ車庫等の消防団施設、車両、資機材が老朽化しており、計画的に更新する必要がある。(警防課)
- まちかど救急ステーションの充実強化【再掲】
  - ・災害時における共助の一助となるように、救命講習を通して知識の積み重ねを行う必要がある。(警防課)

## 1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

- 自主防災組織率の向上と育成強化【再掲】
  - ・地域の防災力を高めるため、自主防災組織率の向上を図る必要がある。（防災安全課）
- 市職員及び市民への防災教育、意識啓発【再掲】
  - ・市職員数が減少しているが、今までと同等以上の災害対応を行う必要がある。（防災安全課）
  - ・防災意識の向上と、有事を想定した訓練により、災害に備える必要がある。（防災安全課）
- 避難行動要支援者等支援体制の構築【再掲】
  - ・避難行動要支援者名簿システムにおける要支援者等の情報を充実させるとともに、民生委員、児童委員、自主防災組織と十分に連携した支援を行う必要がある。（防災安全課、地域福祉課）
- ハザードマップの改訂・周知【再掲】
  - ・暮らしている地域が防災上どのような状況にあるのか、十分に市民に認識されていないため、ハザードマップを活用した周知を行い、防災意識の向上と有事の際の適切な避難行動を促す必要がある。（防災安全課）
- 市民への的確な情報伝達体制の構築と整備【再掲】
  - ・5つの自治区の防災行政無線を統一し、停電時でも使用可能な放送受信設備及びメール、アプリ等を利用した通信設備といった複数の伝達手段を確保し、それをワンオペレーションで行える体制を整備していく必要がある。（防災安全課）
- 要配慮者利用施設の避難確保計画の検証【再掲】
  - ・避難確保計画について、より有効な計画となるよう、要配慮者利用施設と連携して検討を進める必要がある。（防災安全課）
- 農業基盤施設の安全化【再掲】
  - ・農地や農業用施設の冠水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。安全性に不安のある老朽化した農業用ため池は、災害等により決壊するおそれがあるため、整備補強を進める必要がある。（農林振興課）
- 地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進
  - ・耕作放棄地の発生を防ぐとともに、土砂防止機能や洪水防止機能といった農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。（農林振興課）
- 森林整備及び森林保全の取組
  - ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから森林整備を実施するとともに、国土の保全など森林の有する公益的機能の低下が懸念されるため、市民生活を守るための森林機能を発揮させる取組が必要である。（農林振興課）
- 土砂災害の防止、公共土木施設の安全化
  - ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、治山施設の整備等のハード対策と、警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせる必要がある。（農林振興課、建設企画課）
  - ・地域住民等への山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり防止区域及び地すべり危険地区の周知が必要である。（農林振興課、建設企画課）
  - ・地すべり危険箇所について、危険箇所の把握と地すべり防止区域の指定を進め、対策中の箇所については、早期概成に向けて地すべり防止工事を推進する必要がある。（農林振興課、建設企画課）



- 農林水産公共施設の老朽化対策
  - ・農林水産公共施設の安全性を確保するため、公共施設等総合管理計画に基づき、各施設の個別計画の策定とその実行により老朽化対策を進める必要がある。(農林振興課、水産振興課)
- 交通規制の実施責任者、実施体制の整備【再掲】
  - ・道路の損壊等の発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。(農林振興課、維持管理課)
- 造成地の地震被害予防対策
  - ・地震の際に宅地造成に伴い崩落や土砂流出の危険度が高い宅地について、宅地の耐震化を促進する必要がある。(建設企画課)
- 宅地裏の自然災害防止対策
  - ・急峻な自然法面を背負った災害リスクの高い宅地が多く存在する。(建設整備課)
- イエローゾーン、レッドゾーンの周知
  - ・住民への周知が十分とは言えない。(維持管理課)
- 危険区域の住宅の補強、移転の促進
  - ・土砂災害特別警戒区域等で土砂災害が発生した場合、多くの人命が失われるおそれがある。(維持管理課、建築住宅課)
- 学校における災害対応【再掲】
  - ・災害時に児童生徒を保護者へ引き渡すまでの間、学校で安全を確保ができる体制整備が必要である。(学校教育課)
- 社会教育における防災教育の推進【再掲】
  - ・地域と小中学校やそこに住む子どもとの関わりが薄れていく中、防災を通して学校と地域の連携を図る。(生涯学習課)
- 消防車両等の充実強化【再掲】
  - ・複雑で多様化かつ大規模化する災害に対応できる各種資機材について、早期に整備する必要がある。(警防課)
- 消防団施設、車両等の充実強化【再掲】
  - ・ポンプ車庫等の消防団施設、車両、資機材が老朽化しており、計画的に更新する必要がある。(警防課)
- まちかど救急ステーションの充実強化【再掲】
  - ・災害時における共助の一助となるように、救命講習を通して知識の積み重ねを行う必要がある。(警防課)

#### 1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

- 自主防災組織率の向上と育成強化【再掲】
  - ・地域の防災力を高めるため、自主防災組織率の向上を図る必要がある。(防災安全課)
- 市職員及び市民への防災教育、意識啓発【再掲】
  - ・市職員数が減少しているが、今までと同等以上の災害対応を行う必要がある。(防災安全課)
  - ・防災意識の向上と、有事を想定した訓練により、災害に備える必要がある。(防災安全課)

- 避難行動要支援者等支援体制の構築【再掲】
  - ・避難行動要支援者名簿システムにおける要支援者等の情報を充実させるとともに、民生委員、児童委員、自主防災組織と十分に連携した支援を行う必要がある。（防災安全課、地域福祉課）
- ハザードマップの改訂・周知【再掲】
  - ・暮らしている地域が防災上どのような状況にあるのか、十分に市民に認識されていないため、ハザードマップを活用した周知を行い、防災意識の向上と有事の際の適切な避難行動を促す必要がある。（防災安全課）
- 市民への的確な情報伝達体制の構築と整備【再掲】
  - ・5つの自治区の防災行政無線を統一し、停電時でも使用可能な放送受信設備及びメール、アプリ等を利用した通信設備といった複数の伝達手段を確保し、それをワンオペレーションで行える体制を整備していく必要がある。（防災安全課）
- 要配慮者利用施設の避難確保計画の検証【再掲】
  - ・避難確保計画について、より有効な計画となるよう、要配慮者利用施設と連携して検討を進める必要がある。（防災安全課）
- 除雪効率を上げるための道路幅員等の確保
  - ・幅員や勾配等の制約により、小型機械による不効率な除雪作業となっている。（建設整備課）
- 除雪体制の充実
  - ・広域的な豪雪の発生を想定して、除雪機械の適正な維持管理やオペレーターの育成などが必要である。（維持管理課）
- 社会教育における防災教育の推進【再掲】
  - ・地域と小中学校やそこに住む子どもとの関わりが薄れていく中、防災を通して学校と地域の連携を図る。（生涯学習課）
- 消防車両等の充実強化【再掲】
  - ・複雑で多様化かつ大規模化する災害に対応できる各種資機材について、早期に整備する必要がある。（警防課）
- 消防団施設、車両等の充実強化【再掲】
  - ・ポンプ車庫等の消防団施設、車両、資機材が老朽化しており、計画的に更新する必要がある。（警防課）
- まちかど救急ステーションの充実強化【再掲】
  - ・災害時における共助の一助となるように、救命講習を通して知識の積み重ねを行う必要がある。（警防課）

## 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

### 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 支援協定締結団体との連携強化
  - ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。（防災安全課）

○避難所の確保、環境整備

- ・指定避難所等には、老朽化が進行している施設や、災害種類によっては適さない施設があるなどの課題を整理する必要がある。(防災安全課)

○避難所のエネルギー確保

- ・多くの避難所では非常用発電等の設備がないため、停電時の冷暖房対応等が困難であり、これらの対策が必要である。(防災安全課)

○備蓄物資の充実、受援拠点の整備

- ・未知のウイルスによる感染症の蔓延及び前例のない局地的豪雨など多様化する災害に対応しなければならない。必要な物資を準備し、それらを適切に保管する備蓄倉庫を整備しておく必要がある。(防災安全課)

○自助による非常用持出品の確保

- ・市備蓄物資の数量にも限りがあるため、避難者が不自由なく避難生活を送れるよう、避難者自身による非常用持出品を確保しておく必要がある。(防災安全課)

○災害時医療体制の確保(エネルギー関係)

- ・災害拠点病院等における自家発電設備や蓄電池等の非常用電源の導入を促進する必要がある。(健康医療対策課)

○漁業施設災害の防止対策

- ・荷捌施設等の漁業関連の陸上施設は、風浪によって被害が発生するおそれがあることから、防災対策が必要である。(水産振興課)
- ・漁船は、風浪によって流出や損傷を受けるおそれがあることから、防災対策が必要である。(水産振興課)

○輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

- ・漁船による救援物資等の輸送手段を確保する必要がある。(水産振興課)

○道路寸断への対応

- ・迂回路として活用できる農道や林道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。(農林振興課)
- ・多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生を防ぐため、道路の通行機能の確保や防災対策を実施する必要がある。(維持管理課)

○防災空間の確保・交通施設の安全化【再掲】

- ・災害時の避難路や輸送路として、農道、林道の整備や農林道の橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を進める必要がある。(農林振興課)

○農業基盤施設の安全化【再掲】

- ・農地や農業用施設の冠水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。安全性に不安のある老朽化した農業用ため池は、災害等により決壊するおそれがあるため、整備補強を進める必要がある。(農林振興課)

○地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進【再掲】

- ・耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。(農林振興課)

○食料生産基盤の整備

- ・農業に係る生産基盤等については、安定した食料供給力を確保するため重要な役割を担っており、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を行う必要がある。(農林振興課)

○緊急輸送道路の整備

- ・災害時の輸送路等確保のため、主要な幹線道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。(建設企画課)

○幹線道路の迂回路線の改良

- ・主要幹線の迂回路としての機能を有する道路の整備・改良を行う必要がある。(建設整備課)

○道路の災害防除事業の推進

- ・法面の崩壊等による交通の分断を防ぐため、災害防除を促進する必要がある。(建設整備課、維持管理課)

○除雪体制の充実【再掲】

- ・広域的な豪雪の発生を想定して、除雪機械の適正な維持管理やオペレーターの育成などが必要である。(維持管理課)

○公民館、体育館の避難所の整備

- ・避難所の多くは、公民館や体育館を利用しているが、冷暖房の整備やトイレなどの整備が遅れている。(生涯学習課)

○消防・防災ヘリポートの整備

- ・着陸帯(舗装面)の老朽化による補修が必要である。(警防課)
- ・夜間離発着可能な着陸帯が限られている。(警防課)

○水道施設の安全化

- ・地震被害として、送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生危険性が高いことから、水道・工業用水道施設の安全性を確保するため、施設の耐震化及び老朽化対策を進める必要がある。(工務課)
- ・風水害等による被害として、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定されることから、各水源の状況等も考慮しながら計画的に安全化対策を推進する必要がある。(工務課)
- ・水道施設等に災害が発生した際には、効果的な応急対策が実施できるよう、関係機関との相互連携体制を確立する必要がある。(工務課)
- ・災害時の上水需要家ほか関係機関と連絡体制について、NTT回線の不通も想定し、代替方法を検討する必要がある。(工務課)

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

○支援協定締結団体との連携強化【再掲】

- ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)

○避難所の確保、環境整備【再掲】

- ・指定避難所等には、老朽化が進行している施設や、災害種類によっては適さない施設があるなどの課題を整理する必要がある。(防災安全課)

○避難所のエネルギー確保【再掲】

- ・多くの避難所では非常用発電等の設備がないため、停電時の冷暖房対応等が困難であり、これらの対策が必要である。(防災安全課)

○備蓄物資の充実、受援拠点の整備【再掲】

- ・未知のウイルスによる感染症の蔓延及び前例のない局地的豪雨など多様化する災害に対応しなければならない。必要な物資を準備し、それらを適切に保管する備蓄倉庫を整備しておく必要がある。(防災安全課)

○自助による非常用持出品の確保【再掲】

- ・市備蓄物資の数量にも限りがあるため、避難者が不自由なく避難生活を送れるよう、避難者自身による非常用持出品を確保しておく必要がある。(防災安全課)

○防災空間の確保・交通施設の安全化【再掲】

- ・災害時の避難路や輸送路として、農道、林道の整備や農林道の橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を進める必要がある。(農林振興課)

○道路寸断への対応【再掲】

- ・迂回路として活用できる農道や林道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。(農林振興課)
- ・多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生を防ぐため、道路の通行機能の確保や防災対策を実施する必要がある。(維持管理課)

○土砂災害の防止、公共土木施設の安全化【再掲】

- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、治山施設の整備等のハード対策と、警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせることで治山対策を推進する必要がある。(農林振興課、建設企画課)
- ・地域住民等への山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり防止区域及び地すべり危険地区の周知が必要である。(農林振興課、建設企画課)
- ・地すべり危険箇所について、危険箇所の把握と地すべり防止区域の指定を進め、対策中の箇所については、早期概成に向けて地すべり防止工事を推進する必要がある。(農林振興課、建設企画課)

○緊急輸送道路の整備【再掲】

- ・災害時の輸送路等確保のため、主要な幹線道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。(建設企画課)

○幹線道路の迂回路線の改良【再掲】

- ・主要幹線の迂回路としての機能を有する道路の整備・改良を行う必要がある。(建設整備課)

○道路の災害防除事業の推進【再掲】

- ・法面の崩壊等による交通の分断を防ぐため、災害防除を促進する必要がある。(建設整備課、維持管理課)

○橋梁・トンネル等道路施設の長寿命化【再掲】

- ・架設から30年を経過した橋梁や古いトンネル等が多く存在するため、今後も修繕を要する施設が増える見込みであり、長寿命化等の老朽化対策が必要である。(維持管理課)

○除雪体制の充実【再掲】

- ・広域的な豪雪の発生を想定して、除雪機械の適正な維持管理やオペレーターの育成などが必要である。(維持管理課)

○公民館の防災機能の確保

- ・孤立時における情報機器が整備されていない。また、分散備蓄としても公民館を防災拠点として位置付け整備する必要がある。(生涯学習課)

○消防・防災ヘリポートの整備【再掲】

- ・着陸帯(舗装面)の老朽化による補修が必要である。(警防課)
- ・夜間離発着可能な着陸帯が限られている。(警防課)

○まちかど救急ステーションの充実強化【再掲】

- ・災害時における共助の一助となるように、救命講習を通して知識の積み重ねを行う必要がある。(警防課)

## 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 支援協定締結団体との連携強化【再掲】
  - ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- 避難所のエネルギー確保【再掲】
  - ・多くの避難所では非常用発電等の設備がないため、停電時の冷暖房対応等が困難であり、これらの対策が必要である。(防災安全課)
- 災害用臨時ヘリポートの選定、整備
  - ・臨時ヘリポートの候補地の選定・検討、併せて各団体との前もっての連絡調整が必要である。(防災安全課)
  - ・公民館のグラウンドは、孤立時におけるヘリコプターの離着陸に適しているが、草刈りや近くまでストレッチャーが入らないところがある。(生涯学習課)
- 災害ボランティアの活動環境の整備
  - ・災害ボランティアが活動しやすいように、ニーズの把握、派遣の調整、関係機関との調整を行う災害ボランティアコーディネーターの育成が必要である。(地域福祉課)
  - ・災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平常時から、地域住民に災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発が必要である。(地域福祉課)
- 消防・防災ヘリポートの整備【再掲】
  - ・着陸帯(舗装面)の老朽化による補修が必要である。(警防課)
  - ・夜間離発着可能な着陸帯が限られている。(警防課)
- 消防施設等の充実強化
  - ・消防庁舎が老朽化しており、計画的に更新する必要がある。(警防課)
- 消防団施設、車両等の充実強化【再掲】
  - ・ポンプ車庫等の消防団施設、車両、資機材が老朽化しており、計画的に更新する必要がある。(警防課)
- まちかど救急ステーションの充実強化【再掲】
  - ・災害時における共助の一助となるように、救命講習を通して知識の積み重ねを行う必要がある。(警防課)

## 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- 支援協定締結団体との連携強化【再掲】
  - ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- 避難所のエネルギー確保【再掲】
  - ・多くの避難所では非常用発電等の設備がないため、停電時の冷暖房対応等が困難であり、これらの対策が必要である。(防災安全課)
- 災害用臨時ヘリポートの選定、整備【再掲】
  - ・臨時ヘリポートの候補地の選定・検討、併せて各団体との前もっての連絡調整が必要である。(防災安全課)

- 災害時医療体制の確保（人材関係）
  - ・災害発生直後は、速やかに市内の医療機関の状況を確認し、必要時には医療救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）を円滑に受け入れられるよう関係機関と連携を図る必要がある。（健康医療対策課）
- 災害時医療体制の確保（エネルギー関係）【再掲】
  - ・災害拠点病院等における自家発電設備や蓄電池等の非常用電源の導入を促進する必要がある。（健康医療対策課）
- 医薬品等の準備
  - ・災害用医薬品等保管場所に、救護に必要となる医薬品、医療用資機材等を備蓄しておくとともに、必要量及び備蓄量を迅速に把握し、備蓄だけで不足するものは、関係機関等から調達する必要がある。（健康医療対策課）
- 市民等への啓発
  - ・災害時は医療機関の状況から、傷病者の対応ができないことが予想され、円滑な医療体制を構築する必要がある。また、透析患者や医療機器使用者等が、必要な治療や処置を十分に受けられないことが予想されるため、本人やその家族に対して、災害への備えについての啓発が必要である。（防災安全課、健康医療対策課）
- 道路寸断への対応【再掲】
  - ・迂回路として活用できる農道や林道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。（農林振興課）
  - ・多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生を防ぐため、道路の通行機能の確保や防災対策を実施する必要がある。（維持管理課）
- 緊急輸送道路の整備【再掲】
  - ・災害時の輸送路等確保のため、主要な幹線道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。（建設企画課）
- 幹線道路の迂回路線の改良【再掲】
  - ・主要幹線の迂回路としての機能を有する道路の整備・改良を行う必要がある。（建設整備課）
- 道路の災害防除事業の推進【再掲】
  - ・法面の崩壊等による交通の分断を防ぐため、災害防除を促進する必要がある。（建設整備課、維持管理課）
- 除雪体制の充実【再掲】
  - ・広域的な豪雪の発生を想定して、除雪機械の適正な維持管理やオペレーターの育成などが必要である。（維持管理課）
- 通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化【再掲】
  - ・緊急輸送道路沿いの旧耐震基準の建築物が地震で倒壊した場合、緊急輸送道路を閉塞するおそれがあるため、耐震化を促進する必要がある。（建築住宅課）
- 狭あい道路の解消【再掲】
  - ・幅員 4.0m 未満である建築基準法第 42 条第 2 項の市道は、緊急車両の通行が困難で災害時に救助の妨げとなるため、狭あい市道の拡幅を促進する必要がある。（建築住宅課）
- 消防・防災ヘリポートの整備【再掲】
  - ・着陸帯（舗装面）の老朽化による補修が必要である。（警防課）
  - ・夜間離発着可能な着陸帯が限られている。（警防課）

○まちかど救急ステーションの充実強化【再掲】

- ・災害時における共助の一助となるように、救命講習を通して知識の積み重ねを行う必要がある。(警防課)

## 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

○支援協定締結団体との連携強化【再掲】

- ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)

○避難所のエネルギー確保【再掲】

- ・多くの避難所では非常用発電等の設備がないため、停電時の冷暖房対応等が困難であり、これらの対策が必要である。(防災安全課)

○医薬品等の準備【再掲】

- ・災害用医薬品等保管場所に、救護に必要となる医薬品、医療用資機材等を備蓄しておくとともに、必要量及び備蓄量を迅速に把握し、備蓄だけで不足するものは、関係機関等から調達する必要がある。(健康医療対策課)

## 2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

○支援協定締結団体との連携強化【再掲】

- ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)

○避難所のエネルギー確保【再掲】

- ・多くの避難所では非常用発電等の設備がないため、停電時の冷暖房対応等が困難であり、これらの対策が必要である。(防災安全課)

○本庁舎及び支所庁舎の災害予防、耐震性の確保等【再掲】

- ・利用者の安全確保、防災拠点機能の確保のため、施設のバリアフリー化、耐震性確保等に取り組む必要がある。(行財政改革推進課、各支所防災自治課)

○公共施設等の建築物の災害予防、耐震性の確保等【再掲】

- ・利用者の安全確保、防災拠点機能の確保のため、施設のバリアフリー化、耐震性確保等に取り組む必要がある。(各施設所管課)

○公共施設の適正化【再掲】

- ・公共施設の効率的な配置による維持コストの削減を図るとともに、適切な維持管理や老朽化対策を行う必要がある。(行財政改革推進課、各施設所管課)

○人権尊重の視点に基づく防災教育

- ・災害時の避難所生活では、強い不安やストレスが重なることで人権に対する意識が薄らいでしまい、災害弱者への配慮が不足するおそれがあるため、啓発が必要である。(人権同和教育啓発センター)

○避難所における感染予防

- ・災害時における感染症の高い疾病に対し、予防接種の接種率が低ければ集団感染を起こすおそれがあるため、予防接種の促進が必要である。(健康医療対策課)
- ・避難所等での新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、0-157等による集団感染発生について、適切な予防が必要である。(健康医療対策課)



- 被災者の健康管理
  - ・子ども、女性、高齢者、障がい者などの配慮を必要とする人が、心身の不調を起こす可能性がある。(健康医療対策課)
- 妊婦や乳児とその同居家族を優先して受け入れる避難所の確保
  - ・一般の避難所では生活が困難な妊婦や乳児に対する環境(妊婦が落ち着いて過ごせる、乳児に授乳させやすい、乳児の夜泣きの理解を周囲に得やすい等)を整える必要がある。(防災安全課、子育て支援課)
- 公園等防災空間の確保【再掲】
  - ・都市公園等は災害時における避難先、避難路あるいは救助活動の拠点として重要であるため、施設の耐震化やバリアフリー化、適切な維持管理を行う必要がある。(維持管理課)
- 応急仮設住宅の供給
  - ・応急仮設住宅を円滑かつ迅速に供給できる体制を構築する必要がある。(建築住宅課)
- 吹付けアスベストの除去の促進
  - ・人体に有害な吹付けアスベストが使用された建築物は、災害時にアスベストが飛散するおそれがあるため、除去を促進する必要がある。(建築住宅課)
- 下水道施設の安全化
  - ・大規模災害時の公衆衛生問題の発生を防ぐため、下水道施設(集落排水施設含む)の老朽化・耐震性対策を計画的に進める必要がある。(下水道課)
  - ・大規模災害発生後に速やかに下水道機能の維持あるいは回復を図るため下水道BCP(業務継続計画)の実効性の向上を図ることが必要である。(下水道課)

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する。

#### 3-1 行政機能の機能不全

- 重要データの遠隔バックアップ
  - ・基幹業務に関するシステムのほとんどが遠隔地バックアップできているが、一部の個別システムについては対応できていないため、対象システム拡充と、それに対応したバックアップ側基盤の整備が必要となる。(総務課)
- ICT部門における業務継続計画(ICT-BCP)の策定と運用
  - ・大規模災害時においては、業務を実施・継続させるためには、対応にあたる職員が限定されることから、復旧体制の確保と優先順位の設定が必要となる。(総務課)
- 業務システムのサービス利用
  - ・一部システムにおいてデータセンターの利用を行っているが、オンプレミス型と遠隔地バックアップの併用や、被災時の通信回線の確保等の課題を踏まえ、比較・検討していく必要がある。(総務課)
- 行政ネットワーク等の整備
  - ・庁舎間ネットワークについては、同時に複数の回線に問題が生じた場合に対応するため、事前の冗長化や代替ネットワークの構築などの対策を検討する必要がある。(総務課)
- 業務継続性の確保
  - ・業務継続計画(BCP)の内容を検証し、実際の災害時に、より有効に活用できるよう、見直しを図る必要がある。また、BCP拠点についても、近年の災害の状況を踏まえて、適地かどうか検討する必要がある。(防災安全課)

- 本庁舎及び支所庁舎の災害予防、耐震性の確保等【再掲】
  - ・利用者の安全確保、防災拠点機能の確保のため、施設のバリアフリー化、耐震性確保等に取り組む必要がある。(行財政改革推進課、各支所防災自治課)
- 公共施設等の建築物の災害予防、耐震性の確保等【再掲】
  - ・利用者の安全確保、防災拠点機能の確保のため、施設のバリアフリー化、耐震性確保等に取り組む必要がある。(各施設所管課)
- 公共施設の適正化【再掲】
  - ・公共施設の効率的な配置による維持コストの削減を図るとともに、適切な維持管理や老朽化対策を行う必要がある。(行財政改革推進課、各施設所管課)

#### 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。

##### 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- 行政ネットワーク等の整備【再掲】
  - ・庁舎間ネットワークについては、同時に複数の回線に問題が生じた場合に対応するため、事前の冗長化や代替ネットワークの構築などの対策を検討する必要がある。(総務課)
- 市民への的確な情報伝達体制の構築と整備【再掲】
  - ・5つの自治区の防災行政無線を統一し、停電時でも使用可能な放送受信設備及びメール、アプリ等を利用した通信設備といった複数の伝達手段を確保し、それをワンオペレーションで行える体制を整備していく必要がある。(防災安全課)
- 支援協定締結団体との連携強化【再掲】
  - ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- 公衆無線 LAN の整備
  - ・災害時等に携帯電話網が使用不能に陥ることが想定されるため、それに代わる通信手段を確保し、災害情報を取得する必要がある。(政策企画課)
- ケーブルテレビネットワークの光回線化
  - ・市内ケーブルテレビ回線で使用されている同軸ケーブルは、経年劣化による耐久性の低下及び耐雷性が脆弱であることから、耐久性に優れ、荒天時でも安定する通信網を整備する必要がある。(政策企画課)
- 無電柱化の推進
  - ・電柱の倒壊による道路の閉塞、停電、通信障害などを防ぐため、無電柱化の推進が必要である。(建設企画課)
- 高機能消防指令センターの維持管理及び整備
  - ・平成 19 年 4 月に運用を開始した高機能消防指令センターについて、その機能を適切に維持する必要がある。(通信指令課)
- 通信施設代替ルートの確保
  - ・消防本部内の緊急通報回線について、消防本部が被災しても緊急通報を受信可能にする必要がある。(通信指令課)

#### 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断や防災無線等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 市民への的確な情報伝達体制の構築と整備【再掲】
  - ・5つの自治区の防災行政無線を統一し、停電時でも使用可能な放送受信設備及びメール、アプリ等を利用した通信設備といった複数の伝達手段を確保し、それをワンオペレーションで行える体制を整備していく必要がある。(防災安全課)
- 支援協定締結団体との連携強化【再掲】
  - ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- 公衆無線 LAN の整備【再掲】
  - ・緊急時に携帯電話網が使用不能に陥ることが想定されるため、それに代わる通信手段を確保し、災害情報を取得する必要がある。(政策企画課)
- ケーブルテレビネットワークの光回線化【再掲】
  - ・市内ケーブルテレビ回線で使用されている同軸ケーブルは、経年劣化による耐久性の低下及び耐雷性が脆弱であることから、耐久性に優れ、荒天時でも安定する通信網を整備する必要がある。(政策企画課)
- 地域における要配慮者対策（外国人対策）
  - ・外国人は言語の違いにより、専門用語が多い災害情報を把握しにくいいため、通訳・相談等のコミュニケーション支援が必要となる。(定住関係人口推進課)
- 国内外観光客等の帰宅困難者対策
  - ・島根県等の関係機関と連携し、大規模集客施設等における観光客をはじめとした帰宅困難者対策の推進を図る必要がある。(防災安全課、観光交流課)
- 国内外観光客等の安全確保
  - ・島根県等の関係機関と連携し、旅館・ホテル等における帰宅困難者対策の推進や安否確認手段の確保を図る必要がある。(防災安全課、観光交流課)
- 無電柱化の推進【再掲】
  - ・電柱の倒壊による道路の閉塞、停電、通信障害などを防ぐため、無電柱化の推進が必要である。(建設企画課)

#### 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 市民への的確な情報伝達体制の構築と整備【再掲】
  - ・5つの自治区の防災行政無線を統一し、停電時でも使用可能な放送受信設備及びメール、アプリ等を利用した通信設備といった複数の伝達手段を確保し、それをワンオペレーションで行える体制を整備していく必要がある。(防災安全課)
- 支援協定締結団体との連携強化【再掲】
  - ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- 避難行動要支援者等支援体制の構築【再掲】
  - ・避難行動要支援者名簿システムにおける要支援者等の情報を充実させるとともに、民生委員、児童委員、自主防災組織と十分に連携した支援を行う必要がある。(防災安全課、地域福祉課)

○公衆無線 LAN の整備【再掲】

- ・緊急時に携帯電話網が使用不能に陥ることが想定されるため、それに代わる通信手段を確保し、災害情報を取得する必要がある。(政策企画課)

○ケーブルテレビネットワークの光回線化【再掲】

- ・市内ケーブルテレビ回線で使用されている同軸ケーブルは、経年劣化による耐久性の低下及び耐雷性が脆弱であることから、耐久性に優れ、荒天時でも安定する通信網を整備する必要がある。(政策企画課)

○地域における要配慮者対策（外国人対策）【再掲】

- ・外国人は言語の違いにより、専門用語が多い災害情報を把握しにくいいため、通訳・相談等のコミュニケーション支援が必要となる。(定住関係人口推進課)

○地域コミュニティの活動の促進

- ・中山間地域では、人口流出・高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持が困難になる集落が増えていることから、災害時に情報の収集・伝達や救助・支援が行える地域づくりが必要である。(まちづくり推進課)

○社会福祉施設の災害予防・避難計画の策定

- ・社会福祉施設には火災などを想定した避難訓練の実施、避難計画の策定などが義務付けられており、安全な避難経路の確保に向けた実践的な訓練を行う必要がある。(地域福祉課)

○幼稚園の災害予防・避難計画の策定

- ・幼稚園には火災などを想定した避難訓練の実施、避難計画の策定などが義務付けられており、安全な避難経路の確保に向けた実践的な訓練を行う必要がある。(子育て支援課)

## 5 経済活動を機能不全に陥らせない。

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

○支援協定締結団体との連携強化【再掲】

- ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)

○事業所における防災力の向上等

- ・市内事業者の職員の防災意識啓発や事業所の防災活動推進が必要である。(防災安全課、商工労働課)
- ・過去の災害や全国での様々な災害により市内事業者の防災意識は高まっているが、地域の防災訓練への参加は少ない状況である。(防災安全課、商工労働課)

○企業（事業所）における防災体制の整備

- ・市内事業者における防災組織の整備の促進を図ることが必要である。(防災安全課、商工労働課)

○企業（事業所）における事業継続の取組の推進

- ・市内事業者における業務継続計画（BCP）の策定が必要である。(防災安全課、商工労働課)

○緊急輸送道路の整備【再掲】

- ・災害時の輸送路等確保のため、主要な幹線道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。(建設企画課)

### 5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

- 支援協定締結団体との連携強化【再掲】
  - ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- 無電柱化の推進【再掲】
  - ・電柱の倒壊による道路の閉塞、停電、通信障害などを防ぐため、無電柱化の推進が必要である。(建設企画課)

### 5-3 海上輸送の機能停止による海外貿易への甚大な影響

- 港湾機能の強化
  - ・非常時における海上輸送ネットワークを確保するため、事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開等に取り組む必要がある。(産業振興課)
  - ・港湾BCP(業務継続計画)の策定を進める必要がある。(産業振興課)
  - ・浜田港等について、海上輸送拠点としての機能の強化に努める必要がある。(産業振興課)

## 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。

### 6-1 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

- 支援協定締結団体との連携強化【再掲】
  - ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- 無電柱化の推進【再掲】
  - ・電柱の倒壊による道路の閉塞、停電、通信障害などを防ぐため、無電柱化の推進が必要である。(建設企画課)
- ガス施設の安全化
  - ・風水害や地震等の大規模災害が発生した場合、高圧ガス施設の安全性が確保できない可能性があるため、高圧ガス施設に対して防災対策を指導する必要がある。(予防課)

### 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 支援協定締結団体との連携強化【再掲】
  - ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- 水道施設の安全化【再掲】
  - ・地震被害として、送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生の高危険性が高いため、水道・工業用水道施設の安全性を確保するため、施設の耐震化及び老朽化対策を進める必要がある。(工務課)

- ・風水害等による被害として、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定されることから、各水源の状況等も考慮しながら計画的に安全化対策を推進する必要がある。(工務課)
- ・水道施設等に災害が発生した際には、効果的な応急対策が実施できるよう、関係機関との相互連携体制を確立する必要がある。(工務課)
- ・災害時の上水需要家ほか関係機関と連絡体制について、NTT回線の不通も想定し、代替方法を検討する必要がある。(工務課)

### 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 支援協定締結団体との連携強化【再掲】
  - ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- し尿処理施設の安全化
  - ・長時間にわたる施設の機能停止を防ぐため、早期復旧を図る対策等の検討が必要である。(環境課)
- 下水道施設の安全化【再掲】
  - ・大規模災害時の公衆衛生問題の発生を防ぐため、下水道施設(集落排水施設含む)の老朽化・耐震性対策を計画的に進める必要がある。(下水道課)
  - ・大規模災害発生後に速やかに下水道機能の維持あるいは回復を図るため下水道BCP(業務継続計画)の実効性の向上を図る必要がある。(下水道課)

### 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

- 支援協定締結団体との連携強化【再掲】
  - ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- 公共交通機関の状況把握、連絡調整のための体制の整備
  - ・災害発生後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧に向けた連絡調整を行うため、関係機関との情報収集・共有体制を強化する必要がある。(まちづくり推進課)
- 防災空間の確保・交通施設の安全化【再掲】
  - ・災害時の避難路や輸送路として、農道、林道の整備や農林道の橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を進める必要がある。(農林振興課)
- 道路寸断への対応【再掲】
  - ・迂回路として活用できる農道や林道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。(農林振興課)
  - ・多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生を防ぐため、道路の通行機能の確保や防災対策を実施する必要がある。(維持管理課)
- 交通規制の実施責任者、実施体制の整備【再掲】
  - ・道路の損壊等の発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。(農林振興課、維持管理課)
- 緊急輸送道路の整備【再掲】
  - ・災害時の輸送路等確保のため、主要な幹線道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。(建設企画課)

○幹線道路の迂回路線の改良【再掲】

- ・主要幹線の迂回路としての機能を有する道路の整備・改良を行う必要がある。(建設整備課)

○道路の災害防除事業の推進【再掲】

- ・法面の崩壊等による交通の分断を防ぐため、災害防除を促進する必要がある。(建設整備課、維持管理課)

○橋梁・トンネル等道路施設の長寿命化【再掲】

- ・架設から30年を経過した橋梁や古いトンネル等が多く存在するため、今後も修繕を要する施設が増える見込みであり、長寿命化等の老朽化対策が必要である。(維持管理課)

○通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化【再掲】

- ・緊急輸送道路沿いの旧耐震基準の建築物が地震で倒壊した場合、緊急輸送道路を閉塞するおそれがあるため、耐震化を促進する必要がある。(建築住宅課)

○狭あい道路の解消【再掲】

- ・幅員4.0m未満である建築基準法第42条第2項の市道は、緊急車両の通行が困難で災害時に救助の妨げとなるため、狭あい市道の拡幅を促進する必要がある。(建築住宅課)

## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。

### 7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

○避難路となる道路の充実【再掲】

- ・幅員狭小や一方通行等により、避難路としての機能が十分でない道路がある。(建設整備課)

○市営住宅の老朽化対策と更新等【再掲】

- ・市営住宅の安全性を確保するため、施設の長寿命化や建替えを計画的に進める必要がある。(建築住宅課)

○狭あい道路の解消【再掲】

- ・幅員4.0m未満である建築基準法第42条第2項の市道は、緊急車両の通行が困難で災害時に救助の妨げとなるため、狭あい市道の拡幅を促進する必要がある。(建築住宅課)

○出火防止【再掲】

- ・大規模災害時には広範囲にわたる長時間停電の発生が懸念される。再通電時には電気機器又は電気配線からの火災が発生するおそれがある。(予防課)

○避難訓練【再掲】

- ・大規模災害時には被災建物等からの逃げ遅れが多数発生するおそれがある。(予防課)

### 7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

○無電柱化の推進【再掲】

- ・電柱の倒壊による道路の閉塞、停電、通信障害などを防ぐため、無電柱化の推進が必要である。(建設企画課)

○交通規制の実施責任者、実施体制の整備【再掲】

- ・道路の損壊等の発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。（農林振興課、維持管理課）

○通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化【再掲】

- ・緊急輸送道路沿いの旧耐震基準の建築物が地震で倒壊した場合、緊急輸送道路を閉塞するおそれがあるため、耐震化を促進する必要がある。（建築住宅課）

**7-3 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生**

○土砂災害の防止、公共土木施設の安全化【再掲】

- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、治山施設の整備等のハード対策と、警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせる必要があり、治山対策を推進する必要がある。（農林振興課、建設企画課）
- ・地域住民等への山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり防止区域及び地すべり危険地区の周知が必要である。（農林振興課、建設企画課）
- ・地すべり危険箇所について、危険箇所の把握と地すべり防止区域の指定を進め、対策中の箇所については、早期概成に向けて地すべり防止工事を推進する必要がある。（農林振興課、建設企画課）

○農業基盤施設の安全化【再掲】

- ・農地や農業用施設の冠水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。（農林振興課）
- ・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池は、災害等により決壊するおそれがあるため、整備補強を進める必要がある。（農林振興課）

**7-4 農地・森林等の被害による国土の荒廃**

○土砂災害の防止、公共土木施設の安全化【再掲】

- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、治山施設の整備等のハード対策と、警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせる必要があり、治山対策を推進する必要がある。（農林振興課、建設企画課）
- ・地域住民等への山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり防止区域及び地すべり危険地区の周知が必要である。（農林振興課、建設企画課）
- ・地すべり危険箇所について、危険箇所の把握と地すべり防止区域の指定を進め、対策中の箇所については、早期概成に向けて地すべり防止工事を推進する必要がある。（農林振興課、建設企画課）

○農地等の保全の取組

- ・農地等の地域資源は下流域の湛水を防止するなどの防災機能も有しているが、農村地域においては、人口減少や高齢化等の進行等により、保全管理上の問題が深刻化していることから、農地の保全等を推進する必要がある。（農林振興課）

○森林整備及び森林保全の取組【再掲】

- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから森林整備を実施するとともに、国土の保全など森林の有する公益的機能の低下が懸念されるため、市民生活を守るための森林機能を発揮させる取組が必要である。（農林振興課）



○農業基盤施設の安全化【再掲】

- ・農地や農業用施設の冠水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。(農林振興課)
- ・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池は、災害等により決壊するおそれがあるため、整備補強を進める必要がある。(農林振興課)

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

○消防法に定める危険物施設の予防対策

- ・地震が発生した場合、軟弱な地盤地域ほど地震動や液状化の影響を受けやすく、施設が被災する危険性が高いため、危険物施設の実態把握、指導及び啓発を引き続き推進していく必要がある。(予防課)

○火薬類施設の予防対策

- ・地震などにより災害が発生するおそれがあるため、火薬類取締法に基づく立入検査等により適正な保安管理を指導する必要がある。(予防課)

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○罹災証明書の発行体制の確保

- ・家屋被害が多いほど、家屋調査員が多数必要となるため、罹災証明書を迅速に発行するためには、十分な調査員の確保が必要である。(防災安全課)

○廃棄物処理体制の整備

- ・災害時に、廃棄物の処理停滞により復旧・復興が遅れないように、災害廃棄物処理計画の策定が必要である。(環境課)
- ・生活環境保全上の支障が生じるおそれがあることから、廃棄物を適正かつ速やかに処理できる仕組みづくりが必要である。(環境課)

○残土処理場の確保

- ・建設発生土について、常設の残土場がないため、大規模災害時の大量の残土の行き場がなく、復旧に支障をきたす。(建設整備課)

8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

○罹災証明書の発行体制の確保【再掲】

- ・家屋被害が多いほど、家屋調査員が多数必要となるため、罹災証明書を迅速に発行するためには、十分な調査員の確保が必要である。(防災安全課)

○被災宅地等の危険度判定の実施【再掲】

- ・地震により被災した宅地や建築物の危険性を判定し、余震等による二次被害を防ぐため、被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士の体制を維持する必要がある。(維持管理課、建築住宅課)

8-3 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

○地籍調査事業の推進

- ・災害からの迅速な復旧・復興を図るために、地籍調査事業を推進する必要がある。(地籍調査課)

○応急仮設住宅の供給【再掲】

- ・応急仮設住宅を円滑かつ迅速に供給できる体制を構築する必要がある。(建築住宅課)

# 浜田市まちづくり総合交付金制度 改正検討委員会検討結果

令和2年8月

浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会

## 目次

1	検討の目的	2
2	検討体制	2
3	検討の要点	2
4	検討結果	
(1)	新たな算定項目の追加について	3
(2)	支援（連携）体制について	4
(3)	課題解決特別事業について	5
(4)	制度全般について	6

### 参考資料

・	浜田市まちづくり総合交付金交付要綱	7
・	浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会設置要綱	14

## 1 検討の目的

住民主体のまちづくりを支援するために平成 23 年度に創設された「浜田市まちづくり総合交付金制度」は、今年度（令和 2 年度）末で制度実施後 10 年が経過する。

この間、平成 28 年度に制度の改正が行われ、また、平成 30 年度には中間検証を実施し、その都度制度の見直しを行ってきた。

令和 3 年度以降、第 3 期まちづくり総合交付金制度を実施するにあたり、これまで運用してきた中で寄せられた要望や課題に応えるべく、交付金制度の改正について検討を行うものである。

## 2 検討体制

平成 30 年度に中間検証を行った「浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会」委員を中心メンバーに検討を行った。

### (1) 委員構成

団体	職名	氏名	備考
島根県立大学	教授	金野 和弘	委員長
島根県西部県民センター石央地域振興課	課長	俵 正光	副委員長
浜田自治区地域協議会	委員	細川 良一	
金城自治区地域協議会	委員	塚本 守	
旭自治区地域協議会	委員	徳川 博	
弥栄自治区地域協議会	副会長	岡本 薫	
三隅自治区地域協議会	委員	大山 祐司	
浜田市公民館連絡協議会	会長	三浦 博美	
浜田市生涯学習課	課長	村木 勝也	

### (2) 事務局 浜田市地域政策部まちづくり推進課

## 3 検討の要点

平成 30 年度に実施した中間検証では、平成 28 年度の主な改正点について、地区まちづくり推進委員会へのヒアリングやアンケート調査等の結果を踏まえて評価・検証を実施し改正を行った。今回検討するにあたり、中間検証でいただいた意見等を踏まえ、交付金制度の内容（財政支援）と併せて、制度を有効的に活用するための仕組み（人的支援等）について、総合的に検討を行った。

## 4 検討結果

### (1) 新たな算定項目の追加について

意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎額と活動費は地域の活動財源として、非常に重要な財源であるため、これ以上減額しないでほしい。元の算定に戻してほしい。</li> <li>・高齢化割、中山間地域加算を検討してほしい。</li> <li>・算定する際は、それぞれの地域が置かれている実情・実態を可視化する観点から辺地制度（辺地度点数）の考え方を取り入れてほしい。</li> </ul>
検討の方向性	<p>市街地や中山間地では、生活環境や人口規模も異なり地域活動の内容も多種多様である。市街地・中山間地域それぞれ特有の地域課題を有しており、地域特性に応じた交付金の算定・加算を検討する。</p>
検討内容	<p>新たな算定項目の追加</p> <p>(1) 高齢化加算</p> <p>(2) 年少人口加算</p>
検討結果	<p>新たに次の算定項目を追加する。</p> <div data-bbox="451 1039 737 1104" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p><b>(1) 高齢化加算</b></p> </div> <p>高齢化が進んでいる地域において課題となっている担い手不足や高齢化に対応する事業を実施する必要があるため</p> <p>〔対象〕          高齢化率※1が市平均を超えている地区まちづくり推進委員会          ※1 地区まちづくり推進委員会の全人口に占める 65 歳以上人口割合</p> <p>〔加算額〕</p> <div data-bbox="544 1453 1236 1498" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>活動費 × 市平均を超えた割合（傾斜配分）</p> </div> <div data-bbox="451 1568 737 1632" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p><b>(2) 年少人口加算</b></p> </div> <p>将来を担う子どもへの事業（共育・郷育事業など）に関する取り組みを推進するため</p> <p>〔対象〕          年少人口率※2が市平均を超えている地区まちづくり推進委員会          ※2 地区まちづくり推進委員会の全人口に占める 14 歳以下人口割合</p> <p>〔加算額〕</p> <div data-bbox="544 1973 836 2018" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>活動費 × 10%</p> </div>

## (2) 支援（連携）体制について

<p>意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務処理の簡素化をしてほしい。</li> <li>・報告書の様式を変えられて困惑している。頻繁に変えられると困る。</li> <li>・交付金の使途について、行政からもっとチェックがあってもよいのでは。</li> <li>・活動の参考及びお互いの地域事情に対する理解度を深めるために他団体の活動事例を紹介してほしい。</li> </ul>
<p>検討の方向性</p>	<p>事務負担の軽減については、平成 28 年度の改正において、各種様式の簡略化を行っており、交付団体において事業内容等を自己評価するためにも一定の報告書の作成・提出は必要である。</p> <p>ただし、事務に過度の負担がかかり、活動に影響を与えることがないように、まちづくり団体の活動を推進するための多面的な支援（連携）を検討する必要がある。</p>
<p>検討内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事務的支援の充実</li> <li>(2) 積極的な情報提供（共有）</li> <li>(3) 公民館（（仮称）まちづくりセンター）との連携</li> </ol>
<p>検討結果</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事務的支援の充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 交付金の手引きの刷新及び周知                 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 支出費目の明確化及び支出例、Q&amp;Aの記載など</li> <li>⇒ 手引きの配布及びホームページの活用</li> </ul> </li> <li>イ 交付金事務説明会の開催</li> </ul> </li> <li>(2) 積極的な情報提供（共有）             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 課題解決実践集の作成</li> <li>イ 団体紹介（市ホームページ）</li> <li>ウ 事業計画書・報告書及び交付金活用実績の紹介</li> </ul> </li> <li>(3) 公民館（（仮称）まちづくりセンター）との連携             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア センター職員への計画的な研修の実施</li> <li>イ まちづくり計画策定（更新）支援</li> </ul> </li> </ol>

(3) 課題解決特別事業について

意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査基準が厳しい。</li> <li>・事業計画書の作成に苦慮している。</li> <li>・地域全体の課題解決を行うための取組や複数の地区まちづくり推進委員会が連携して取り組む活動は、必然的に広域的で事業規模も大きくなるため、交付上限額を引き上げてほしい。</li> </ul>																	
検討の方向性	<p>課題の掘り起こしや企画段階からサポートができるような仕組みと体制を検討する。</p> <p>上限額の引き上げについては、現在の予算の範囲内において、募集方法や審査基準の見直しによって対応することも可能であることから、積極的に制度の見直しを検討する。併せて通常事業との差別化を図るため、下限額の引き上げも検討する。</p>																	
検討内容	<p>(1) 支援体制の充実</p> <p>(2) 交付下限額及び上限額の引き上げ</p> <p>※現状 下限額：10万円 上限額：100万円</p>																	
検討結果	<p>(1) 支援体制の充実</p> <p>ア 実施フローの見直し、支援（相談）体制の強化 ⇒ 意向調査の実施 → まちづくりコーディネーターによる支援</p> <p>イ 事業計画書策定マニュアルの作成</p> <p>(2) 交付下限額及び上限額の引き上げ</p> <table border="1" data-bbox="469 1447 1382 1995"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業内容</th> <th>下限額</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>地域の課題解決に向けて取り組む事業</td> <td rowspan="4">20万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>中長期的（複数年度）にわたって地域課題の解決に取り組む事業</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>他団体へのモデルとなるような、先進的な事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>複数の地区まちづくり推進委員会が連携して広域的な地域課題を解決するために取り組む活動</td> <td>100万円 ×連携 団体数</td> </tr> </tbody> </table>	事業内容		下限額	上限額	ア	地域の課題解決に向けて取り組む事業	20万円	50万円	イ	中長期的（複数年度）にわたって地域課題の解決に取り組む事業	100万円	ウ	他団体へのモデルとなるような、先進的な事業		エ	複数の地区まちづくり推進委員会が連携して広域的な地域課題を解決するために取り組む活動	100万円 ×連携 団体数
事業内容		下限額	上限額															
ア	地域の課題解決に向けて取り組む事業	20万円	50万円															
イ	中長期的（複数年度）にわたって地域課題の解決に取り組む事業		100万円															
ウ	他団体へのモデルとなるような、先進的な事業																	
エ	複数の地区まちづくり推進委員会が連携して広域的な地域課題を解決するために取り組む活動		100万円 ×連携 団体数															



#### (4) 制度全般について（附帯意見）

まちづくり総合交付金制度は平成 23 年度から実施され、今年度で 10 年が経過するが現在では地域活動の貴重な財源となっており、本交付金を活用し各地域の課題解決のための事業や特徴ある事業に取り組まれている。

本制度については、次年度以降においても制度全般に係る事項や公民館のコミュニティセンター移行後のまちづくり団体との連携や支援など、今後の情勢を注視し引き続き検討すべき事項があるため、下記のとおり附帯意見を付して報告する。

##### ア まちづくり総合交付金制度のあり方について

今後も住民主体のまちづくりを推進していくためにも、長期的に制度を継続するとともに地域と行政の協働による地域活動を推進することの大切さや交付金の趣旨及び目的を地域住民に対して改めて説明する必要がある。

また、よりきめ細やかな支援を行うためにも、地域性を反映した制度設計が求められており、それぞれの地域の実情を各地域間で共有した上で、まちづくり団体の取組や活動拠点の実態に応じた支援を総合的に行う必要がある。

加えて、交付金を活用した取組や成果が広く市民に理解され、他のまちづくり団体へ活動の輪が広がるような情報提供・共有の仕組みや機会も用意する必要がある。

##### イ 地区まちづくり推進委員会による活動の推進について

地区まちづくり推進委員会は、令和 3 年度から施行予定の（仮称）浜田市協働のまちづくり推進条例においても、地区の課題解決や活性化を図るための組織として、個性を活かしたまちづくりを進める重要な役割が期待されている。

よって、地区まちづくり推進委員会の貴重な財源として活用されているまちづくり総合交付金については、更なる充実の上、継続すべきである。

なお、浜田市総合振興計画において「地区まちづくり推進委員会」の組織育成を目標に掲げ、その組織化を進めているが、依然として未設立地区も存在しているため、今後は、設立に向けた人的支援だけでなく、まちづくり総合交付金制度においても基礎額（均等割・世帯数割・面積割）と活動費の交付比率を変更するなど、財政的な面からも組織化を促すような交付金制度の仕組みにする必要がある。

##### ウ 交付金制度の検証について

市民にとって身近な公民館エリアでのまちづくり活動の支援に力を入れるため、令和 3 年度から公民館がコミュニティセンター化され、まちづくり機能の充実が図られるが、移行後の活動状況や地域コミュニティとの関係性などを分析・検証し、時代とともに変わりゆく地域課題や地域事情に対応できるよう必要に応じて改正を検討すべきである。

**改正**

平成24年3月30日告示第40号  
平成25年3月29日告示第39号  
平成28年3月23日告示第24号  
平成29年3月29日告示第45号  
平成31年3月29日告示第55号  
令和2年4月23日告示第97号

(目的)

**第1条** この告示は、地区まちづくり推進委員会及び町内会等に対し、浜田市まちづくり総合交付金（以下「総合交付金」という。）を交付することにより、住民主体によるまちづくり活動を支援するとともに、その気運の醸成を図り、もって活力ある地域コミュニティの形成に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この告示において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区まちづくり推進委員会 浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱（平成23年浜田市告示第39号。以下「認定要綱」という。）第6条の規定により認定を受けた団体をいう。
- (2) 町 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の町をいう。
- (3) 町内会等 市内において、町内会若しくは自治会として町の区域又は一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成される団体（第1号に規定する団体を除く。）をいう。

(交付対象者)

**第3条** 総合交付金の交付の対象となる団体（以下「交付対象者」という。）は、地区まちづくり推進委員会及び町内会等のうち、継続的に次の各号のいずれかに掲げる活動を行うものとする。

- (1) 総会又は役員会の開催等組織の運営に関すること。
- (2) 地域の環境及び景観の保全に関すること。
- (3) 地域の防犯及び防災に関すること。
- (4) 青少年の健全育成に関すること。
- (5) 健康福祉の向上に関すること。
- (6) 地域文化の継承及び創出に関すること。
- (7) 地域コミュニティの維持及び形成に関すること。
- (8) 生活基盤の確保に関すること。
- (9) 地域資源の活用に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、地域のまちづくりに関し、特に必要があると認められること。

(総合交付金の区分及び額)

**第4条** 総合交付金の区分及び額は、別表に定めるとおりとし、その総額は予算

の範囲内とする。

(総合交付金の使途の制限)

**第5条** 総合交付金は、次の各号に掲げる総合交付金の区分に応じ、当該各号に定める活動に要する経費に充てるものとする。この場合において、交付対象者は、均等割、世帯数割及び面積割に係る総合交付金に限り、交付対象者を構成する団体に交付し、当該団体が主体となり行う活動に要する経費に充てることのできる。

- (1) 均等割、世帯数割、面積割及び活動費 第3条に掲げる活動
- (2) 課題解決特別事業費 次に掲げる活動(その活動に要する経費が10万円以上のものに限る。)

ア 認定要綱第9条第1項に規定する地区まちづくり計画に基づき、地域課題を解決するために取り組む活動又は既存の活動を拡充して取り組む活動

イ 複数の地区まちづくり推進委員会が連携して広域的な地域課題を解決するために取り組む活動

- (3) 地区まちづくり推進委員会設立促進事業費 地区まちづくり推進委員会として認定を受けるために行う調査、検討その他の活動

2 総合交付金は、次に掲げる経費に充ててはならない。

- (1) 宗教的活動に要する経費
- (2) 政治目的の活動に要する経費
- (3) 物品(原則として単価が20万円未満のものを除く。)又は酒類の購入に要する経費
- (4) 建物の整備、修繕等(原則としてその費用が60万円未満のものを除く。)に要する経費
- (5) 寄附又は協賛に要する経費
- (6) その他市長が適当でないと認める経費  
(交付可能額の事前通知)

**第6条** 市長は、交付対象者が総合交付金の交付を受けようとする年度の前年度の3月末日までに、当該交付対象者が翌年度において交付を受けることができる総合交付金(課題解決特別事業費及び地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものを除く。以下「交付可能額」という。)の見込額を算定し、まちづくり総合交付金交付可能額通知書(様式第1号)により当該交付対象者に通知するものとする。

(交付申請)

**第7条** 総合交付金の交付を受けようとする団体(以下「申請者」という。)は、総合交付金の交付を受けようとする年度の6月末日(地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものにあつては、市長が別に定める期日)までにまちづくり総合交付金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

**第8条** 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、交付の可否を決定し、まちづくり総合交付金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、総合交付金の全部又は一部を交付するものとする。

(変更交付申請等)

**第9条** 総合交付金の交付決定を受けた団体（以下「交付事業者」という。）は、その交付決定のあった額（以下「交付決定額」という。）を変更しようとするときは、まちづくり総合交付金変更交付申請書（様式第4号）に第7条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、まちづくり総合交付金変更交付決定（却下）通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(団体の新設等)

**第10条** 年度の途中において、地区まちづくり推進委員会を新たに設置し、又は解散した場合における総合交付金の額等必要な事項は、市長が別に定める。

(繰越し等)

**第11条** 交付事業者は、総合交付金の交付を受けた年度（以下「事業年度」という。）の決算において余剰金が生じたときは、当該余剰金（課題解決特別事業費及び地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものを除く。）を事業年度の翌年度に限り繰り越してこれを使用することができる。

2 前項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越してこれを使用しようとする交付事業者は、事業年度の3月末日までにまちづくり総合交付金繰越協議書（様式第6号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による協議があったときは、その内容を審査し、繰越しの可否を決定し、まちづくり総合交付金繰越承認（不承認）通知書（様式第7号）により当該繰り越して使用することができる余剰金（以下「繰越金」という。）の額を通知するものとする。

4 市長は、交付事業者が第1項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越したときは、同年度における交付決定額から、次の各号に掲げる団体の区分に応じ当該各号に定める額を控除し、これを交付するものとする。

(1) 地区まちづくり推進委員会のうち、繰越金相当額が当該事業年度における交付可能額の5分の1の額を超えるもの 当該繰越金相当額から当該5分の1の額を控除した額

(2) 町内会等 当該繰越金相当額

(積立て)

**第12条** 地区まちづくり推進委員会は、総合交付金を事業年度の翌年度以降において行う活動に要する経費に充てようとするときは、当該総合交付金を積み立てることができる。

- 2 前項の規定により総合交付金を積み立てようとする地区まちづくり推進委員会は、事業年度の3月末日までにまちづくり総合交付金積立計画協議書（様式第8号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による協議があったときは、その内容を審査し、積立ての可否を決定し、まちづくり総合交付金積立承認（不承認）通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（実績報告）

**第13条** 交付事業者は、事業年度の翌年度の4月末日までにまちづくり総合交付金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
  - (2) 収支決算書
  - (3) 会計監査を受けたことが確認できる書類
  - (4) 総合交付金の使途を確認できる書類（交付を受けた総合交付金の一部を交付事業者の構成団体又は関係団体に交付した場合に限る。）
  - (5) 活動状況が確認できる写真
  - (6) 積立金の管理状況が確認できる書類（交付を受けた総合交付金の一部を積立金として保有している場合に限る。）
  - (7) その他市長が必要と認める書類
- （交付決定の取消し）

**第14条** 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、総合交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により総合交付金の交付を受けたとき。
  - (2) 総合交付金を第5条第1項各号に掲げる総合交付金の区分に応じ、当該各号に定める活動以外の活動に使用したとき。
- （総合交付金の返還）

**第15条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、当該各号に定める部分のまちづくり総合交付金の返還を命ずるものとする。

- (1) 第11条第1項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越した交付事業者が、当該翌年度の決算において繰越金に余剰金を生じさせたとき 当該繰越金の余剰金に係る部分
  - (2) 第12条第1項の規定により総合交付金を積み立てた交付事業者が、当該積み立てた総合交付金を充てようとした経費に係る活動を完了した場合等において、当該積み立てた総合交付金に余剰金を生じさせたとき 当該積み立てた総合交付金の余剰金に係る部分
  - (3) 前条の規定により総合交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消したとき 当該総合交付金の取消しに係る部分
- （その他）

**第16条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。  
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。  
(令和元年度に交付を受けた総合交付金に係る実績報告の特例)
- 3 令和元年度に交付を受けた総合交付金に係る実績報告については、第13条各号列記以外の部分中「事業年度の翌年度の4月末日」とあるのは、「令和2年6月30日」と読み替えて同条の規定を適用する。

**附 則** (平成24年3月30日告示第40号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る総合交付金について適用し、同日前の申請に係る総合交付金については、なお従前の例による。

**附 則** (平成25年3月29日告示第39号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱(第14条を除く。)の規定は、平成25年度以後の年度分の総合交付金について適用し、平成24年度分までの総合交付金については、なお従前の例による。

**附 則** (平成28年3月23日告示第24号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 次項及び附則第4項に定めるものを除き、この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱(以下「新告示」という。)の規定は、平成28年度以後の年度分の総合交付金について適用し、平成27年度分までの総合交付金については、なお従前の例による。
- 3 新告示第16条の規定は、平成27年度分までの総合交付金についても、適用する。

(平成28年度の総合交付金の特例)

- 4 平成28年度に交付する総合交付金については、新告示第12条第4項第1号の規定は、適用しない。

**附 則** (平成29年3月29日告示第45号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則** (平成31年3月29日告示第55号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則** (令和2年4月23日告示第97号)

この告示は、令和2年4月23日から施行する。

別表（第4条関係）

総合交付金の額

区分		総合交付金の額		
1	均等割	1 町内会等につき 2 万円		
2	世帯数割	総合交付金を交付する年度の前年度の 2 月 1 日（以下「基準日」という。）における交付対象団体の世帯数に次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める金額を乗じて得た額 (1) 地区まちづくり推進委員会 1,500円 (2) 町内会等 1,200円		
3	面積割	基準日における交付対象者の区域の面積に 1 ヘクタールにつき 100 円を乗じて得た額		
4	活動費	(1) 認定要綱第 3 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による地区まちづくり推進委員会	1 の公民館の管轄する区域又は 1 の小学校の校区につき 100 万円（世帯数が 1,500 世帯以上のものにあつては、200 万円）	
		(2) 前号以外の地区まちづくり推進委員会	ア 単一の町で構成される地区まちづくり推進委員会	世帯数がおおむね 150 世帯以上 500 世帯未満
			世帯数が 500 世帯以上 750 世帯未満	50 万円
			世帯数が 750 世帯以上 1,000 世帯未満	75 万円
			世帯数が 1,000 世帯以上 1,500 世帯未満	100 万円
			世帯数が 1,500 世帯以上	200 万円
	イ 複数の	世帯数がおおむ	30 万円	

		町で構成される地区まちづくり推進委員会	ね100世帯以上300世帯未満	
			世帯数が300世帯以上400世帯未満	50万円
			世帯数が400世帯以上500世帯未満	75万円
			世帯数が500世帯以上1,500世帯未満	100万円
			世帯数が1,500世帯以上	200万円
5	課題解決特別事業費			50万円（複数年度にわたって地域課題の解決に取り組む活動又は他団体へのモデルとなるような先進的な活動の場合は、100万円）
6	地区まちづくり推進委員会設立促進事業費	地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを検討している団体		5万円
		地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを決定している団体		20万円

備考

- (1) 総合交付金は、次に掲げる額の合計額（当該額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。
- ア 地区まちづくり推進委員会 第1項から第5項までの額
- イ 町内会等 第1項から第3項まで及び第6項の額
- (2) 「公民館」とは、浜田市立公民館条例（平成17年浜田市条例第95号）第2条第1項の公民館をいう。
- (3) 「小学校の校区」とは、平成22年4月1日における浜田市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成17年浜田市教育委員会規則第15号）別表第1に規定する小学校の校区をいう。
- (4) 「地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを検討している団体」及び「地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを決定している団体」とは、町内会等で組織された団体であって、当該団体において地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを検討し、又は決定していると市長が認めるものをいう。



## 浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 浜田市まちづくり総合交付金制度の改正を行うにあたり、広く関係者の意見を聴取するため、浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査検討する。

- (1) 浜田市まちづくり総合交付金制度の改正に関すること。
- (2) 浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱の見直しに関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

### (構成等)

第3条 委員会は、15人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見者
- (2) 各種団体から推薦された者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が特に必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、浜田市まちづくり総合交付金制度の改正に関する検討に要する間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、市長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (報償費及び実費弁償)

第7条 委員が委員会の会議に出席した場合は、日額6,000円の報償費及び浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年浜田市条例第37号)の規定の例により旅費に相当する額の実費弁償を支給する。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域政策部まちづくり推進課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月9日から施行する。

## 山陰浜田港公設市場の開設までのスケジュールについて（報告）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響のなか、指定管理者によるテナント募集等の開設準備の遅れや仲買事業者の売上急減により移転しにくい状況となり、令和 2 年 6 月に両事業者から開設延期の要望書の提出がありました。

これを踏まえ、指定管理者及び仲買事業者と検討し、オープン時期を令和 2 年 11 月から令和 3 年 3 月に変更しました。

つきましては、開設までのスケジュールについて、両事業者と協議しましたので、以下のとおり報告します。

日付	内容	
	指定管理者	仲買事業者
R2. 9/1	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 9月補正予算上程</li> <li>※オープン時期変更等に伴う維持管理経費の調整</li> </ul>	
R2. 10 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 山陰浜田港公設市場改修工事竣工</li> </ul>	
R2. 11/1	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 指定管理開始（R2. 11/1～R6. 3/31）</li> <li>〔指定管理者〕(株)第一ビルサービス</li> </ul>	
R2. 11～12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ テナント事業者、水産加工品等の仕入れ事業者等との商談・契約</li> <li>➤ 内装工事、什器等の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 各事業者において自社の什器等の整備</li> <li>➤ 営業開始に係る関係機関への各種手続き</li> <li>➤ 公設市場へ移転</li> <li>➤ 仲買売場退去</li> </ul>
R3. 1～2 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 専用HP開設</li> <li>➤ 営業開始に係る関係機関への各種手続き</li> <li>➤ オープンに向けた広報PR活動</li> </ul>	
R3. 3 月中旬 ※日時は調整中	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 公設市場オープン</li> <li>※開所式実施（セレモニー、イベント等）</li> </ul>	

弥栄サービスステーションの支援の状況について（報告）

令和 2 年 6 月 26 日全員協議会で、弥栄サービスステーション維持支援補助金の予算執行保留について解除していただきました。その後のサービスステーションへの支援の状況等について、下記のとおり報告します。

記

1 弥栄サービスステーションを応援する会の活動状況

(1) 周知活動

- ア 町内全集落へ入会の依頼 全 26 集落
- イ SNS の活用

(2) 会員特典準備

- スタンプカード、クーポン券の発行
- 幟旗の設置

(3) 会員加入状況



スタンプカード

(単位：人)

区 分	8/31 現在 (6/22 時点)	初年度計画【最終】
正 会 員	114 ( 73)	118 【177】
賛助会員	203 (122)	219 【328】
計	317 (195)	337 【505】

(4) 会費収入状況 8 月 31 日現在 1,669 千円 (初年度計画：1,634 千円)

2 会議等の開催

- 6 月 29 日 運営委員会 業務の確認
- 7 月 20 日 臨時総会
- 8 月 22 日 理事会 現状報告と今後の進め方の協議

3 改修工事

- 着 工 8 月 4 日
- 竣 工 10 月下旬(予定)
- オープン 11 月 2 日(予定)



工事の状況

## 歴史文化保存展示施設専門検討委員会の検討状況について

### 第 1 回

**日時：**令和 2 年 8 月 3 日(月) 午後 1 時 30 分～3 時

**場所：**浜田市世界こども美術館 3 階 多目的ホール

**出席委員：**12 人 (テレビ会議使用)

- 議題：**
- (1) 委嘱状交付
  - (2) 歴史文化保存展示施設専門検討委員会設置要綱について
  - (3) 会長・副会長・部会長・副部会長の選出について
    - 委員会 - 会長 : 長畑実 副会長 : 仲野義文
    - 展示部会 - 部会長 : 仲野義文 副部会長 : 隅田正三
    - 活用部会 - 部会長 : 長畑実 副部会長 : 濱崎政寿
  - (4) 浜田市の「歴史文化保存展示施設」の整備方針について(市長説明)
  - (5) 今後の予定について
  - (6) 意見交換

**意見要旨：**別紙のとおり

### 第 2 回

**日時：**令和 2 年 8 月 31 日(月) 午前 10 時～11 時 50 分

**場所：**浜田公民館 1 階 研修室

**出席委員：**12 人 (テレビ会議使用)

- 議題：**
- (1) 事業費内訳について
    - 中山委員より、第 1 回での発言について、訂正の申し出があり、了承された。

#### 【第 1 回での発言】

建築費用の㎡単価を計算すると(建物建設費用約 4 億 5 千万円/平屋約 600 ㎡=75 万円/㎡)、バブル期の博物館建設費用と同程度である。空調や消火設備なども考えて、効率的に設計をすると、同じ予算でもよりよい施設になる可能性がある。

#### 【 発言の訂正 】

第 1 回終了後、整備費積算根拠の詳しい資料を受領した。積算には、増設部分のほか、世界こども美術館の改修費用などが含まれていることがわかり、単純な単価計算では、正確な分析ができていないことが判明した。ちなみに、建設費は 53 万円/㎡で計算しており、一般的な建設費だと思う。従って、「バブル期のような建設費用」という発言の訂正をお願いします。

(2) 浜田郷土資料館の活動や資料状況について

(3) 世界こども美術館創作活動館の活動や資料状況について

**意見要旨：**別紙のとおり

## 第 1 回 歴史文化保存展示施設専門検討委員会 意見要旨

No.	内容	
1	意見	歴史文化保存展示施設が開館した後の人の配置等の体制はどう考えているのか？
	回答	館長は浜田市世界こども美術館創作活動館館長と兼任、学芸員 1 名、事務員 1 名、嘱託職員 1 名を考えているが、本検討委員会で検討を加えていただきたい。
2	意見	従来からの博物館展示の問題点(歴史資料は展示しているだけでは興味を引かない)を踏まえると、今後は映像などに力を入れる必要がある。また、HP も充実させ、博物館に近隣施設の情報の発信源としての役割も持たせることも大切である。
3	意見	近年グローバルヒストリーという歴史の考え方がある。人の営みが歴史のスタートではなく、地球的規模で歴史を捉えることである。このような世界的な視野で考えた上で、誇れるようなコンセプトを掲げた博物館を目指したい。
4	意見	小学校で「ふるさとの 50 人」を用いた授業をしている。それらのふるさと郷育に役立つ施設にしたい。
5	意見	来浜をしたときに、肌感覚で浜田の実情を知るために、子育て世代の方に会ったり、小学校や幼保園を回ったりするような機会を作っていただきたい。
6	意見	<del>建築費用の㎡単価を計算すると(建物建設費用 4 億 5 千万円/平屋 600 ㎡=75 万円/㎡)、バブル期の博物館建設費用と同程度である。</del> 空調や消火設備なども考えて、効率的に設計をすると、同じ予算でもよりよい施設になる可能性がある。一般的には建築費用の㎡単価は 40～60 万円程度。
	回答	今後、コンサル業者決定後、詳しく相談をさせていただきたい。
7	意見	子どもに分かる、大人も楽しめるという展示は難しいと感じている。この点も、今後の議論になればと思う。
8	意見	学習室や子どもが触れることのできる展示も必要と考える。世界こども美術館は展示等に関するノウハウがあるので、複合化のメリットが推進できるような検討を進めたい。

※ No.6 の意見で、取消し線部分は、第 2 回専門検討委員会で発言の訂正の申し出があり、了承された。

## 第 2 回 歴史文化保存展示施設専門検討委員会 意見要旨

議題「事業費内訳について」		
No.	内容	
1	意見	<p>第 1 回検討委員会で発言をした建設単価については、会議終了後に、整備費積算根拠の詳しい資料を受領し、積算根拠となった金額には、世界こども美術館の改修費用や諸経費が含まれていることを確認し、単純な単価計算では、正確な分析ができないことが判明した。ちなみに、建設費は 1 m<sup>2</sup>あたり 53 万円となり、一般的な建設費だと思う。</p> <p>従って、「バブル期のような建設単価」という発言の訂正をお願いします。</p>
2	意見	<p>建設費については、新聞報道もなされたため、他の博物館の建設費用との比較の中で、市民にも伝える必要があると考える。</p> <p>ちなみに、他館の m<sup>2</sup>単価は、県立出雲古代歴史博物館は 56 万円、出雲弥生の森博物館は 43 万円である。</p>
	回答	<p>建設費については、当教育委員会や市内業者に専門知識を有する者がいないために、建築住宅課と相談して積算した。また建設単価は面積が狭いほど高いこともある。</p> <p>今年度、専門業者とコンサル業務を契約する予定であり、建設費用等について判断しなおす余地もあり、その中で積算根拠をより明確にしていきたい。</p>
3	意見	コンサル業者はいつ決定するのか。
	回答	9 月 10 日の予定である。
4	意見	<p>コンサル業者が決定次第、部会でも検討を進めていただきたい。また、より一層市民に分かりやすい説明に努めていただきたい。</p>

議題「浜田郷土資料館の活動や資料状況について」		
No.	内容	
1	意見	<p>浜田郷土資料館の入館者が少なく驚いた。委託費約1,000万円で年間2,000人程度であれば、市民は収蔵庫があればいいのではと感じてしまうのではないか。他館の状況は、荒神谷博物館(出雲市)は委託費約4,100万円で年間63,000人、出雲弥生の森博物館(出雲市)は事業費4,700万円で30,000人、風土記の丘資料館(松江市)は、委託費6,000万円で15,000人の利用がある。浜田郷土資料館も年間5,000人は目指したい。</p> <p>また、ふるさと郷育で学校利用を主眼に置いているが、今後は児童も少なくなり、学校利用も減っていくと考えられる。学校利用だけでなく、浜田市民が郷土について知ってもらい、郷土に誇りをもってもらうようなコンセプトも必要。また、サイトミュージアムでもないので、展示で勝負する必要もあり、いろいろな考えが必要となる。</p>
	意見	<p>この発言は、今後の部会等でも重要なテーマとなるものである。</p>
2	意見	<p>小学校の授業において、世界こども美術館はミュージアムスクールで年1回は必ず訪れる仕組みとなっている。そのような仕組みが浜田郷土資料館にも必要である。</p>
3	意見	<p>浜田郷土資料館は、近年年間2,000人程度で推移しており、先ほどの指摘は確かである。</p> <p>特別展を開催すると、入館者数が増えると思うが、現状の3名体制や展示室のスペースのこともあり、困難な状況にある。</p>

議題「世界こども美術館創作活動館の活動や資料状況について」		
No.	内容	
1	意見	<p>入館者の議論が先ほどからあるが、美術館の活動を聞くと希望が見える。メインターゲットがしっかりしていることが強み。</p> <p>ワークショップに関しては、歴史系はどうしても内容が限られてしまうので、美術館のノウハウを取り入れると良い。歴史系は資料に関する知識の詰め込みのようになってしまいが、本来はその資料の楽しさなどを知ってもらうことが重要であり、美術系と歴史系が複合することは、とてもいいことだと思う。</p>
2	意見	<p>世界こども美術館建物のメンテナンスの面で、現状はどうか。</p> <p>また、他施設との連携という意味では、県へ施設誘致を依頼してみるのもいいのではないか。日本遺産になった神楽の博物館や物産館などが考えられようか。</p>
3	意見	<p>世界こども美術館においては、建物のメンテナンスが一番の問題となっている。具体的には、空調の故障や雨漏り、外壁の汚れなどが挙げられる。</p> <p>文化施設で大切と思うことは、建物自体(シンプルで長持ちするもの)・館の個性・子どもを育てること・学芸員などの人、であると考えている。</p>

全体を通しての意見		
No.	内容	
1	意見	<p>学校関係者として。浜田郷土資料館の学校利用については、近隣学校は授業で行けるかもしれないが、遠い学校は行き帰りが大変なので難しい。あわせて授業日数も窮屈なので、出かけることが難しい現状にある。その点では、出前授業などは効果的である。</p>
2	意見	<p>小学校の利用では、3年生や6年生の授業での利用が想定できる。この際、「体験」というのがキーワードになると思う。体験コーナーなどがあってもよいと考えられ、部会において、話し合いたい。</p>



3	意見	<p>浜田郷土資料館へ遠方の岡見小学校が来ているのに驚いた。当時の先生が熱心であったことがうかがえる。学校の先生にヒアリングをすると、どのように利用してよいかわからないなど、気持ちの面で、ハードルが高いことを言われる。こうやったら使えるなどの手引きを作ることも有効と考えられる。また、先生たちの掘り起こしも必要であるので、来浜した際にはヒアリングを実施したい。</p> <p>また、金沢 21 世紀美術館では、子どもを呼んで、その家族などをさらに呼び込む仕組みがある。このようなことも考えていきたい。</p>
4	意見	<p>新しく建設する場所の地盤は大丈夫か。</p> <p>また、収蔵庫も新館に併設した方が効率が良いと思う。</p>
	回答	<p>地盤に関しては、大丈夫であると認識している。</p> <p>収蔵庫に関しては、予算の範囲内という前提はあるが、建設予定地には多少の余裕もあり、今後議論をしていただきたい。</p> <p>また、世界こども美術館のメンテナンスについては、浜田市では今年度と来年度で公共施設の長寿命化計画を策定する予定であり、この中で世界こども美術館の維持管理についても、今回の整備費とは別に予算を考えていく。</p> <p>議論のあった入館者数については、昨年度の(仮称)浜田歴史資料館検討会において、1 万人程度の見込みで示している。これらの資料については、またお渡しする。</p>
5	意見	<p>浜田郷土資料館の学校利用については、資料館の体制がもっとしっかりしていれば、増えていたと思う。学校利用の際には、2 階の会議室に臨時的に民具を広げている関係で、学校側も遠慮されたこともあると考えられる。</p>
6	意見	<p>浜田高校教員時代に浜田郷土資料館を授業で使おうと思ったことがあったが、校外学習計画の作成などがあり、学校において、気軽に利用することは困難であると感じた。</p>
7	意見	<p>今回の議論によって、今後の検討課題が明らかになってきた。</p>

## 第 2 回 歴史文化保存展示施設専門検討委員会

日時：令和 2 年 8 月 31 日（月）

午前 10 時～11 時 30 分

場所：浜田公民館 1 階 研修室

1 市長あいさつ

2 会長あいさつ

3 議題

(1) 事業費内訳について

資料 1

(2) 浜田郷土資料館の活動や資料状況について

資料 2

(3) 世界こども美術館創作活動館の活動や資料状況について

資料 3

4 その他

(1) 第 3 回 専門検討委員会の開催

令和 2 年 月 日（ ） 午後 時 分～ 時

## 「歴史文化保存展示施設」 事業費内訳

新展示施設延床面積 520㎡ 平屋建 (内 展示室420㎡ 機械室・倉庫100㎡)  
美術館改修面積 333㎡

単位：千円

事業項目		積算根拠	金額
新築平屋建		歴史展示室を増築	
1	地盤調査	4箇所×20m×100千円=8,000千円	8,000
2	設計料	520㎡×50千円/㎡=26,000千円	26,000
3	建設費	520㎡×530千円/㎡=275,600千円	275,600
4	外構工事	一式 35,000千円	35,000
小計			344,600
		A	<b>345百万円</b>
美術館改修		展示室から収蔵庫改修等	
1	改修設計料	一式 6,000千円	6,000
2	改修工事	333㎡×250千円/㎡×割増1.2=99,900千円	99,900
小計			105,900
		B	<b>106百万円</b>
		A+B	<b>451百万円</b>
展示関係			
1	展示設計	一式 5,000千円	5,000
2	展示工事	壁ケース 新設73m×2,500千円/m=182,500千円	182,500
		吊り下げパネル 新設73m×300千円/m=21,900千円	21,900
3	展示ケース	8台×3,000千円=24,000千円	24,000
4	展示ソフト	レプリカ10,000千円+城ジオラマ10,000千円	20,000
		情報・映像ソフト5,000千円 その他ソフト関係5,000千円	10,000
5	展示備品	一式 20,000千円	20,000
6	一般備品	一式 7,000千円	7,000
7	引越関係	一式 6,000千円	6,000
8	事務関係費	一式 5,000千円	5,000
小計			301,400
		C	<b>302百万円</b>
<b>合計</b>			<b>751,900</b>
		A+B+C	<b>753百万円</b>

## 浜田市浜田郷土資料館について

令和 2 年 8 月 24 日

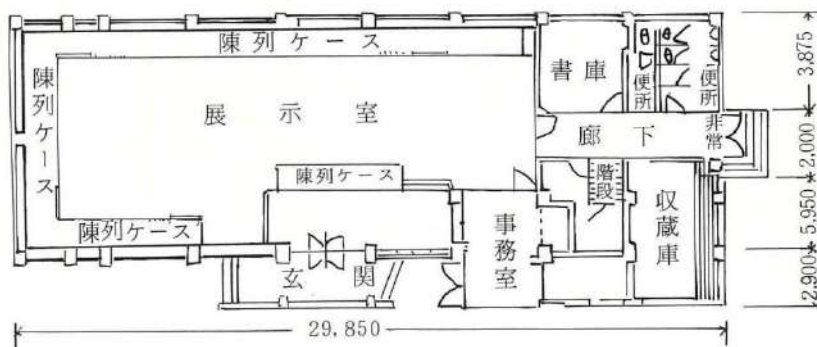
## 1 設立経緯及び概要

- (1) 設立構想 昭和 58 年  
 (2) 開館 昭和 59 年 7 月  
 (3) 建造物 鉄筋コンクリート一部 2 階建

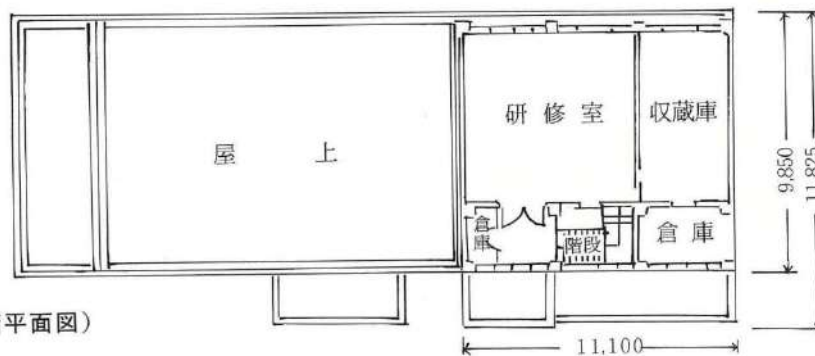
延床面積 478 m<sup>2</sup> 展示室 209 m<sup>2</sup> 収蔵庫等 104 m<sup>2</sup>

位置	名称	面積 m <sup>2</sup>	位置	名称	面積 m <sup>2</sup>	位置	名称	面積 m <sup>2</sup>
1 階	玄関	7	2 階	研修室	54	特別 収蔵庫	前室	7
	展示室	209		収蔵庫 1	27		収蔵庫	27
	収蔵庫	24		収蔵庫 2	9		小計	34
	会議室	15		倉庫 1	3	プレハ ブ倉庫	プレハブ	10
	事務室	19		倉庫 2	2		小計	10
	給湯室	8		階段等	14			
	倉庫	9		小計	109			
	トイレ等	34						
小計	325				合計（延床）	478		

(一階平面図)



(二階平面図)



- (4) 運 営 指定管理者 浜田市文化協会
- (5) 資 金 指定管理料(令和元年度決算額 9,121,816 円)
- (6) 職 員 3 名 館長(1) 主任事務員(1) 事務員(1)

## 2 方針

- (1) 郷土の歴史、民俗、考古等に関する資料を通して、市民の文化向上に資するため。
- (2) 資料の収集、保存及び展示に関する事業
- (3) 資料の調査、研究及び教育普及活動に関する事業

## 3 来館者と学校利用状況

年度	入館者数	学校利用数	備 考
27	2,463	254	国府小 雲雀丘小 原井小 松原小 三階小 第一中学校
28	1,523	147	石見小 国府小 岡見小 雲雀丘小
29	2,413	194	石見小 国府小 雲雀丘小 周布小 浜田高校
30	2,102	275	石見小 国府小 雲雀丘小 原井小 長浜小 浜田高校
1	1,824	122	石見小 国府小 浜田高校

※学校利用では展示見学や社会科学習を実施

## 4 収蔵資料状況

(1)収蔵資料 12,149 点 (令和元年度)

分類	点数(点)	比率(%)	分類	点数(点)	比率(%)
考 古	81	0.7	美 術	907	7.5
歴 史	1,707	14.1	写 真	1,158	9.5
古書類	2,288	18.8	地 学	15	0.1
民 俗	5,993	49.3	合 計	12,149	100

※別紙「浜田市浜田郷土資料館 主な収蔵資料一覧」参照

(2)年度別寄贈状況と年平均寄贈数 (単位：点)

27年度	28年度	29年度	30年度	1年度	年平均
363	126	170	247	117	204.6

## 5 事業運営

浜田郷土資料館は、昭和59年の開館から平成8年に世界こども美術館が開館するまで、歴史、文化、美術、科学等に関わる事業を行ってきた。世界こども美術館開館後は、郷土の歴史や文化を中心に事業を実施している。

### (1) 展示事業

近年の展示会では、常設展示を行いながら、寄贈披露展1回、企画展3回の年4回の展示を基本的に行っている。

ア 常設展 平成5年度から縄文時代から明治時代までの通史展示を行い、浜田の歴史、文化を知ることができるように実施

イ 特別展 展示室全体を使用して企画を実施

ウ 企画展 平成13年度から「コーナー展」として展示室の一部を使用し、速報展や小企画のテーマで実施

エ 寄贈披露展 平成13年度から市民からの寄贈資料を展示

※別紙「浜田市浜田郷土資料館 展示会一覧」参照

展示会のテーマ別実施状況表 (令和元年度)

分類	考古	歴史	人物	民俗	写真	美術	自然	寄贈	スポーツ	全般	合計
回数 (回)	9	18	2	26	10	49	16	21	4	13	168
比率 (%)	5.3	10.7	1.2	15.5	6.1	29.1	9.5	12.5	2.4	7.7	100

### (2) 資料の収集、保管事業

収集は、郷土に関わる資料を市民から年間約200点の寄贈を

受け、これを保管、管理している

また、年間 200 千円で資料の購入を行っている。

(3) 資料の調査、研究事業

展示事業の実施にあたって資料を調査し、資料説明等に反映している。

また、浜田の歴史、文化に関わる資料調査に協力しているほか、他の博物館等への資料貸出等を行い、調査、研究に協力している。

(4) 教育普及活動事業

ア 広報業務

浜田郷土資料館ニュースや指定管理者である浜田市文化協会の会報を活用しながら展示会や資料紹介を行っている。

イ 浜田郷土資料館友の会業務

毎月、会員による研究発表や研修を行うほか、年 1 回は市民を対象とする講演会を開催している。

ウ 学校利用として社会科学習「昔の生活用具に触れてみる、動かしてみる、音を聞いてみる」の実施

## 6 担当主分掌

職員 3 名によるシフト制であるため、連携、調整しながら業務を行っている。

館長 展示企画、展示設営、施設管理、文化協会調整や市教委との連絡事務、寄贈資料事務 資料調査協力、資料貸出業務、受付業務

主任事務員 予算組みと会計処理、契約関係事務、労務関係事務、受付業務

事務員 諸文書管理、広報活動、寄贈資料整理、展示設営補助、受付業務

## 7 事業運営を通しての考え方

- (1) 展示会では、年間 200 点以上の資料が寄贈されるため、寄贈披露展の実施が必要である。

(2) 浜田の歴史、文化を知るための常設展示室と速報展や情報発信のための企画展示室が必要である。

(3) 展示会の入館者は、大人が主体となってきたが、子どもたちの興味を引き出すためには、「昔の生活用具に触れてみる、動かしてみる、音を聞いてみる」のような体験型の展示を組み込むことが必要であり、そのための、見せ方等の手法が重要である。

また、子どもたちの生活エリア内にある浜田の歴史、文化との関連や、今の生活との比較をはじめ、日本史や世界史、地学等の授業との関連も必要である。

世界こども美術館の事業と連携を図り、個性ある事業を創出していく必要がある。

(4) 浜田の歴史、文化を掘り起こしていくためには、学芸員だけではなく、浜田郷土資料館友の会のような市民参加の調査、研究組織を設ける必要がある。

(5) 浜田郷土資料館の美術展示は、戦前の軸装や扁額、襖絵等の書画が主体となっており、世界こども美術館の展示と整理しておく必要がある。



浜田市浜田郷土資料館 主な収蔵資料一覧

作成：令和2年8月21日

分類	区分	資料名		
考古	古代	波子遺跡 縄文土器 石器	鱒石遺跡 弥生土器 石器 石剣	
		上条遺跡 銅鐸（レプリカ）	周布古墳 埴輪	
		森ヶ曾根古墳 須恵器 土師器	森ヶ曾根古墳 鉄製品類	
		下府廃寺跡 瓦 土器	銅造誕生釈迦仏立像	
		石見国分寺 瓦 土器	石見国分尼寺跡 瓦 土器	
		石見国分寺瓦窯跡 瓦		
	中世	古市遺跡 木製品	古市遺跡 井戸	
		古市遺跡 陶器 陶磁器	横路遺跡 陶器 陶磁器	
	近世	浜田城跡 瓦 鬼瓦		
	近代	浜田県庁 瓦	浜田二十一連隊 鬼瓦	
石州瓦 各種		石見焼 各種		
歴史	絵図	元和年間石見国絵図	天保石見国絵図懸紙改切絵図	
		石見浜田藩領絵図	松平周防守家前期浜田城下町絵図	
		明和八年写浜田城下町絵図	松平周防守家後期浜田城下町絵図	
		松平周防守家後期浜田城下町絵図	石見国亀山城図	
		浜田城下周辺図	山陰道 浜田（城下町図）	
	甲冑類	松平康親公所用甲冑	松平康豊公所用甲冑	
		松平康豊公甲冑図録（レプリカ）	松平周防守甲冑図録（レプリカ）	
		岸静江籠手	小川家甲冑	
		岩田家甲冑	馬具 鐙 鞍	
	衣装	岩田家家紋入袴	岩田家 袴	
		岩田家陣羽織	松平右近将監家家紋羽織	
	古文書	大賀家文書	市内中世文書（写）	
		古田家改易関係古文書	岸家文書	
		岩田家文書	小川家文書	
		松平周防守家関係文書（浅野家）	松平武聡夫人書簡	
		俵家関係文書	桶屋笹原家文書	
		浜田藩札 各種	津和野藩札	
		芸州藩札	大福帳	
		鏡山旧錦絵	鏡山故郷錦	
		松田氏娘主敵打事	女敵打三巴	
		松平周防守家関係幟旗 流旗等	松平周防守家 葵大旗	
		松平右近将監家家紋重箱	往来箱	
		浜田藩富くじ興行所図	古銭 各種	
		近代	浜田県庁棟札	浜田地震 石碑拓本
			島根県浜田町図	鉄道開通記念碑拓本

分類	区分	資 料 名		
	海関係	浜田町鳥瞰絵図パンフレット	浜田市鳥瞰図パンフレット	
		石見村議会資料	地券	
		客船帳	方角石拓本	
		引札	渡海禁止高札	
		浜田藩御用船旗	船筆筭 各種	
		北前船模型	任勢網漁船模型	
		沖合底曳漁船模型 古	川船模型	
		沖合底曳漁船模型 新	丸物運搬船模型	
		実習船模型	弁才船模型	
		伝馬船模型	船羅針盤 各種	
民俗		石見神楽衣装 各種	長浜人形 各種	
		石見神楽面 各種	長浜人形型 各種	
		長浜置物 各種	長浜置物型 各種	
		石州半紙	紙漉重宝記	
民具	衣装類	野良着一式	はまき	
		子守着一式	下駄	
		みの 各種	はかま	
		さんばち	とんび	
		すげかさ	ぼうし	
		ぞうり	裁縫用電気こて	
		わらじ	和洋裁小間物	
		つまご	炭火アイロン	
	髪結等	手かがみ	こて	
		びんだい	ひのし	
		かがみ	柄鏡 収納箱 柄鏡用脚 各種	
		くし 各種	手動バリカン	
		ねがけ	足踏式ミシン	
		かのか	卓上ミシン	
		こうがい	パーマ用スタンド	
		かんざし	パーマネットこて	
		食関係	はんど	茶うす
			徳利	しょうがおろし
	つぼ		石臼	
	すり鉢		ぜん	
	片口		弁当箱	
	こね鉢		重箱	
	なべ		茶碗	
	羽釜		各種 皿 大皿 てしょう	

分類	区分	資料名	
		茶釜	かさね鉢
		胴壺	どんぶり
		蒸籠	刺身ざら
		土鍋	しゃくし
		やかん	豆腐箱
		コンロ	おしつ
		飯かご	水筒
		ざる	櫃 各種
	生活	てしよく	薬箱
		下げ行灯	やなぎ行李
		置き行灯	つづら
		燈心	柱時計
		しよく台	置時計
		提灯 各種	戸棚 各種
		火鉢 各種	貯金箱
		手あぶり	団扇 各種
		火ばし	扇風機
		こたつ	買物かご
		鉄製蚊取機	洗濯板
		ランプ	矢立
		電池式ランプ	焙烙
		哺乳瓶	たらい 各種
		あんか	ねこごたつ
		電気あんか	箱枕
		湯たんぽ	カンテラ
		舂 各種	斤量 各種
		そろばん 各種大小	台ばかり
		機器	ラジオ 各種
	白黒テレビ		8ミリ撮影機
	カラーテレビ		8ミリ映写機
	歯科用接写カメラ		電話機 各種
	カメラ 各種		謄写版
	フラッシュ		タイプライター
写真引伸機	手動パンライター		
写真修正台	ワープロ		
写真暗室用具	腕時計検定機		
計算尺	手動ジュース		
タイガー計算機	電気ポット		

分類	区分	資 料 名		
玩具		ポケット型計算機	ソニー計算機	
		刀	肉弾三勇士人形	
		軍配	スーパーファミコン	
		かるた	紙芝居	
		藁人形	貯金箱	
	嗜好		酒坏	きせる
			はいせん	根付
			煙草盆	印籠
			煙草入	きせる
	音楽等		蓄音機	レコードプレーヤー
			レコード 各種	
	生産		建築大工道具	手動式穴あけドリル
			墨壺	パイプレンジ
			屋根挟み	曲尺
			煉瓦型枠	菓子製造道具
			瓦製作用具 一式	菓子型 各種
	稲作		かな鍬	けた
			ふろ鍬	田下駄
			こえたご	八反ずり
			こえじゃく	田ぐるま
		天秤棒	泥あげ	
		きごて	草刈り鎌	
		まんのう	鋸鎌	
		鋤	おいのこ	
		馬鍬	千歯	
		飛行機馬鍬	とおし	
		おしきり	箕	
		うしぐら	唐箕	
		えぶり	たてぎね（白用）	
		田植えつな	まんごく	
		かます	とのくち	
		俵網機	とます	
畑作			手鍬	よころ
			ばち	くるり棒
		ふたまた	土ならし	
		つちいれ	ほぼろ	
		じょれん	れんじゃく	
山樵		なたがま	腰のこ	

分類	区分	資料名	
		手なた	どうぎり
		とびなた	こびき鋸 各種
		おの	くちいれがね
		まき割	かすがい
		はつり	とびぐち
		めくみ	つるはし
		やすり	かくまわし
		猪突槍	皮はぎ
	漁労	めかりがま	ろ
		いそおこし	かい
		のりず	こうかいとう
		びく	らしんぎ
		はこめがわ	ろっぶんぎ
		しゅうぎょとう	てかぎ
		てもととう	にぎりすず
		いかがた	潜水服
		まちばり	さいでいき
		ふか銚	底曳網模型
		たも	定着網模型
		こしき	集魚灯
		せんこうばん	捕鯨銚
		てぐす	灯火器具類
		よま	汽笛
		まくらばこ	計器類
		浮きだま	蛸壺
		いわ	あぐり
		いかり	いけす
	染織	綿くり機	おさ
糸車		縞帳	
きはだ		たて縞	
型染		格子縞	
紙布		かすり	
とんぼ		つづり織	
数取り機		矢がすり	
糸巻		腰きり	
糸へき		ろう染	
高織		さいでいき	
養蚕	蚕座	羽毛くり	

分類	区分	資料名	
		蚕網	糸くり
		まぶし	糸枠
		まぶし止	まゆ羽毛取機
	畜産	牛のくつ	ぼたん
		面型	追綱
		牛鞍	馬鈴
	交通	駕籠	線路切断片
		人力車	合図灯
		人力車運賃表	信号機合図標識票
		馬車運賃表	車掌道具類
		客船運賃表	腕章 襟章 帽章
		蒸気船運賃一覧表	記念乗車券類
		通行手形	手書列車運行表
		大八車	行先札
リヤカー		旅行鞆	
防火		木製消火ポンプ	消火用バケツ
	手押し消火ポンプ	陶器製防火砂弾	
教育		教科書 参考書 各種	旧原井小学校鬼瓦
		学校手帳	旧松原小学校鬼瓦
		卒業証書	浜田中学校鬼瓦
		県女記念碑拓本	島根女学校鬼瓦
		浜田中学校棟札	女学校裁縫作品
戦争		軍隊棒給支給証票	浜田連隊記念杯
		ゲートル	浜田連隊記念徳利
		陸軍軍服 各種	連隊兵舎平面図
		軍用靴 各種	防空頭巾
		軍帽 各種	国民服
		階級章 肩章 部隊章	浜田二十一連隊 写真はがき 各種
		尉官礼服 一式 各種	戦時貯蓄債券
		水筒	防空ヘルメット
		飯盒	出征兵士幟旗
		軍隊内務全書等 手帳類各種	出征兵士日の丸寄書き
		浜田二十一連隊記念碑拓本	浜田二十一連隊関連納品価格表
		浜田二十一連隊写真はがき	浜田二十一連隊鬼瓦
美術	彫刻	木造北白川宮能久親王殿下立像	伝・石見国分寺仏頭
	銃刀類	長浜刀	サーベル 各種
		日本刀 刀 各種	槍 各種
		日本刀 脇差 各種	火縄銃 各種

分類	区分	資料名		
書画	本居宣長 書	玄珠田櫻 美人図		
	梅津玉洲 絵画	石心道心 観音		
	田中頼璋 絵画	西田頼亭 山水秋景色		
	田中頼璋一門 濱崎 和田 藤野	天香堂主人 山水		
	田中頼璋一門 西田 島津 猪口	秀圃 山水		
	岡田頼母 書	(作者不明) 龍		
	豊国 (不明)	田中頼璋 山水		
	国貞 (不明)	竹山彦 山水		
	宇田荻邨 富士	田平玉華 富士		
	月岡雪鼎 美人画	外史 山水		
	露樵 蘭	小野竹喬 山水		
	逸雲 双松太古石	小西福年 山水		
	奥村厚一 山脈	松平武揚 書		
	等番 (不明)	伊藤素軒 襖絵		
	橋本明治 梅の精	伊藤素軒 板戸絵		
	五老山人 松林仙館図	浜田県庁 板戸絵		
	棟方志功 御鷹図	松平武修 書		
	田能村竹田 竹田画賛高士玄談図	松平康定 書		
	梶原緋佐子 袖の露	玉置敬窓 絵画		
	西山完瑛 一本菊	浜田川河口付近の風景画		
	木村廣吉 月	生田精 書		
	河合健二 平原	若槻礼次郎 書		
	耳鳥斎 露払	誠斎 馬牧場		
	内藤伸 六松軒残菊	田平玉華 (不明)		
	浜崎頼象 櫻	道雲憲明 山水		
	中林竹洞 竹石図	栄進 鯉		
	久保田桃水 三社八幡図	渡辺華山 柳陰楽水		
	藤野頼樹 山水	耕進斎 藤如水 資身一竿		
	狩野 信 吉野山ノ桜花景色	(作者不明) 人物一鶴		
	内藤伸 湯泉郷	(作者不明) 鷹		
	山田敬中 雪中山水	刻藻郷 富貴香遠図		
	写真	浜田の絵馬	浜田での蒸気機関車写真	
		浜田の海	浜田川写真	
写真はがき 各種		浜田の町並み写真		
浜田の風俗写真		浜田の自然 風景写真		
浜田の田囃子写真		浜田市航空写真		
偉人	島村抱月使用机	牛尾弘篤翁碑拓本		
	島村抱月碑拓本	福沢翁碑拓本		

分類	区分	資 料 名	
		抱月碑拓本	小篠東海墓拓本
		島村抱月の碑拓本	俵国一 文化勲章 表彰関係
		善太郎を偲ぶ碑拓本	俵孫一 勲章 表彰関係
		松田察墓拓本	上迫忠夫資料
		木口小平銅像碑文拓本	伊藤勝三資料
		大達茂雄胸像碑文拓本	竹本正男資料
		山崎紅山句碑拓本	畑岡正夫資料
		お初碑拓本	福井誠資料
		藤井宗雄墓拓本	松田岩男資料
		八右衛門帷子	八右衛門燭台
地学		石見豊ヶ浦 貝化石 鯨骨化石	黄長石霞石玄武岩 岩石
		黄長石霞石玄武岩 地形模型	熱田 植物化石



浜田市浜田郷土資料館 展示会一覧

作成：令和2年8月21日

年度	展覧会名称	開催時期	入館者数	備考
S59	浜田の文化財展	7月～7月	1,380	
1984	土器と瓦展	7月～3月	1,681	
	石見神楽展	12月～12月	1,473	
S60	浜田市美術展秀作回顧展（第1部）	4月～5月	583	
1985	浜田市美術展秀作回顧展（第2部）	5月～6月	413	
	伊達鳥類コレクション展	7月～9月	2,187	
	夏休み自然科学教室 昆虫展	7月～8月	1,427	
	浜田市美術展秀作回顧展（第4部）	11月～12月	415	
	浜田の絵馬展	1月～2月	604	
S61	最近の発掘から	4月～3月	1,017	
1986	浜田の「やきもの」展	8月～9月	761	特別展
	浜田市美術展 審査員作品展	9月～10月	727	
	全島根図画展特選作品展	11月～1月	1,937	
	寄付資料展	2月～3月	1,603	
S62	最近の発掘から	4月～4月	174	
1987	浜田の歴史展	5月～3月	2,015	
	開館3周年記念3年間の展示記録展	7月～7月	262	
	夏休み自然科学教室	7月～8月	1,063	特別展
	県立博物館所蔵の近代絵画展	10月～11月	1,663	島根県立博物館
	全島根図画展特選作品展	11月～12月	1,196	
S63	民具展 第1回（衣食住）	4月～7月	1,154	
1988	88 山野草展	5月～5月	536	
	標本・模型展と夏休み教室	7月～8月	970	
	浜田の風景画展	9月～9月	877	特別展
	民具展 第2回（生産 生業）	10月～1月	665	
	全島根図画特選作品展	11月～11月	1,214	
	民具展 第3回（狩猟 漁労）	2月～3月	520	
	H1	89 山野草展	4月～4月	667
1989	移動展 平塚運一版画展	4月～5月	678	島根県立博物館
	民具展 第1回（生産 生業）	5月～6月	216	
	標本・科学作品展	7月～8月	470	
	私たちに残されたものー浜田の歴史展	9月～10月	1,067	
	全島根図画特選作品展	11月～11月	1,770	
	民具展 第2回（交通 運輸 交易）	12月～3月	154	
H2	90 山野草展	4月～4月	923	
1990	郷土石見の遺作展	6月～6月	420	特別展
	夏休み科学作品展	7月～8月	690	
	浜田市50年 暮らしの歴史展	10月～10月	902	特別展
	全島根図画特選作品展	11月～11月	937	

年度	展覧会名称	開催時期	入館者数	備考
H3	91 山野草展	5月～5月	495	
1991	移動展 橋本明治遺作展	6月～6月	3,654	島根県立博物館
	夏休み科学作品展	7月～8月	604	
	全島根図画特選作品展	11月～11月	1,214	
	浜田市郷土資料館友の会 拓本展	1月～2月	187	
	長浜人形展 寄贈披露展	3月～3月	747	
	H4	92 山野草展	4月～4月	698
1992	山崎修二寄贈作品披露展	5月～6月	800	
	夏休み科学作品展	7月～8月	553	
	石見の焼きもの展	9月～10月	885	
	全島根図画特選作品展	11月～11月	1,114	
	民具展 暮らしの中の光と音	2月～3月	467	
	中国寧夏の子どもたちが描いた絵画展	3月～3月	158	
	H5	清水光夢寄贈作品披露展	4月～4月	908
1993	浜田の歴史展	5月～3月	1,030	常設展
	移動展 館蔵名品展	6月～6月	1,312	島根県立博物館
	古墳から寺院へ	5月～5月	526	企画展
	全島根図画特選作品展	12月～12月	1,079	
H6	浜田の画家展	4月～4月	915	
1994	浜田の歴史展	5月～3月	807	常設展
	城・町・港 浜田藩展	7月～7月	337	開館10周年特別展
	よみがえる弥生のまつり	7月～8月	100	
	全島根図画特選作品展	12月～12月	807	
	浜田市郷土資料館友の会 拓本展	1月～2月	201	
H7	浜田の歴史展	4月～3月	1,115	常設展
1995	移動展 館蔵名品展	5月～5月	1,483	島根県立博物館
	伊藤素軒展	10月～10月	788	
	浜田市美術展 児童書写展	11月～11月	728	
	浜田市美術展 児童絵画展	11月～11月	582	
	全島根図画特選作品展	12月～12月	641	
H8	浜田の歴史展	4月～3月	653	常設展
1996	清水光夢遺作展	5月～5月	535	
	藤長操コレクション	10月～10月	716	
	浜田市美術展 児童絵画展	11月～11月	368	
	浜田市美術展 児童書写展	11月～11月	540	
	全島根図画特選作品展	11月～12月	799	
	長浜人形展	12月～3月	684	
H9	浜田の歴史展	4月～3月	1,059	常設展
1997	藤田威展	7月～7月	433	特別展
	石見とオリンピック展	10月～10月	723	特別展
H10	浜田の歴史展	4月～3月	1,123	常設展
1998	浜田の海 写真展	7月～7月	382	

年度	展覧会名称	開催時期	入館者数	備考
H11 1999	浜田の歴史展	4月～3月	869	常設展
	港 浜田の歴史	7月～9月	578	特別展
H12 2000	浜田の歴史展	4月～3月	1,496	常設展
	浜田のくらし	7月～11月	368	特別展
H13 2001	寄贈された資料展	4月～6月	499	コーナー展
	浜田の銘刀展	12月～12月	375	コーナー展
	長浜人形展	1月～3月	930	コーナー展
	海のお宝	7月～8月	622	特別展
	巡回展 しまねの原風景写真展	9月～9月	405	島根県立博物館
H14 2002	寄贈された資料展 市民寄贈披露展	4月～6月	466	コーナー展
	戦争と平和展 戦時下の浜田のまち	7月～8月	708	コーナー展
	藤長操コレクションⅠ	9月～12月	825	コーナー展
	浜田の歴史展	12月～12月	16	常設展
	藤長操コレクションⅡ	12月～3月	438	コーナー展
H15 2003	寄贈された資料展（市民、雲雀丘小）	4月～6月	553	コーナー展
	石見神楽面展	7月～8月	1,488	特別展
	海の世界とはまだ	9月～10月	516	特別展
	旧浜田藩士・岩田家資料展	11月～12月	494	コーナー展
	資料館館蔵品展	1月～3月	373	コーナー展
H16 2004	寄贈された資料展（市民、原井小等）	4月～6月	509	コーナー展
	資料館開館20周年のあゆみ	7月～7月	194	コーナー展
	長浜人形展 その型と人形	8月～9月	470	企画展
	松平右近将督家とその家臣・岩田家寄託品披露展	10月～11月	752	資料館20周年特別展
	懐かしの館蔵品展、浜田市出身のオリンピック選手ほか	12月～3月	556	コーナー展
H17 2005	寄贈された資料 市民寄贈披露展	4月～6月	394	コーナー展
	浜田と作家たち 藤長コレクション展	7月～8月	394	コーナー展
	資料館館蔵写真展 浜田の自然、町並み、風俗	9月～11月	639	コーナー展
	近年の発掘調査より 周布古墳・石見国分寺跡	12月～3月	439	コーナー展
H18 2006	市民寄贈披露展	4月～6月	494	コーナー展
	浜田藩最後の侍たち 小川家寄贈披露展	7月～9月	659	企画展
	チベット探検家 能海寛展	9月～12月	936	企画展
	郷土作家の館蔵絵画展	12月～2月	312	企画展
	とっとり・しまね発掘速報展	2月～3月	420	島根県教育委員会
H19 2007	市民寄贈披露展	4月～6月	704	コーナー展
	孝子八郎左衛門と浜田藩	7月～9月	710	コーナー展
	館蔵美術刀剣展	10月～12月	702	コーナー展
	館蔵写真展 浜田城山の四季	1月～3月	451	コーナー展

年度	展覧会名称	開催時期	入館者数	備考
H20 2008	市民寄贈披露展	4月～6月	499	コーナー展
	石見地方の焼物	7月～9月	430	コーナー展
	巨匠との出会い	10月～12月	1,085	企画展
	館蔵写真回顧展	1月～3月	1,056	企画展
H21 2009	市民寄贈披露展	4月～5月	500	コーナー展
	浜田最古の城下図と古田騒動	5月～6月	273	コーナー展
	石見壺ヶ浦と長浜台地	7月～9月	790	コーナー展
	浜田地域の中世城郭群	10月～12月	487	コーナー展
H22 2010	市民寄贈披露展	4月～6月	479	コーナー展
	懐かしの教科書	7月～8月	471	コーナー展
	藤長コレクション	9月～12月	638	コーナー展
	大相撲浜田場所	1月～3月	365	コーナー展
H23 2011	市民寄贈披露展	4月～6月	447	コーナー展
	浜田の偉人 旭編	7月～8月	263	コーナー展
	昔浜田の絵図と地図	9月～12月	902	コーナー展
	石見の掛軸と刀剣	1月～3月	802	コーナー展
H24 2012	寄贈披露展	4月～6月	613	コーナー展
	浜田の大名甲冑	7月～8月	269	コーナー展
	浜田の今昔写真展	8月～12月	1,011	コーナー展
	昔の生活小物展	1月～3月	565	コーナー展
H25 2013	寄贈披露展	4月～6月	503	コーナー展
	イルティッシュ号	7月～8月	379	企画展
	永見武久の風景・風俗	9月～12月	822	企画展
	絵馬と文化財案内	1月～3月	412	コーナー展
H26 2014	寄贈披露展	4月～6月	411	コーナー展
	ジェンナー頌徳碑と医師・豊原勘一郎	7月～8月	415	コーナー展
	体操の神様 竹本正男の軌跡	9月～10月	409	コーナー展
	館蔵逸品セレクション	11月～3月	682	開館30周年記念展
H27 2015	寄贈資料披露展	4月～6月	411	コーナー展
	戦後70年が過ぎる今	7月～8月	1,083	企画展
	小さな書画と巖焼	9月～11月	341	企画展
	続・藤長コレクション	11月～3月	628	コーナー展
H28 2016	寄贈資料披露展	4月～7月	426	コーナー展
	続・石見の焼物展	7月～9月	326	企画展
	田中頼璋一門展	10月～11月	256	コーナー展
	職人さんが使っていた道具展	12月～3月	515	コーナー展
H29 2017	寄贈資料披露展	4月～6月	584	コーナー展
	山陰本線・石見のSL展	7月～8月	519	コーナー展
	神山晋・典之兄弟写真展	9月～12月	837	コーナー展
	芸術への夢・熱き石見の文人たち	1月～3月	473	コーナー展

年度	展覧会名称	開催時期	入館者数	備考
H30	寄贈資料披露展	4月～6月	402	コーナー展
2018	写真展 群青の海	7月～8月	395	コーナー展
	音のある暮らし展	9月～12月	656	コーナー展
	中川茂樹寄贈資料披露展	1月～3月	649	コーナー展
R1	寄贈資料披露展	4月～6月	472	コーナー展
2019	写真展 城山の四季再び他	7月～8月	392	開府400年コーナー展
	瓦からみる浜田城	9月～12月	505	開府400年企画展
	浜田城と城下町	1月～3月	455	開府400年企画展

## 浜田市世界こども美術館創作活動館について

令和2年8月21日

### 1 設立経緯及び概要

- (1) 設立構想 平成8年
- (2) 開館 平成8年11月（7月に財団法人教育文化振興事業団発足）  
令和2年8月で23年8ヶ月経過
- (3) 建造物 鉄筋5階 展示室(5F4F 4室 380 m<sup>2</sup>) 多目的ホール 創作室等
- (4) 運営 浜田市指定管理指名 公益財団法人浜田市教育文化振興事業団
- (5) 資金 浜田市
- (6) 職員 8名 館長(嘱託) 総務(財団職員1 嘱託2)  
学芸(市職1 財団職員1 嘱託2)

### 2 方針

- (1) 子ども育成(美的感性と創造力の伸長)
- (2) 市民への美術啓発及び作品収集 管理
- (3) 美術を通じた世代間交流及び国際交流

### 3 来館者の傾向

アンケート回収結果による比率

単位：%

年度	来館地域		来館年齢					全来館者比 子どもの来館	現代美術展の 子ども観覧
	市内来館	市外来館	10代	20代	30代	40代	50以上		
27	60	40	46	8	19	13	15	52	84
28	58	42	*数値は22～28の7年間の平均値					47	65
29	62	38						52	81
30	66	34						59	80
1	43	57						63	89

### 4 収蔵作品状況

収蔵作品数 622点 子ども作品 6,538点(101カ国)

マチス エッシャー クレー ピカソ ミロ カンデンスキー シャガール 国芳 秋山孝 外)

浜田市関係作家…小林萬吾 佐藤一章 齋藤与里 橋本弘安 外)

浜田市出身作家…橋本明治 石本正 山崎修二 宮本政俊 清水光夢 俵  
典子 日野原克磨 大谷千恵 寺戸恒晴 佐々木信平 河  
野通暢 野田恵美子 山本佐香恵

※別紙「浜田市世界こども美術館創作活動館 郷土関係等収蔵作品一覧」  
参照

## 5 事業運営

(1)経費 浜田市補助金(受託事業費 管理費 自主事業費)

民間助成補助金(自主事業運営費…中国電力 地域創造 自治総合  
文化庁)

(2)内容と方法

- ・ 見ることと作ることを一体化した事業展開
- ・ 参加型の事業実践を柱とした企画運営

ア 展覧会 ・ 現代美術(作家との交流及び地元材料からの作品挑戦等)  
・ 郷土美術の掘り起こしと紹介  
・ 子どもアンデパンダン展(開館記念展…世界と浜田の子ども作品の紹介)

※別紙「浜田市世界こども美術館創作活動館 展覧会一覧」  
参照

イ 創作活動 ・ 土日祝日実施の自由参加型活動  
・ 市内小学校対象のミュージアムスクール(市外からの依頼も受諾)  
・ 招聘作家によるワークショップ(現代美術展出品作家や海外招聘指導者等)  
・ 出張ワークショップ(地元との交流)  
・ 成人向け講座

ウ イベント 美術館まつりや神楽公演等

エ その他 ・ 海外指導者招聘と交流活動  
・ JICA 委嘱によるブータン王国美術教育支援事業

(3) 招聘海外指導者一覧 (平成 21 年度から令和元年度)

フランス 11 回 スロベニア ギリシャ クロアチア オランダ イタリア  
ベルギー ドイツ オーストリア 2 回 イギリス アメリカ チェ

コ 台湾 メキシコ 1回

## 6 担当主分掌（令和元年度）

総務(1名) 施設設備管理、予算組みと会計処理、入札及び契約関係事務、民間助成金に関わる諸事務、諸文書管理、臨時職員雇用関係取り組み、館内会議、財団及び市教委との連絡事務、受付ショップ指導等、広報活動、学芸の補助、その他

※受付(3名)

接客案内、発券、ショップ関係(棚卸し等も含む)、学芸・総務の補助

学芸(4名) 企画展(1人1~2展主担当)、ブータン・フランス・ギリシャ台湾招聘(2人で分担)、収蔵品及び収蔵庫管理、広報等出版関係、補助金関係計画申請、祭り及びイベント企画運営、ミュージアムスクール・創作活動企画指導、職場体験受け入れ、出張ワークショップ、多目的ホール・コレクション室・一階ギャラリーの企画運営、その他

## 7 実施状況

事業別利用状況

単位:人

年度	入館者	観覧者	創作参加	土日祝創作	ゲストWS	MS総数	MS市外
27	51,968	32,944	11,599	6,700	1,269	1,168	829
28	47,703	29,173	10,082	5,589	1,029	1,274	776
29	47,582	28,720	9,639	6,948	1,288	1,403	955
30	50,173	31,167	11,420	5,960	1,369	1,547	1,038
1	52,361	33,908	10,359	5,914	1,201	1,480	1,052

## 8 実践に対しての外的評価

- ・生活文化大賞(日本ファッション協会…H15 2003)
- ・JAFRA アワード総務大臣賞(地域創造…H18 2006)
- ・久留島武彦文化賞(青少年育成センター事業団…H25 2013)
- ・産業経済新聞による調査結果(こどもと大人が楽しむ美術館)全国第4位)

※評価を得ての活動

- ・国際博物館会議アジア代表として発表(スペイン バルセロナ大会)
- ・韓国教育造形会議発表(韓国 ソウル)



- ・スロベニアでの展覧会共同開催

## 8 事業運営を通しての考え方

- (1)文化施設(展示等)における個性化の大切さ(展示作品による個性的施設以上に運営方法による個性化が大切)
- (2)事業展開は、子ども時代に感性の伸長を大切にしたい事から、子ども対象をベースとした参加型の事業展開に注目する価値がある。
- (3)子ども育成の展覧会・郷土文化の掘り起こしと紹介・海外との交流等の実施を進める中で、文化活動は人の力が支えと感ずることから、優秀な人員の適数が必要となる。
- (4)年数が経過しての施設設備のメンテナンス経費を考えたとき、建造物等は本当にシンプルに、そして耐久性を第一に考えるべきである。美術館の場合、建物等自体も美術作品だと考えたい。耐久性の向上とシンプルな美しさを設計条件にしたい。

浜田市世界こども美術館創作活動館 郷土関係等収蔵作品一覧

作成：令和2年8月21日

作家名	作品名	備考
伊東深水	黄いらぼ	藤長コレクション
横山操	赤富士	藤長コレクション
山口蓬春	静物	藤長コレクション
山口蓬春	瓜	藤長コレクション
橋本明治	波斯鉢に三宝柑	藤長コレクション
橋本明治	紅梅素描	藤長コレクション
麻田辨自	薔薇	藤長コレクション
石本正	舞妓	藤長コレクション
石本正	鶏頭	藤長コレクション
石本正	烏骨鶏素描	藤長コレクション
石本正	孔雀鳩	藤長コレクション
石本正	舞妓素描	藤長コレクション
向井久万	鉄仙	藤長コレクション
室井東志生	ボタン赤絵	藤長コレクション
室井東志生	舞妓	藤長コレクション
木村卓三	バラ	藤長コレクション
木村卓三	ボタン	藤長コレクション
野々内保太郎	鶴	藤長コレクション
安達不伝	子安観音	藤長コレクション
川村憲邦	ばら	藤長コレクション
内藤秀夫	早春	藤長コレクション
岡田守臣	百合	藤長コレクション
武者小路實篤	(不明)	藤長コレクション
露樵	蘭	藤長コレクション
逸雲	双松太古石	藤長コレクション
奥村厚一	山脈	藤長コレクション
五老山人	松林仙館図	藤長コレクション
棟方志功	御鷹図	藤長コレクション
田能村竹田	竹田画賛高士玄談図	藤長コレクション
梶原緋佐子	柚の露	藤長コレクション
西山完瑛	一本菊	藤長コレクション
木村廣吉	月	藤長コレクション
河合健二	平原	藤長コレクション
耳鳥斎	露払	藤長コレクション
浜崎頼象	櫻	藤長コレクション
不明	竹人秋ガケ	藤長コレクション
久保田桃水	三社八幡図	藤長コレクション
藤野頼樹	山水(冬)	藤長コレクション
狩野岑信	吉野山ノ桜花景色	藤長コレクション

作家名	作品名	備考
山田敬中	雪中山水	藤長コレクション
誠斎	馬牧場	藤長コレクション
田平玉華	不明	藤長コレクション
田平玉華	富士	藤長コレクション
道雲憲明	山水	藤長コレクション
栄進	鯉	藤長コレクション
渡辺崋山	柳陰楽水	藤長コレクション
不明	藤如水資身一竿	藤長コレクション
不明	人物鶴	藤長コレクション
不明	鷹	藤長コレクション
刻藻郷	富貴香遠図	藤長コレクション
中林竹洞	竹石図	藤長コレクション
玄珠田	美人図櫻	藤長コレクション
石心道心	観音	藤長コレクション
不明	山水秋景色	藤長コレクション
天香堂主人	山水	藤長コレクション
不明	山水	藤長コレクション
不明	龍	藤長コレクション
不明	山水	藤長コレクション
竹山彦	山水	藤長コレクション
外史	山水	藤長コレクション
小野竹喬	山水	藤長コレクション
小西福年	山水（秋）	藤長コレクション
不明	山水	藤長コレクション
荻野康児	花	藤長コレクション
荻野康児	浜田・松原の印象	藤長コレクション
豊国	不明	藤長コレクション
国貞	不明	藤長コレクション
月岡雪鼎	美人画	藤長コレクション
棟方志功	菩薩像	藤長コレクション
長谷川富三郎	大山・米子より	藤長コレクション
山本佐香恵	花	藤長コレクション
山本佐香恵	魚	藤長コレクション
山本佐香恵	不明	藤長コレクション
大久保実雄	ノートルダム寺院	藤長コレクション
大久保実雄	町並み(白扇旅館から)	藤長コレクション
中村秀之助	港の風景	藤長コレクション
中村秀之助	花	藤長コレクション
不明	港の風景	藤長コレクション
内藤伸	六松軒残菊	藤長コレクション
内藤伸	温泉郷	藤長コレクション
内藤伸	春野	藤長コレクション

作家名	作品名	備考
内藤伸	聖観音	藤長コレクション
内藤伸	兔	藤長コレクション
岩川義夫	バドミントン	藤長コレクション
米原雲海心	詩鏡	藤長コレクション
不明	海老	藤長コレクション
椋木英三	白磁刻花文大鉢	藤長コレクション
椋木英三	丸文角瓶	藤長コレクション
浜田庄司	柿釉市松角盛皿	藤長コレクション
岡姓	本金高蒔絵松竹梅本朱大平	藤長コレクション
岡姓	本末鯉高蒔絵大皿	藤長コレクション
岡姓	鶴松大皿	藤長コレクション
岡姓	盃蒔絵杯	藤長コレクション
博士鷺見順教	山邨秋風詩	藤長コレクション
桂園	不明	藤長コレクション
愛国（愛園）	松山閑雲石上苔	藤長コレクション
宇田荻邨	富士	藤長コレクション
等璠	不明	藤長コレクション
大谷千恵	コドクナオトシモノ	藤長コレクション
宗典玉	不明	藤長コレクション
橋本明治	舞	
橋本明治	演奏	
橋本明治	梳けざる女	
橋本明治	天平美人	
橋本明治	朝陽桜（試作）	
橋本明治	薔薇と立女	
橋本明治	朝日新聞連載小説『天皇の世紀』挿絵原画	
橋本明治	下絵一式	
橋本明治	スケッチブック5冊他	
	日本画講義録（4冊）	
石本正	冠鶴	
石本正	ぼっこう	
石本正	蟠竜湖のおとめ	
橋本弘安	夢のお話	
橋本弘安	休日	
橋本弘安	私の家族	
橋本弘安	明日の道	
橋本弘安	暮れる頃	
橋本弘安	天空	
橋本弘安	少年	
橋本弘安	夏の日午後	
橋本弘安	日曜日の朝	
橋本弘安	夏休み	

作家名	作品名	備考
橋本弘安	春の唄	
橋本弘安	18才(十八才)	
橋本弘安	春日影	
橋本弘安	春の音	
橋本弘安	遠い花火	
橋本弘安	夏の日の出会い	
橋本弘安	緑の庭	
橋本弘安	子供	
神田羊児	猫	
神田羊児	漁婦	
神田羊児	残果	
神田羊児	朝の光の中で	
神田羊児	不明	
神田羊児	寺の門	
神田羊児	五月	
神田羊児	トマト	
神田羊児	ふたり	
神田羊児	チーコ	
神田羊児	群	
デヴィット・スミス	瀬戸ヶ島	
ディビッド・スミス	浜田の港	
ディビッド・スミス	浜田の港習作	
ディビッド・スミス	娘の肖像	
斎藤与里	庭の桜	
斎藤与里	線香花火	
斎藤与里	裸婦	
佐藤一章	北木島の春	
佐藤一章	日御碕	
草光信成	裸婦習作	
佐々木信平	望郷	
佐々木信平	あめつち	
佐々木信平	何処へ	
佐々木信平	一家そろって	
佐々木信平	草刈りに行こう	
伊藤克	ビオット	
宮本政俊	神楽舞	
宮本政俊	無題	
小林萬吾	無題	
寺戸恒晴	石見神楽蛇舞	
山崎修二	崖と海	
山崎修二	サンポールの朝	
山崎修二	冬日	

作家名	作品名	備考
山崎修二	池畔風景	
山崎修二	オーヴェル夏の坂道	
山崎修二	ヴェニス真昼時	
山崎修二	アンステイユウの泉	
山崎修二	丘の街アッジ	
山崎修二	暖冬	
山崎修二	漁村の夏	
山崎修二	瀬戸ヶ島の正月	
山崎修二	黄色のエプロン	
山崎修二	河畔新緑	
山崎修二	佳日	
山崎修二	竹迫の春	
山崎修二	高佐の春	
山崎修二	心覚院仏像	
山崎修二	白い制服	
山崎修二	浜田河畔	
山崎修二	水彩画杉戸の晩秋	
山崎修二	川沿の田舎町	
山崎修二	濱田川新緑	
山崎修二	山陰の漁家	
山崎修二	ピアノの前	
山崎修二	夏椿	
山崎修二	岩礁	
清水光夢	うねり	
清水光夢	岩礁	
清水光夢	瞬きの命	
清水光夢	怒涛	
清水光夢	月光の海	
清水光夢	永遠	
清水光夢	青い鶏冠を飾る黄金の鳥	
清水光夢	昇雲	
清水光夢	無限	
清水光夢	逆光の海	
野田エミ	祈り	
俵典子	エッフェル塔	
俵典子	無題	
千金貫事	雪の藁小屋	
鬚嘔	Mr. Mrs. Rainbo	
河野通暢	シルクスクリーン版画作品一式	
天津恵	Peace & Birds	
天津恵	bright time	
天津恵	海と太陽の街. 子ども讃歌	

作家名	作品名	備考
大谷千恵	夕日のオトシモノ	
宮地房江	波の華	
宮地房江	冬の山	
宮地房江	建てる	
宮地房江	大滝	
宮地房江	不明（作品5）	
宮地房江	不明（作品6）	
石井春	作品No404073	
石井春	作品No707034	
永見武久	写真一式	
後藤正治	写真一式	
日本芸術人形協会浜田支部	浜っ子まつりわらべ人形	

浜田市世界こども美術館創作活動館 収蔵作品一覧（郷土関係以外）

作成：令和2年8月21日

作家名	作品名	制作年
パブロ・ピカソ	ガリシア地方の娘	1895
パブロ・ピカソ	ドラ・マールの肖像	1939
パブロ・ピカソ	ヘアバンドのジャックリーヌ	1962
パウル・クレー	家族	1918
カンディンスキー	小さな世界・Ⅲ	1922
カンディンスキー	小さな世界・Ⅶ	1922
アンリ・マティス	サーカス	1947
アンリ・マティス	馬・曲馬師・道化	1947
ジョアン・ミロ	家族	1952
ジョアン・ミロ	クリオールの子(植民地の女)	1958
マルク・シャガール	冬	1961
マルク・シャガール	サーカス	1967
モーリス・エッシャー	昼と夜	1938
モーリス・エッシャー	凸面と凹面	1955
モーリス・エッシャー	物見の塔	1958
歌川国芳	かしら一ツにて武者三人	1839-42頃
歌川国芳	開運出世合躰七福神	1842-47頃
歌川国芳	みかけハこハゐがとんだいい人だ	1847-52頃
アーサー・ラッカム	不思議の国のアリス	1907
アーサー・ラッカム	ガリバー旅行記	1909
アーサー・ラッカム	絵の本	1913
アーサー・ラッカム	ウェークフィールドの牧師	1929
エドモンド・デュラック	ハンス・クリスチャン・アンデルセン童話集	1911
福田繁雄	ポスター作品一式	-
秋山孝	ポスター作品一式	-
渡邊紳二	刻印のための長いテーブル	1996-97
渡邊紳二	刻印のための円いテーブルⅢ	1996-97
渡邊紳二	《刻印のための長いテーブル》よりⅠ	1997
渡邊紳二	《刻印のための長いテーブル》よりⅡ	1997
青木世一	創世記太古への扉	1991-93
青木世一	長靴を履いた猫 P U S S	1989
青木世一	日常のメカニズムⅡ	1993
青木世一	ジャックとタイプライタ	1988
青木世一	ぬけがらパズル	2001
青木世一	セザンヌキットⅡリンゴ	1999
山下工美	折り紙	2005



作家名	作品名	制作年
山下工美	扉	2005
山下工美	星座（少年）	2006
三島喜美代	パッケージ	1980-2000
深堀隆介	新羅	2004
荒木珠奈	はじまりはじまり	2006
岩野勝人	New Moon	2000
ヤン・テークン	夢	2006
加藤治男	ダンスデバランス	2004
牛島均	スロープマニア	2007
馬場哲晃	フレクトリックドラムス	2004-2010
大林一哉	商店街キューブ積み木	2010
富田菜摘	みのり	2011
富田菜摘	梨子	2008
富田菜摘	吉右衛門	2008
富田菜摘	ドンキー	2011
富田菜摘	ウメ	2018
富田菜摘	かりん	2010
富田菜摘	茂吉	2010
富田菜摘	ラードン	2018
富田菜摘	たま子	2018
富田菜摘	浜田学	2017
戸泉恵徳	母船	2005
中村正	キツネ（ウインターコスチューム）	2004
中村正	狼	2006
中村正	イヌ（風船売り）	2007
齋藤二葉	カンガルー	2005
木村崇人	木もれ陽ボックス	2008
土壁綾	POMY（タコ星人1）	2008
土壁綾	PAMON（タコ星人2）	2008
土壁綾	UBOBON（トーテムポール1）	2008
土壁綾	IBIBIN（トーテムポール2）	2008
そがあやの	ユラギモ	2009
伏見再寧	suzukaze	2009
関野宏子	ニョロの海	2010
関野宏子	ニョロドミノ	2011
関野宏子	クミノョロ	2012
関野宏子	ニョロの楽器（一式）	2017
関野宏子	にじニョロさん	2018
スガワラマコト	ドミノマン	2011

作家名	作品名	制作年
スガワラマコト	つながりっぼうたい	2012
石垣克子	そうさくコルク人	2012
近藤晃子	Perch	2012
203gow	編みダイオウイカ	2013
204gow	編み大たこ	2013
船原七紗	浜田マリン大橋	2017
船原七紗	「みかけハコハゐがとんだいい人だ」歌川国芳より	2018
チヒロボ	海が散歩にいったなら	2018
チヒロボ	ハマビーヌ	2018
チヒロボ	ドンチッチひめ	2018
ぱらぱらマンガ友の会	フリップブック作品一式	2003-2019
本濃研太	お面いっぱい	2017
武藤亜希子	海の庭 H+A+M+A+D+A	2018
木暮奈津子	太鼓をたたくアンコウ	2017
木暮奈津子	足のあるアジ	2017
木暮奈津子	歩くあなご	2017
木暮奈津子	足のあるノドグロ	2017
木暮奈津子	石見神楽タコちゃん	2017
木暮奈津子	浜田のタコたち (10体)	2017
遠藤良亮	犬のおまわりさん (イヌ・ネコ)	2017
遠藤良亮	やぎさんゆうびん (白ヤギ・黒ヤギ)	2017
山本麻璃絵	オロチアトムアタック	2019
山本麻璃絵	大蛇 (仔) 之図	2019
樋口一成	珠ゆら	2011
樋口一成	スパイラルタワー	2011
樋口一成	振れ木	2011
樋口一成	ふたり	2011
樋口一成	きのみ	2011
樋口一成	直方転	2011
樋口一成	れんきゅう	2011
樋口一成	弧ろ木	2011
樋口一成	まわり木	2011
樋口一成	木の音	2011
近藤安由美	ダイナソー・ホイッスル (一式)	2017
ミヤゴレグノ	つなげて遊ぶ浜田の海	2019
藤田伸	浜田の森と海	2019
ピーター・マルコ	イカ	2016

浜田市世界子ども美術館創作活動館 展覧会一覧

作成：令和2年8月21日

年度	展覧会名称	開催時期	入館者数	備考
H8 1996	子どもたちのためのパウル・クレー展／世界児童画展	11月～1月	6,429	
	渡邊紳二の鉄作品展	2月～3月	2,586	
H9 1997	橋本明治ってどんな人展	4月～5月	4,668	
	島根県立博物館移動展 みずのいろいろ	6月～6月	1,710	
	オリックス・コレクションかたちの不思議展	7月～8月	4,502	
	浜田のたからもの展	9月～10月	4,034	
	開館一周年記念 浜田子どもアンデパンダン展	11月～1月	4,389	
	ジャングルぐるぐる 松本秋則の音と光の世界	2月～3月	2,731	
H10 1998	こどもの心 川端建生展	4月～6月	4,060	
	描かれた花 ゴッホからモンドリアン展	7月～8月	7,425	
	スティールアート コネクション	8月～9月		外庭で開催
	デイビッド・スミスの風景画展	9月～10月	2,942	
	第2回 浜田子どもアンデパンダン展	11月～1月	3,332	
	えほんの絵 世界の絵本原画展	1月～3月	3,287	
H11 1999	アンニョンハセヨ 韓国展	3月～4月	757	
	ピカソの凸凹版画展	4月～6月	4,607	
	ミステリー美術館	7月～8月	6,954	
	石井春展 ポルトガルの風	8月～8月		3F多目的ホール開催
	鎧の時代 松平周防守家の成立と浜田展	9月～10月	3,127	
	第3回 浜田子どもアンデパンダン展	11月～1月	3,704	
H12 2000	ボンジュールフランス展	2月～3月	1,873	
	海獣図鑑	4月～6月	4,923	
	出会って生まれた日本の美術	7月～9月	5,091	
	アートでミート5か国交流展	9月～10月	2,203	
	旅する椅子	9月～10月		外庭で開催
H13 2001	第4回 浜田子どもアンデパンダン展	11月～1月	3,078	
	浜田の洋画展	2月～3月	1,855	
	青木世一 きっと木っとキット展	4月～6月	2,778	
	平成13年度 島根県新収蔵品展	6月～7月	1,228	
	ダリの彫刻	7月～9月	4,120	
	ハローアメリカ展	9月～10月	1,602	
H14 2002	第5回 浜田子どもアンデパンダン展	10月～1月	3,017	
	展示室のひみつ展	2月～4月	2,316	
	マジカルカメラ写真展	4月～7月	3,157	
	ピカソの顔	7月～9月	5,479	
H15 2003	第6回 浜田子どもアンデパンダン展	10月～1月	3,610	
	オラ メキシコ展	2月～4月	2,326	
	ひかりのたからもの トリック×トリック展	4月～7月 7月～8月	2,688 8,710	

年度	展覧会名称	開催時期	入館者数	備考
H15 2003	海のしらべ展	9月～10月	1,139	
	日本画の未来	10月～12月	2,017	
	第7回 浜田子どもアンデパンダン展	12月～3月	2,350	
	子ども美術館 収蔵品展	3月～4月	854	
H16 2004	写真をめぐる4の表現	4月～7月	2,457	
	浜田生まれの日本画家 橋本明治展	7月～9月	4,768	
	子ども美術館 収蔵品展	9月～10月	783	
	第8回 浜田子どもアンデパンダン展	10月～1月	3,187	
H17 2005	ニーハオ 中国	2月～4月	1,501	
	謎なぞ美術展	4月～6月	3,501	
	えがかれたファッション 石見美術館収蔵品展	6月～7月	815	
	岡本太郎とピカソ展	7月～9月	5,469	
	子ども美術館 収蔵品展	9月～10月	875	
	昭和の子どもたち 石井美千子 人形展	10月～11月	17,327	
H18 2006	第9回 浜田子どもアンデパンダン展	11月～1月	2,301	
	ハロハロフィリピン 子どものアートとくらし展	2月～4月	1,810	
	さわって楽しむ現代美術展	4月～6月	4,116	
	印象派のABC フランスの児童美術と印象派	6月～7月	906	
	印象派から広がる美術の世界	7月～9月	3,720	
	日本画のいろは 子ども美術館 収蔵品展	9月～9月	678	
	世界のヒーロー アンパンマン展	10月～11月	11,949	
H19 2007	第10回 浜田子どもアンデパンダン展	12月～1月	2,093	
	カグラ！石見神楽の世界展	2月～4月	6,549	
	現代美術の遊園地	4月～7月	6,336	
	しりとり美術展	7月～9月	4,073	
	よりどりアートワールド 子ども美術館収蔵品展	9月～9月	712	
	ウルトラマンキッズワールド	10月～11月	9,573	
H20 2008	第11回 浜田子どもアンデパンダン展	12月～1月	1,941	
	カグラ！ワンダーランド展	2月～4月	4,340	
	どうぶつ・しょくぶつ・子どもたち -絵本作家4人展-	4月～5月	3,424	
	はまびーアートツアー 子ども美術館収蔵品展	5月～6月	1,222	
	現代美術の動物園	7月～9月	7,834	
	福田繁雄展 びっくりおもしろポスター	10月～11月	2,295	
	ウルトラマンキッズワールド Happy winter	12月～1月	5,600	
H21 2009	第12回 浜田子どもアンデパンダン展	1月～2月	1,293	
	カグラ！石見神楽の今・むかし	2月～4月	2,694	
	昭和の子どもたち 石井美千子 人形展	4月～5月	6,100	
	お散歩美術館 子ども美術館収蔵品展	5月～7月	2,116	
	現代美術マジック	7月～9月	7,871	
	太田大八とえほんの仲間たち展	10月～11月	1,394	
	やなせたかしの世界展 みんなのヒーローアンパンマン	11月～1月	6,851	

年度	展覧会名称	開催時期	入館者数	備考
H21 2009	第13回 浜田こどもアンデパンダン展	1月～2月	1,596	
	カグラ！石見神楽とアート展	2月～4月	3,499	
H22 2010	遊べる彫刻展	4月～5月	1,939	
	浜田の美術	6月～7月	1,597	
	つないでアート	7月～9月	9,392	
	トリックアート展	10月～11月	26,349	
	いわむらかずおの絵本の世界展	11月～1月	2,823	
	第14回 浜田こどもアンデパンダン展	1月～2月	1,462	
	カグラ！石見神楽と浜田の伝統展	2月～3月	2,894	
	秋山孝 in 浜田2011 ポスターコレクション	3月～3月		コレクション室開催
H23 2011	ウルトラマンキッズワールド2011	4月～5月	6,983	
	作家たちの浜田	5月～7月	2,242	
	体験型現代美術展 芸夢ゲーム展	7月～9月	9,466	
	万華鏡の世界展	10月～11月	2,843	
	木のおもちゃ展	11月～1月	4,124	
	第15回 浜田こどもアンデパンダン展	1月～2月	1,699	
	カグラ！石見神楽と浜田の伝統展	2月～3月	2,159	
H24 2012	あきやまただし原画展	4月～4月	4,150	
	橋本明治・橋本弘安～親子二人展～	5月～7月	3,040	
	体験型現代美術展 夢現代∞美術	7月～9月	8,061	
	ドールハウス展 in 浜田	10月～11月	11,240	
	おもしろ木のおもちゃ展 松島洋一&デザイナー6人	12月～1月	5,271	
	第16回 浜田こどもアンデパンダン展	1月～2月	1,967	
H25 2013	カグラ！石見神楽と浜田の伝統展	2月～3月	2,295	
	やなせたかしの世界展	4月～5月	7,128	
	はまだの美術	5月～7月	1,538	
	体験型現代美術 遊美展-あそびてん	7月～9月	11,512	
	さかな展	10月～11月	2,759	
	からくりフェスティバル	11月～1月	5,848	
	第17回 浜田こどもアンデパンダン展	1月～2月	1,780	
H26 2014	カグラ！石見神楽と浜田の伝統展	2月～3月	3,126	
	五味太郎作品展 絵本の時間	4月～5月	4,373	
	日本の中のはまだの美術	6月～7月	1,998	
	体験型現代美術展 変身アート	7月～9月	9,436	
	木と音を楽しむ展覧会 森の演奏会	10月～1月	6,175	
	第18回 浜田こどもアンデパンダン展	1月～2月	1,905	
H27 2015	石見神楽と浜田の伝統展	2月～3月	2,216	
	tupera tupera 絵本のおもちゃ箱展	4月～5月	8,789	
	浜田の日本画と洋画展	6月～7月	1,434	
	アートの秘密基地展	7月～9月	11,991	
	そっくり彫刻展	10月～1月	5,273	

年度	展覧会名称	開催時期	入館者数	備考
H27 2015	第19回 浜田こどもアンデパンダン展	1月～2月	1,748	
	カグラ！石見神楽と浜田の伝統展	2月～3月	2,604	
H28 2016	ウルトラマンキッズワールド2016	4月～5月	6,184	
	佐々木信平とその仲間たち展	6月～7月	1,719	
	体験型現代美術 スペース・アート展	7月～9月	9,049	
	ダンボールの変身展	10月～1月	6,443	
	第20回 浜田こどもアンデパンダン展	1月～2月	1,615	
	開館20周年記念展	1月～2月		コレクション室開催
	石見神楽と浜田の伝統展	2月～3月	2,729	
H29 2017	コロコロ、カタカタ 木のおもちゃ展	4月～5月	7,208	
	山崎修二と山崎に学んだ女流画家展	6月～7月	1,277	
	体験型現代美術 アートパレード展	7月～9月	9,981	
	新聞紙の変身展	10月～1月	5,866	
	第21回 浜田こどもアンデパンダン展	1月～3月	1,661	
H30 2018	遊べる木のおもちゃ展	3月～5月	9,149	
	はまだの風景画展	6月～7月	1,053	
	現代美術のかくれんぼ展	7月～9月	11,606	
	廃材アート展	10月～1月	5,136	
	第22回 浜田こどもアンデパンダン展	1月～2月	1,756	
	動きや音を楽しむ 樋口一成 木のおもちゃ展	3月～3月	3,195	
H31 2019	アートパズル展	4月～5月	8,415	
	橋本弘安 展 「本当の色」 岩絵具の探求	6月～7月	945	
	クルクルバラバラ 動くアートの秘密展	7月～9月	13,071	
	あそぶ木のアート展	10月～1月	8,347	
R1 2020	第23回 浜田こどもアンデパンダン展	1月～3月	2,014	
	つみき展	3月～5月	1,538	～4/10まで（感染症対応のため）
	浜田の子カラ展	6月～7月	681	

## 令和2年国勢調査に係る「かたり調査」の発生について

国勢調査をかたって、調査項目ではない取引金融機関名、預金額等を尋ねる「かたり調査」が発生しました。

### 1 発生場所、日時

- ・浜田市内
- ・令和2年9月24日（木）午前9時頃

### 2 内容

- ・国勢調査の調査員と名乗る男が、被害者の世帯を訪問し、「調査票を回収しに来たが書いてくれましたか」と尋ね、被害者が「まだ記入していない」と回答すると、その男が「名前、家族構成、会社名、いつ家にいるか、普段家にいるか、高齢者と同居しているか、給料は振込み・手渡しのどちらか、公共料金は振込みか、振込先の金融機関名、預金額、現金をいくらもっているか」を尋ね、被害者は回答した。
- ・被害者は、その男が調査票を配布した調査員と異なるため、不審に思い、浜田市へ連絡した。
- ・被害者は、調査票は渡していない。

### 3 対応状況

- ・浜田警察署に本件を報告。
- ・島根県統計調査課が報道発表。
- ・防災・防犯メール及び浜田市HPで市民向けに注意喚起。
- ・国勢調査員に事案の発生と国勢調査員証及び腕章の着用徹底を通知。

### 4 被疑者情報

- ・年齢 20～40歳くらいの男性
- ・身長 170cmくらい
- ・体形 やせ気味
- ・着衣 黒の上下作業服、帽子（キャップ）、マスク
- ・声色 若い感じの声、はきはきした話し方ではない

浜田市における新型コロナウイルスの感染症患者の発生について

1 患者（9月24日までの発生分）

	1 例目	2 例目
年代	50 歳代	非公表
性別	男性	非公表
居住地	浜田市	浜田市
症状	9/19 のどの違和感 9/20～23 発熱(最高 38.4℃)、咳	9/20～9/24 発熱(37.3℃)、倦怠感
経過	9/20～21 千葉県に出張 9/23・保健所に相談（検査ができる診療所を紹介） ・診療所を受診し、抗原検査キットにより陽性 ・感染症に対応した医療機関へ入院 ・診療所医師より確認検査の依頼があり、県保健環境科学研究所が PCR 検査を実施し、陽性を確認。 ・午後 10 時 新型コロナウイルス陽性確認	9/24・午後 2 時 新型コロナウイルス陽性確認
その他		1 例目の同居者

2 1 例目及び 2 例目患者発生後の経過（9月27日（日）15時現在）

(1) 行動調査、濃厚接触者の特定

- ・発症 2 日前の行動調査及び濃厚接触者の特定は終了。
- ・不特定多数の方が使用する施設等の長時間の利用や、不特定多数の方との接触はなし。
- ・発症 14 日前の行動調査及び接触者調査を実施中。

(2) 検査状況

	検査数 (当日/累計)	結果
9月24日（木）	13名/13名	12名陰性、1名陽性（=2例目）
9月25日（金）	40名/53名	すべて陰性
9月26日（土）	28名/81名	すべて陰性
9月27日（日）15時現在	0名/81名	累計 80名の陰性を確認

- ・引き続き、接触者の健康調査を実施中。



### 3 浜田市の対応

#### (1) 浜田市新型コロナウイルス対策本部会議の実施

- ・第20回会議 9月24日(木) 01時15分～
- ・第21回会議 9月24日(木) 11時30分～
- ・第22回会議 9月25日(金) 10時00分～
- ・第23回会議 9月28日(月) 10時00分～

#### (2) 浜田市長による記者会見

- ・9月24日(木) 13時30分～

※ 島根県知事による記者会見 同日11時45分～

#### (3) 一般電話相談の時間延長(健康医療対策課)

- ・9月24日(木)～ 平日17:15～20:00(～17:15までは通常)
- ・保健師、栄養士等が2名体制にて対応

#### (4) 市内小中学校幼稚園の児童・生徒及び保護者への文書配付

- ・9月25日(金) 各学校、各園を通じて
- ・学校での感染予防の取組及び臨時休業の考え方  
人権への配慮に関する資料

#### (5) 接触者の検査結果の報告

- ・9月28日(月) 浜田市ホームページに検査数掲載

## 陳情審査結果等報告書

(令和2年9月定例会議審査分)

受付年月日	番号	件名	陳情者	付託委員会	付託年月日	審査年月日	審査結果等	可の者 (賛成)	不採択の理由
R2.8.18	154	湯屋温泉の温泉供給料金の引き下げを求める陳情について	浜田市金城町下来原1431 株式会社ケイ・エフ・ジー 代表取締役 戸津川 隆子	産業建設 委員会	R2.9.1	R2.9.11	賛成なし 不採択	なし	経営状況が安定している中での減免は公平性に欠けるため。
R2.8.19	155	櫛田原地区民の交通の便を確保し、安心して暮らせる地域づくりに向けた支援を求める陳情について	櫛田原町内会 会長 中村 善美 役員 三浦 慎治 役員 佐々木 順司	総務文教 委員会	R2.9.1	R2.9.9	賛成全員 採択	全員	
R2.8.20	156	スキー事故の進展及び結果の報告を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	総務文教 委員会	R2.9.1	R2.9.9	賛成全員 採択	全員	
R2.8.20	157	指定管理者選定委員会の委員の公開に関して矛盾する取扱いに対する回答を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	総務文教 委員会	R2.9.1	R2.9.9	賛成多数 採択	芦谷、三浦、西川、 上野、永見、西田	
R2.8.20	160	指定管理者の指定取消し及び次回の申し込み禁止・辞退等を勧める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	産業建設 委員会	R2.9.1	R2.9.11	賛成多数 採択	飛野、道下、 川上、笹田	
R2.8.20	161	過去の陳情と同一趣旨の陳情の取扱いの改善を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	議会運営 委員会	R2.9.1	R2.9.4	賛成少数 不採択	川上、道下、澁谷	規定に沿って付託、審査しており、門前払いとしていないため。なお、陳情提出時には陳情者からの意向を確認することとし、今後は対応を行う。
R2.8.20	162	浜田市議会陳情書取扱基準の改善を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	議会運営 委員会	R2.9.1	R2.9.4	賛成多数 採択	川上、三浦、沖田、 道下、澁谷、柳楽	
R2.8.20	163	浜田市議会基本条例と浜田市議会議員政治倫理条例のすり合わせを求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	議会運営 委員会	R2.9.1	R2.9.4	賛成多数 採択	川上、牛尾、芦谷、 飛野、三浦、沖田、 道下、澁谷、柳楽	

令和 2年 10月 月間工程表

作成日 令和2年8月28日

工 事 名		浜田市本庁舎全員協議会室等空調設備改修工事		主任監督員	監督員																											
請 負 者		イワタニ島根 浜田事業部																														
現 場 代 理 人		岩田 浩司																														
工 種	項 目	月 日		10月																												備考
		曜日	曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
共通	共通仮設	委員会室、廊下 現場内養生																														
	各検査・立会	現場内養生搬入																														
	削孔工事	機械室コア抜き																														
	廊下																															
	委員会室2,3																															
	全員協議会室 執行部控室																															
	建築工事																															
空調設備工事	廊下																															
	委員会室2,3																															
	委員会室1																															
	全員協議会室 執行部控室																															
	6階 屋上																															
電気設備工事	B1~F6 機械室、電気室																															
	廊下																															
	委員会室2,3																															
	委員会室1																															
	全員協議会室 執行部控室																															
	6階 屋上																															
備考		停電作業																														

令和 2年 11月 月間工程表

作成日 令和2年8月28日

工 事 名		浜田市本庁舎全員協議会室等空調設備改修工事																												主任監督員	監督員			
請 負 者		イワタニ島根 浜田事業部																																
現 場 代 理 人		岩田 浩司																																
工 種	項 目	月 日		11月																														備考
		曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月			
共通	共通仮設	委員会室、南側廊下 現場内養生														北側廊下 現場内養生																		
	各検査・立会	機器立会														全員協議会室、執行部控室 現場内養生																		
	削孔工事																																	
	廊下	天井下地・ボード貼り																																
	委員会室2,3	天井下地・ボード貼り																																
	全員協議会室 執行部控室	天井下地・ボード貼り																																
	空調設備工事	廊下															器具付け																	
委員会室2,3	器具付け																																	
委員会室1																																		
全員協議会室 執行部控室	配管保温														器具付け																			
6階 屋上	室外機搬入設置配管接続・配管気密試験																																	
電気設備工事	B1~F6 機械室、電気室																																	
	廊下	天井墨出し・ボード開口																																
	委員会室2,3	天井墨出し・ボード開口														器具付・点灯試験																		
	委員会室1	器具付・点灯試験																																
	全員協議会室 執行部控室																																	
6階 屋上	屋上配管・配線・結線・試験																																	
備考																																		